

児童虐待防止条例の策定検討

報 告 書

平成31年 3月

公明党神戸市会議員団

目 次

1. 神戸市子どもを虐待から守る条例 策定作業過程
2. 公明党内勉強会 (6月21日(木))
3. 与党会派検討会 第1回 (6月28日(木))
4. 与党会派検討会 第2回 (8月7日(火))
5. 条例案について自民党と協議 (9月10日(月))
6. 与党会派検討会 第3回 (9月14日(金))
7. 与党会派検討会 第4回 (9月20日(木))
8. 与党会派検討会 第5回 (10月11日(木))
9. 与党会派検討会 第6回 (11月7日(水))
10. 文教子ども委員会より提案 (11月30日(金))
11. 文教子ども委員会 参考人意見陳述 (31年1月22日(火))

2. 公明党内勉強会（6月21日(木)）

3. 与党会派検討会 第1回（6月28日(木)）

4. 与党会派検討会 第2回 (8月7日(火))

5. 条例案について自民党と協議（9月10日（月））

6. 与党会派検討会 第3回 (9月14日(金))

7. 与党会派検討会 第4回 (9月20日(木))

8. 与党会派検討会 第5回 (10月11日(木))

9. 与党会派検討会 第6回 (11月7日(水))

10. 文教こども委員会より提案（11月30日（金））

11. 文教こども委員会 参考人意見陳述

(31年1月22日(火))

1. 神戸市子どもを虐待から守る条例 策定作業過程

月 日	内部検討会	市担当課協議	関係機関、団体等ヒアリング	市会	その他
平成30年度					
4月23日(月)		第1回			
5月7日(月)		第2回			
5月23日(水)	第1回				
6月4日(火)	第2回				
6月21日(木)	公明党内勉強会				
6月28日(木)				与党会派検討会 第1回	
7月9日(月)	第9回				
7月13日(金)				安井議員と打合せ	安井事務所
7月17日(火)			長谷川弁護士と打合せ		みのり法律事務所
8月7日(火)				与党会派検討会 第2回	
8月9日(木)	第10回				
8月10日(金)				安井議員と打合せ	安井事務所
8月31日(金)	第11回				
9月5日(水)	第12回				
9月5日(水)		第3回			
9月10日(月)				自民党と協議	自民党控室
9月14日(金)				与党会派検討会 第3回	
9月20日(木)				与党会派検討会 第4回	
9月27日(水)	第13回				
10月11日(木)				与党会派検討会 第5回	
10月24日(木)		議会事務局と			
11月7日(水)				与党会派検討会 第6回	
11月30日(金)				文教子ども委員会より提案	

月 日	内部検討会	市担当課協議	関係機関、団体 等ヒアリング	市会	その他
12月5日(水)				本会議上程	
1月22日(火)				文教子ども委員会 会 審査	参考人意見陳述
2月13日(水)				文教子ども委員会 会審査、可決	
2月18日(月)				本会議 可決	

2. 公明党内勉強会（6月21日(木)）

公明党案

(仮称) 神戸市子どもを虐待から守り、健全な育成を推進する条例 (案) ver. 6

< 条例説明 >

【条例制定の思い】

前 文 (案)

子どもは生まれたときから一人の人間としてその権利が保障されています。そして、子ども一人ひとりを認めあい、子どもの生命(いのち)と心を守ること、子どもが自主性を持って成長していくよう促すこと、そして保護者の子育てを支えることは、社会全体の責務です。

しかしながら、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。家庭環境の多様化 地域社会における人間関係の希薄化、経済状況の変化などから、家庭や地域社会における養育機能が低下し、子どもに対する虐待が後を絶たず、子どもの身体と心に大きな傷を残し、尊い命を落とすという痛ましい事件も発生しています。また、虐待を受けた子どもが適切なケアを受けないまま成長し、次の世代に虐待が連鎖する懸念も指摘されています。

子どもへの虐待は、理由の如何に関わらず決して許されず、子どもに対する重大な人権侵害であり、子どもの心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識しなければなりません。

子育ては、「第一義的には父母その他の保護者が責任を持つ」という基本的認識を前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができるよう、社会全体で支援していかねばなりません。

そして、子どもへの虐待をなくしていくためには、虐待の未然防止、早期発見、早期対応、虐待対応後の子ども、保護者等への支援の環境を強化・充実させていく必要があります。

こうした認識の下、私たちは、社会全体として、子どもを虐待から守り、その健やかな成長を支え、安心して子育てができるまちを目指し、全ての市民が一体となって、地域の力で子どもと家庭を支える環境づくりを推進するため、この条例を制定する。

条例の構造

【理念条項】

- 第 1 条 (目的)
- 第 2 条 (定義)
- 第 3 条 (基本理念)

【原則条項】

- 第 4 条 (市の責務)
- 第 5 条 (市民の責務)
- 第 6 条 (保護者の責務)
- 第 7 条 (関係機関等の責務)

【制度条項】

<虐待の予防>

- 第 8 条 (母子保健施策との連携)
- 第 9 条 (情報の共有)
- 第 10 条 (虐待の防止等のための個人情報の提供)

<虐待対応後の支援>

- 第 11 条 (虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)
- 第 12 条 (虐待を行った保護者への支援、指導等)

<虐待防止の体制及び環境等の整備>

- 第 13 条 (虐待の防止等に係る体制の整備)
- 第 14 条 (児童虐待防止の推進)
- 第 15 条 (財政上の措置)

<議会への報告、委任>

- 第 16 条 (議会への報告及び公表)
- 第 17 条 (委任)

<附則>

規定する内容と条文

規定する内容	条 文
理 念 条 項	
<p style="text-align: center;">条例の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 子どもを虐待から守ることについての基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにする。 ▶ 虐待の予防、早期発見、子どもの保護、その他虐待から守るための施策の基本的事項を定める。 ▶ 子どもを虐待から守る施策を総合的に推進する。 ▶ 子どもの心身の健やかな成長、発達に寄与する。 	<p style="text-align: center;">(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子どもの保護その他子どもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子どもを虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子どもの心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。</p>
<p style="text-align: center;">用語の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 子ども：十八歳に満たない者。 ▶ 保護者：親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの ▶ 虐待：①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。②児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前号と同様の行為の放置。その他の保護者としての監護を著しく怠ること。④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力の身体に対する不法な攻撃で生命又は身体に危害を及ぼすもの。これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ▶ 関係機関等：学校、児童福祉施設、病院、その他子どもの福祉に業務上関係のある団体。学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士、その他子どもの福祉に職務上関係のある者。 ▶ 通告受理機関：神戸市こども家庭センター、区役所保健福祉部。 	<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。 (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。 (3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。 (4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院、その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士、その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。 (5) 通告受理機関 神戸市児童相談所条例（昭和39年条例第70号）第1条に規定する神戸市こども家庭センター及び区役所保健福祉部をいう。

規定する内容	条 文
<p style="text-align: center;">基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 虐待は、人権侵害であり、虐待をしてはならない。虐待を許してはならない。 ▶ 子どもの利益を最大限に考慮する。 ▶ 子どもの権利の尊重、虐待のない、健やかに成長することができる社会の形成に取り組む。 	<p style="text-align: center;">(基本理念)</p> <p>第 3 条 虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、何人も決して虐待をしてはならず。また、虐待を許してはならない。</p> <p>2 子どもを虐待から守るに当たっては、子どもの利益を最大限に考慮しなければならない。</p> <p>3 何人も、次代を担う全ての子ども一人ひとりの権利が尊重され、虐待がなく、子どもが健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。</p>
原 則 条 項	
<p style="text-align: center;">市の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 虐待を受けたこどもに対して、安全を確保し、心身とともに健やかに成長していけるよう支援する。 ▶ 子育て家庭が孤立しない地域社会の形成に向けて、子育て支援事業の充実を図っていく。 ▶ 安心して子育てができる環境(関係機関やNPOの活動への支援も包括的に含む)を整備する。 ▶ こども家庭センター、区役所、関係機関等の連携を強化する。(=要対協の強化を含む) ▶ 虐待の未然防止、早期発見、支援等事業の充実に努める。 ▶ こども家庭センター・区役所職員や子どもの保護、自立支援の職務者の人材の確保、拡充に努める。 ▶ 職員研修など人材の育成に努める。 ▶ 重大事案の検証とその提案方策を確実に実施する。 ▶ 虐待防止の広報、啓発活動に努める。 	<p style="text-align: center;">(市の責務)</p> <p>第 4 条 市は、虐待の対応に当たっては、虐待を受けたこどもの安全を確保するとともに、こどもが心身とともに健やかに成長していけるよう支援しなければならない。</p> <p>2 市は、子育て家庭が孤立することのない地域社会の形成に向け、虐待の未然防止のための取り組みや子育て支援事業の充実その他安心して子育てができるような環境を整備していくよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、こども家庭センター、区役所及び関係機関等の連携を強化し、虐待の未然防止や早期発見及び支援の充実に努めなければならない。</p> <p>4 市は、虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、こども家庭センター及び区役所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員その他虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び拡充に努めるとともに、資質の向上を図るための研修等を行うことにより人材の育成に努めなければならない。</p> <p>5 市は、法第 4 条第 5 項に規定する検証を行い、その検証に従い対策を講じるものとする。</p> <p>6 市は、児童を虐待から守るため、必要な広報及び啓発活動に努めなければならない。</p>

規定する内容	条 文
<p style="text-align: center;">市民の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに通告機関（神戸市こども家庭センター、区役所保健福祉部）に通告する。 ▶ 市が実施する施策やその他取組に積極的に協力し、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たす。 ▶ 子育てに係る保護者の負担を理解し、地域で子ども及び保護者を見守り、声かけ等を行う。 ▶ 保護者が地域社会から孤立しないよう、地域で子どもや保護者との関わりを深める活動に努める。 	<p style="text-align: center;">（市民の責務）</p> <p>第 5 条 市民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、通告機関に通告しなければならない。</p> <p>2 市民は、子どもを虐待から守るために市が実施する施策その他の取組に積極的に協力するとともに、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。</p> <p>3 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において子ども及び保護者を見守り、かつ、子ども及び保護者への声かけ等を行うことを通じて、子ども及び保護者との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">保護者の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 子育てに関する知識の習得に努める。 ▶ 子育ての第一義的責任者であることを自覚する。 ▶ 子どもの自主性及び自発性を育む健全な養育に努める。 ▶ 子育て支援が必要なときは、積極的に子育て支援事業を利用する。 ▶ 地域活動に参加して地域社会から孤立しないようにする。 ▶ 子育てに関して、市長、通告機関、関係機関等による指導、助言、支援を受けたときは、それに従い改善等を行う。 	<p style="text-align: center;">（保護者の責務）</p> <p>第 6 条 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、自らが子育てについての第一義的責任を有するものとして、子どもに愛情を持って接するとともに、子どもの自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。</p> <p>2 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、地域活動に参加すること等により、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。</p> <p>3 保護者は、子育てに関して、市長、通告機関又は関係機関等による調査に協力し、指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行うよう努めなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">関係機関等の責務</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに通告機関（神戸市こども家庭センター、区役所保健福祉部）に通告する。 ▶ 通告機関（神戸市こども家庭センター、区役所保健福祉部）による調査、保護、支援等に協力する。 ▶ 虐待の未然防止や早期発見等に努める。 	<p style="text-align: center;">（関係機関等の責務）</p> <p>第 7 条 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、通告機関に通告するとともに、通告機関による調査や適切な保護や支援等に協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 関係機関等は、子どもを虐待から守るため、虐待の未然防止や早期発見等に努めるほか、虐待のないまちづくりを推進するための市の施策に協力するとともに、子どもが地域において安心・安全に生活できるよう支援に努めなければならない。</p>

規定する内容	条 文
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 市の施策に協力し、子どもが地域で安心・安全に生活できるよう支援する。 ▶ 関係機関等職員に必要な知識（技術）修得が出来るような研修等の機会を設ける。 ▶ 子育て支援にかかる事業など多様な機会を通じて、虐待防止の啓発等を行う。 	<p>3 関係機関等は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、職員に対して必要な知識の修得が可能となるよう研修等の機会を設けるよう努めなければならない。</p> <p>4 関係機関等は、子育て支援にかかる事業等多様な機会を通じ、子育ての相談に応じたり、虐待の防止に係る啓発等に努めることとする。</p>
制 度 条 項	
<p style="text-align: center;">母子保健施策との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市は、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、健康診査等を活用して、虐待の未然防止、早期発見に努める。 ▶ それにより、支援が必要な家庭に適切な支援をする。また、家庭の状況に応じた必要な対応を行う。 ▶ 医療機関や学校等は、支援を必要とする妊婦や要保護児童を把握したときは、市へ情報提供し、市と連携して虐待の未然防止に努める。 	<p style="text-align: center;">（母子保健施策等との連携）</p> <p>第 8 条 市は、母子保健事業を通じて、子育て家庭が安心して子育てができるよう支援し、家庭の状況に応じた必要な対応に努めなければならない。</p> <p>2 児童に関わる医療機関や学校等は、支援を必要とする妊婦や要保護児童の情報を把握した場合は、市への情報提供を行うなど、市との連携を強化し、虐待の未然防止に努めるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">情報の共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市は、虐待の防止や再発防止のため、虐待事案や虐待のおそれのある場合及び、施設入所の解除、一時保護の解除をする場合は、その情報（その他親子の再統合や在宅支援等についての情報も含む）を、こども家庭センター、区役所で適切に共有し、それぞれが管理する情報に差異がないようにする。 	<p style="text-align: center;">（情報の共有）</p> <p>第 9 条 市は、虐待の防止等のため、虐待が行われた、又は行われるおそれがある場合及び児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の措置を解除しようとする場合、若しくは同法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による一時保護を解除しようとする場合はその旨の情報をこども家庭センター及び区役所において適切に共有し、それぞれが管理する情報に差異が生じないよう必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">虐待防止のための個人情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 市は、こども家庭センター及び区役所における虐待の防止、子どもの保護及び自立の支援のため必要があるときは、子ども又は保護者の氏名、住所、心身の状況などの情報を、関係機関等に必要な範囲内に限って提供することができる。 	<p style="text-align: center;">（虐待の防止等のための個人情報の提供）</p> <p>第 10 条 市は、こども家庭センター及び区役所における虐待の防止並びに虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援のため必要があると認める場合には、当該虐待に係る子ども又は保護者の氏名、住所、心身の状況その他これらの者に係る情報を、関係機関等に対し、その業務の遂行に必要な範囲内に限って提供することができる。</p>

規定する内容	条 文
<p style="text-align: center;">虐待を受けた子どもに対する保護及び支援</p> <p>▶ 市は、関係機関等と連携して子どもに対し、適切な保護、支援、家庭復帰及び自立に向けた指導、援助を行う。</p> <p>▶ 市及び教育委員会は、子どもがその年齢及び能力に応じ、十分な教育を受けられるようにする。</p>	<p style="text-align: center;">(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援)</p> <p>第 11 条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けた子どもに対し、心身の健全な発達を促進するため、適切な保護及び支援、並びに、家庭復帰及び自立に向けた指導及び援助を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 市及び教育委員会は、虐待を受けた子どもがその年齢及び能力に応じ、十分な教育を受けられるよう環境を整備し、必要な支援を行うものとする。</p>
<p style="text-align: center;">保護者への支援、指導等</p> <p>▶ 市は、関係機関等と連携（要対協の対応含む）して、保護者に対し、援助計画にそって虐待の再発防止の指導、支援を行う。</p>	<p style="text-align: center;">(虐待を行った保護者への支援、指導等)</p> <p>第 12 条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための援助計画のもと、虐待の再発防止の指導その他の支援を行うものとする。</p>
<p style="text-align: center;">虐待の防止等に係る体制の整備</p> <p>▶ 市は、毎年度、こども家庭センター、区役所の虐待防止に関する取組状況を把握、検証する。それを踏まえ必要な体制を整備する。</p> <p>▶ 市は、子ども及び保護者への支援のため区役所に「要保護児童等に対する支援拠点」の体制を整備する。また、職員の研修を行う。</p> <p>▶ 市は、要対協の機能強化を図り、関係機関等と協力、連携して、適切に機能するように努力する。</p> <p>▶ 市は、子ども及び保護者への支援を適切に行うため、関係機関等の取り組み（例えば、児童家庭支援センターの拡充・強化、学校のスクールソーシャルワーカーの増員配置、NPOなど地域の子育て支援組織等への支援）に対し必要な支援をする。</p>	<p style="text-align: center;">(虐待の防止等に係る体制の整備)</p> <p>第 13 条 市は、毎年度、こども家庭センター及び区役所における虐待の防止に関する取組の状況を把握するとともに検証し、必要な体制を整備しなければならない。</p> <p>2 市は、区役所において子ども及び保護者への支援を適切に行うことができるよう、児童福祉法第 10 条の 2 に規定する要保護児童等に対する支援拠点としての整備及び職員の研修の徹底に努めなければならない。</p> <p>3 市は、児童福祉法第 25 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会が関係機関等と協力、連携し、適切に機能するよう努めなければならない。</p> <p>4 市は、子ども及び保護者への支援を適切に行うことができるよう、関係機関等の取り組みに対し必要な支援に努めるものとする。</p>

規定する内容	条 文
<p style="text-align: center;">児童虐待防止の推進</p> <p>➤ 市は、関係機関等と連携し、虐待の相談や通告がしやすい環境づくりを行う。</p> <p>➤ 市は、学校教育の場において、生徒及びその保護者に対し、児童虐待防止の啓発（講習会等）に取り組む。</p> <p>➤ 毎年 11 月の子ども虐待防止推進月間には、市と関係機関等は連携して、その趣旨にふさわしい事業を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">（児童虐待防止の推進）</p> <p>第 14 条 市は、関係機関等と連携し、虐待を早期に発見することができるよう相談又は通告を容易に行うことができる環境づくりに努めるものとする。</p> <p>2 市は、学校教育の場において、命の大切さ、人権の尊重といった観点から、生徒及びその保護者に対し、児童虐待防止の啓発に取り組むものとする。</p> <p>3 毎年 11 月を子ども虐待防止推進月間とし、市及び関係機関等は連携して、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">財政上の措置</p> <p>➤ 市は、虐待から守るための施策を実施するために、必要な財政上の措置を行う。</p>	<p style="text-align: center;">（財政上の措置）</p> <p>第 15 条 市は、子どもを虐待から守るための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">議会への報告及び公表</p> <p>➤ 市長は、毎年度、虐待の通告等の状況及び虐待防止に関する取組状況等を議会に報告し、公表する。</p>	<p style="text-align: center;">（議会への報告及び公表）</p> <p>第 16 条 市長は、毎年度、市の虐待に係る通告等の状況及び虐待の防止に関する取組の状況等を取りまとめ、議会に報告するとともに、その概要を公表するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">委 任</p> <p>➤ この条例の施行に必要な事項は、市長が定める。</p>	<p style="text-align: center;">（委任）</p> <p>第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>➤ この条例は、平成**年**月**日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">附則</p> <p>この条例は、平成**年**月**日から施行する。</p>

3. 与党会派検討会 第1回（6月28日(木)）

(仮称) 子どもを虐待から守る条例 (案)

第1回 検討会 次第

日時：平成30年6月28日(木) 10時～12時

場所：神戸市役所 1号館 26階 第1委員会室

1. 開 会

座長挨拶 安井議員

2. 条例趣旨説明

北川事務局長

3. 各会派意見

各会派議員

4. その他

・第2回検討会の日程調整

5. 閉 会

(仮称)子どもを虐待から守る条例(案)検討会 出席議員名簿

所 属	氏名	備考
神戸市会議員 自由民主党	安井 俊彦	座長
神戸市会議員 自由民主党	平井 真千子	
神戸市会議員 自由民主党	吉田 健吾	
神戸市会議員 自由民主党	岡田 ゆうじ	
神戸市会議員 こうべ市民連合	川原田 弘子	
神戸市会議員 こうべ市民連合	川内 清尚	
神戸市会議員 こうべ市民連合	永江 一之	副座長
神戸市会議員 公明党	北川 道夫	事務局長
神戸市会議員 公明党	菅野 吉記	
神戸市会議員 公明党	高瀬 勝也	

児童虐待防止の条例化に向けて

【児童虐待を防止し、健全な育成を推進するために】

I. 児童虐待防止対策の課題 — 条例の必要性 —	1
II. 条例化の目的、ねらい	3
III. 条例の策定方針	4
IV. 条例の骨子案	6

I. 児童虐待防止対策の課題 — 条例の必要性 —

神戸市における児童虐待防止対策の課題は次のとおりである。その対応施策として条例化が求められる。

社会的課題

- 児童虐待の相談件数が年々増加
- 子どもと家庭を取り巻く環境が複雑化 → 対応の多様化・複雑化
- 経済的貧困をはじめとする養育環境の不安定化の増大
- 子どもを大人から管理される対象としてではなく、ひとりの人格として尊重する意識の不足（一部に子どもは親の所有物的な意識がある）。
- 社会の意識として、子どもの「しつけ」と「虐待」の判断（理解）に個人差がある。→ 虐待についての知識不足がある。それによるトラブルの発生

制度的課題

- 虐待の発生予防につながる子育て支援サービス等の着実な実施 → 特定妊婦等妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目ない支援の強化が必要
- 学童期以降の親子や家庭を把握する機会を増やす工夫が必要
- 子育てや見守りを地域で支援していく制度や仕組みを整備していくことが必要
- 親子の再統合にむけて、虐待を行った保護者への「(仮称) 虐待防止教育プログラム」の受講（指導）の義務化が必要
- 親子の再統合の評価基準が不明確。マニュアル化することが必要

行政の課題

- 区・要保護児童対策地域協議会の効果的、適切な運営が必要。→ 区の要対協が形骸化していると言われている。適切、有効に機能するよう規定する必要がある。
- 児童相談所（こども家庭センター）一機関だけでは対応が困難 → 多職種など関係機関等との連携を強化していく必要がある。
- 区のこども家庭支援室の体制の強化が必要 → “こども家庭センター”と“こども家庭支援室”の役割分担を行い、業務負担の軽減と機能強化を行う必要がある。

- 業務量に見合った職員配置数の確保が必要
- 専門職員の人材不足 → 相談援助技術等スキルアップが必要 — 研修等の充実
- 専門職の積極的な採用や人事配置の工夫による経験者の効果的な配置の検討が必要
- 行政職員は制度上時間的、期間的に制限があるため、長期にわたって子どもや保護者へのきめ細かな対応は難しい状況にある。→ 児童家庭支援センター（児童養護施設）など民間機関等と連携・協力して対応していく必要がある。
- 児童養護施設、一時保護所等の入所措置解除時及び解除後の地域を含めた支援体制・しくみの整備が必要

Ⅱ. 条例化の目的、ねらい

次の施策について強化・充実を図ることを目的に、組織・予算・制度化の法的根拠及び長期的な政策実施の法的担保として条例化を目指すものである。

◆虐待の未然防止◆

- 子育て支援の施策の充実
- 安心して子育てができる環境の整備
- 地域で子育てを支える仕組みや機能の充実

◆虐待の早期発見・初期対応◆

- 早期発見に向けた多職種の関係機関等との連携の強化
- 虐待の相談や通告しやすい環境の整備

◆子どもの保護・支援、保護者への支援◆

- 子どもの保護、支援の充実
- 保護者への指導、支援(子育て、生活の支援)の強化・充実
- 多職種の関係機関等との連携の強化

◆区役所の体制・機能の強化◆

- 組織体制・機能の強化・充実
- こども家庭センターとの役割の明確化
- 人員、専門職の増強
- 人材の育成(研修、指導の充実)
- 施策予算の増強

◆市民への啓蒙・啓発活動の強化◆

- 市民への虐待防止の意識の向上、知識の普及
- 市民からの虐待の通告意識の向上
- 市民への児童虐待防止に取り組むアピール効果

Ⅲ. 条例の策定方針

児童虐待防止に向けて、条例の策定方針は次のとおりである。

目的

- 「虐待の芽」をいち早く摘むことのできる体制を整備
- 子どもをいち早く虐待から守ることのできる体制を整備
- 子ども及び保護者への支援環境の充実



すべての子どもが健やかに健全に成長することができる社会を実現する

主な内容

1. 社会全体での取り組み

- 虐待についての正しい認識のもと、虐待を決して許さない社会づくり
- 市、区、関係機関と市民との協同による、児童虐待のないまちづくり



【 目 標 】

子どもの虐待を防止し、地域みんなで子どもと家庭を支え
“安心して子育てができるまち、神戸” をめざす

2. 役割の明確化

市	<ul style="list-style-type: none">→ 子どもの安全確認、安全確保のより迅速な実施→ 子どもの家庭復帰、自立に向けた指導、支援→ 家族再統合に向けた保護者への指導、支援→ 区、関係機関等への支援→ 研修等による人材の育成→ 虐待防止の広報、啓発活動
区	<ul style="list-style-type: none">→ 住民に最も近い立場での支援→ 子どもの安全確認のより迅速な実施、安全確保への協力→ 子どもの生活に関わる環境整備→ 地域における子どもと家庭への継続的な支援
市民	<ul style="list-style-type: none">→ 市が行う虐待防止の取り組みへの協力→ 子育てを地域で支えるための協力→ 虐待を発見した場合速やかに通告

保護者	<ul style="list-style-type: none"> → 子育てについての第一義的責任の自覚 → 子育てに関する知識の習得 → 子どもの自主性、自発性を育む健全な養育 → 指導、助言を受けたときは、必要な改善の実行
-----	---

関係機関等	<ul style="list-style-type: none"> → 虐待の未然防止、早期発見の協力 → 通告機関への適時かつ継続的な情報提供 → 子どもの生活に関わる環境整備
-------	---

3. 予防

- 市民への虐待防止の啓蒙・啓発
- 子育てに関する情報提供、相談業務
- 子育て支援施策の充実と必要な体制の整備
- 虐待相談や通告がしやすい環境づくり
- 虐待の未然防止のための乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等の活用の推進
- 妊婦への健康保持等の支援
- 学校教育の場における児童虐待防止の教育の推進

4. 体制の充実

- 区、こども家庭センターの体制の充実、強化
- 市と区、関係機関等との連携体制の強化
- 要保護児童対策地域協議会の運営体制の充実
- 児童家庭支援センター等民間との連携、協力拡充のための支援の強化

5. 人材等の育成

- 虐待の未然防止及び早期発見のための研修の強化
- 市、関係機関等に対する専門的支援技術研修
- 子育て支援、虐待防止に携わる団体等の育成

6. 子ども、保護者への支援、指導等

- 虐待を受けた子どもに対する保護及び支援
- 虐待を行った保護者・家庭への支援、指導等

IV. 条例の骨子案

1. 条例制定の思い

- ◇ 子どもは生まれたときから一人の人間としてその権利が保障されています。
- ◇ 子ども一人ひとりを認めあい、子どもの生命(いのち)と心を守ること、子どもが自主性を持って成長していくよう促すこと、そして保護者の子育てを支えることは、社会全体の責務です。
- ◇ 現在、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。
- ◇ 家庭環境の多様化 地域社会における人間関係の希薄化、経済状況の変化などから、家庭や地域社会における養育機能が低下し、子どもに対する虐待が後を絶たず、子どもの身体と心に大きな傷を残し、尊い命を落とすという痛ましい事件も発生しています。
- ◇ 虐待を受けた子どもが適切なケアを受けないまま成長し、次の世代に虐待が連鎖する懸念も指摘されています。
- ◇ 子どもへの虐待は、理由の如何に関わらず決して許されず、子どもに対する重大な人権侵害であり、子どもの心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識しなければなりません。
- ◇ 子育ては、「第一義的には父母その他の保護者が責任を持つ」という基本的認識を前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができるよう、社会全体で支援していかなければなりません。
- ◇ 子どもへの虐待をなくしていくためには、虐待の未然防止、早期発見、早期対応、虐待対応後の子ども、保護者等への支援の環境を強化・充実させていく必要があります。
- ◇ こうした認識の下、私たちは、社会全体として、子どもを虐待から守り、その健やかな成長を支え、安心して子育てができるまちを目指します。
- ◇ 全ての市民が一体となって、地域力で子どもと家庭を支える環境づくりを推進するため、この条例を制定します。

2. 条例で規定する事項案

規定を検討する事項は、次のとおりである。

- ① 条例の目的について
- ② 用語の定義について
- ③ 基本理念について
- ④ 市の責務について
- ⑤ 市民の責務について
- ⑥ 保護者の責務について
- ⑦ 関係機関等の責務について
- ⑧ 母子保健施策との連携について
- ⑨ 情報の共有について
- ⑩ 虐待防止のための個人情報提供について
- ⑪ 虐待を受けた子どもに対する保護及び支援について
- ⑫ 保護者への支援、指導等について
- ⑬ 虐待の防止等に係る体制の整備について
- ⑭ 児童虐待防止の推進について
- ⑮ 財政上の措置について
- ⑯ 議会への報告及び公表について
- ⑰ 委任について

①条例の目的について

- 子どもを虐待から守ることについての基本理念を定める。
- 市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにする。
- 虐待の予防、早期発見、子どもの保護、その他虐待から守るための施策の基本的事項を定める。
- 子どもを虐待から守る施策を総合的に推進する。
- 子どもの心身の健やかな成長、発達に寄与する。

②用語の定義について

- 子ども：十八歳に満たない者。
- 保護者：親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの
- 虐待：①児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。②児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。③児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前号と同様の行為の放置。その他の保護者としての監護を著しく怠ること。④児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力の身体に対する不法な攻撃で生命又は身体に危害を及ぼすもの。これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動。その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- 関係機関等：学校、児童福祉施設、病院、その他子どもの福祉に業務上関係のある団体。学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士、その他子どもの福祉に職務上関係のある者。
- 通告受理機関：神戸市こども家庭センター、区役所保健福祉部。

③基本理念について

- 虐待は、人権侵害であり、虐待をしてはならない。虐待を許してはならない。
- 子どもの利益を最大限に考慮する。
- 子どもの権利の尊重、虐待のない、健やかに成長することができる社会の形成に取り組む。

④市の責務について

- 虐待を受けた子どもに対して、安全を確保し、心身とともに健やかに成長していけるよう支援する。
- 子育て家庭が孤立しない地域社会の形成に向けて、子育て支援事業の充実を図っていく。
- 安心して子育てができる環境(関係機関やNPOの活動への支援も包括的に含む)を整備する。

- こども家庭センター、区役所、関係機関等の連携を強化する。(=要対協の強化を含む)
- 虐待の未然防止、早期発見、支援等事業の充実に努める。
- こども家庭センター・区役所職員や子どもの保護、自立支援の職務者の人材の確保、拡充に努める。
- 職員研修など人材の育成に努める。
- 重大事案の検証とその提案方策を確実に実施する。
- 虐待防止の広報、啓発活動に努める。

⑤市民の責務について

- 虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに通告機関（神戸市こども家庭センター、区役所保健福祉部）に通告する。
- 市が実施する施策やその他取組に積極的に協力し、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たす。
- 子育てに係る保護者の負担を理解し、地域で子ども及び保護者を見守り、声かけ等を行う。
- 保護者が地域社会から孤立しないよう、地域で子どもや保護者との関わりを深める活動に努める。

⑥保護者の責務について

- 子育てに関する知識の習得に努める。
- 子育ての第一義的責任者であることを自覚する。
- 子どもの自主性及び自発性を育む健全な養育に努める。
- 子育て支援が必要なときは、積極的に子育て支援事業を利用する。
- 地域活動に参加して地域社会から孤立しないようにする。
- 子育てに関して、市長、通告機関、関係機関等による指導、助言、支援を受けたときは、それに従い改善等を行う。

⑦関係機関等の責務について

- 虐待を受けたと思われる子どもを発見したときは、速やかに通告機関（神戸市こども家庭センター、区役所保健福祉部）に通告する。
- 通告機関（神戸市こども家庭センター、区役所保健福祉部）による調査、保護、支援等に協力する。

- 虐待の未然防止や早期発見等に努める。
- 市の施策に協力し、子どもが地域で安心・安全に生活できるよう支援する。
- 関係機関等職員に必要な知識（技術）修得が出来るような研修等の機会を設ける。
- 子育て支援にかかる事業など多様な機会を通じて、虐待防止の啓発等を行う。

⑧母子保健施策との連携について

- 市は、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、健康診査等を活用して、虐待の未然防止、早期発見に努める。
- 支援が必要な家庭に適切な支援をする。また、家庭の状況に応じた必要な対応を行う。
- 医療機関や学校等は、支援を必要とする妊婦や要保護児童を把握したときは、市へ情報提供し、市と連携して虐待の未然防止に努める。

⑨情報の共有について

- 市は、虐待の防止や再発防止のため、虐待事案や虐待のおそれのある場合及び、施設入所の解除、一時保護の解除をする場合は、その情報（その他親子の再統合や在宅支援等についての情報も含む）を、こども家庭センター、区役所で適切に共有し、それぞれが管理する情報に差異がないようにする。

⑩虐待防止のための個人情報提供について

- 市は、こども家庭センター及び区役所における虐待の防止、子どもの保護及び自立の支援のため必要があるときは、子ども又は保護者の氏名、住所、心身の状況などの情報を、関係機関等に必要な範囲内に限って提供する。

⑪虐待を受けた子どもに対する保護及び支援について

- 市は、関係機関等と連携して子どもに対し、適切な保護、支援、家庭復帰及び自立に向けた指導、援助を行う。
- 市及び教育委員会は、子どもがその年齢及び能力に応じ、十分な教育を受けられるようにする。

⑫保護者への支援、指導等について

- 市は、関係機関等と連携（要対協の対応含む）して、保護者に対し、援助計画にそって虐待の再発防止の指導、支援を行う。

⑬虐待の防止等に係る体制の整備について

- 市は、毎年度、こども家庭センター、区役所の虐待防止に関する取組状況を把握、検証する。それを踏まえ必要な体制を整備する。
- 市は、子ども及び保護者への支援のため区役所に「要保護児童等に対する支援拠点」の体制を整備する。また、職員の研修を行う。
- 市は、要対協の機能強化を図り、関係機関等と協力、連携して、適切に機能するように努力する。
- 市は、子ども及び保護者への支援を適切に行うため、関係機関等の取り組み（例えば、児童家庭支援センターの拡充・強化、学校のスクールソーシャルワーカーの増員配置、NPOなど地域の子育て支援組織等への支援）に対し必要な支援をする。

⑭児童虐待防止の推進について

- 市は、関係機関等と連携し、虐待の相談や通告がしやすい環境づくりを行う。
- 市は、学校教育の場において、生徒及びその保護者に対し、児童虐待防止の啓発（講習会等）に取り組む。
- 毎年 11 月の子ども虐待防止推進月間には、市と関係機関等は連携して、その趣旨にふさわしい事業を実施する。

⑮財政上の措置について

- 市は、虐待から守るための施策を実施するために、必要な財政上の措置を行う。

⑯議会への報告及び公表について

- 市長は、毎年度、虐待の通告等の状況及び虐待防止に関する取組状況等を議会に報告し、公表する。

⑰委任について

- この条例の施行に必要な事項は、市長が定める。

児童虐待防止の条例化に向けて

資 料 編

1. 児童虐待が起こる背景	1
2. 神戸市の児童虐待の現状	4
3. 児童虐待の現状と今後の方向性	10
4. 児童福祉法等の改正と関連事業について	11
5. 有識者・関係者等の意見	26

1. 児童虐待が起こる背景

児童虐待が起こる背景にはさまざまな要因があるが、主に次の3つのリスク要因に分類され、さまざまな要因が複雑に絡み合うことで起こるとされている。

(1) 親のリスク要因

妊娠、出産、育児を通して発生するもの、保護者自身の性格や、精神疾患などの心身の不健康から発生するなど

例

- ・望まない妊娠で、妊娠そのものを受け入れられない。
- ・生まれた子どもに愛情を持ってない。
- ・保護者が未熟で、育児不安（子育てがうまくいかない等）、ストレスが蓄積しやすい。
- ・マタニティブルー、産後うつ病、精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存等により、心身が不安定になりやすい。
- ・保護者自身が虐待経験を持っている。（精神的トラウマ）
- ・攻撃的な性格、衝動的な性格である。 など

(2) 子どものリスク要因

手がかかる子ども、未熟児、障害児などのほか、子どもの側に何らかの育てにくさがある場合など

例

- ・かんしゃくが激しい、こだわりが強い
- ・先天異常の疾患、発達の遅れがある。 など

(3) 養育環境のリスク要因

複雑で不安定な家庭環境や家族関係、夫婦関係、社会的孤立や経済的な不安、母子の健康保持・増進に努めないことなど

例

- ・ひとり親家庭（子育てに手が回らない等）
- ・家族や同居人、住む場所が変わるなど、生活環境が安定しない。
- ・家庭内で、夫婦の不和やDVが起こっている。
- ・親戚や地域と関わりを持たず、孤立している。
- ・失業や仕事が安定しないなどで、経済的に行き詰っている。
- ・母子共に必要な定期健診を受けていない。 など

虐待の発生にはさまざまな要因が考えられるが、特に家族の養育機能の低下を上げることができる。その低下を示唆する社会統計指標として、以下の項目が挙げられる。

- ・妊娠先行結婚の増加とその離婚率の高さ
- ・10代の母親の出産数の微増傾向
- ・全般的な離婚率の上昇
- ・若い母親と幼児からなる若年母子家庭の増加
- ・母子家庭の貧困率の高さ

そして、母子家庭では…「経済的貧困」「関係性(つながり)の貧困」が多くみられる。

母子家庭の多くは低収入(児童のいる世帯収入の約4割)で、家事や子育てを一人でこなさなければならない。

親族の協力が得られない、近所づきあいがいいなどがあると、ますます育児の孤立化が進むこととなる。

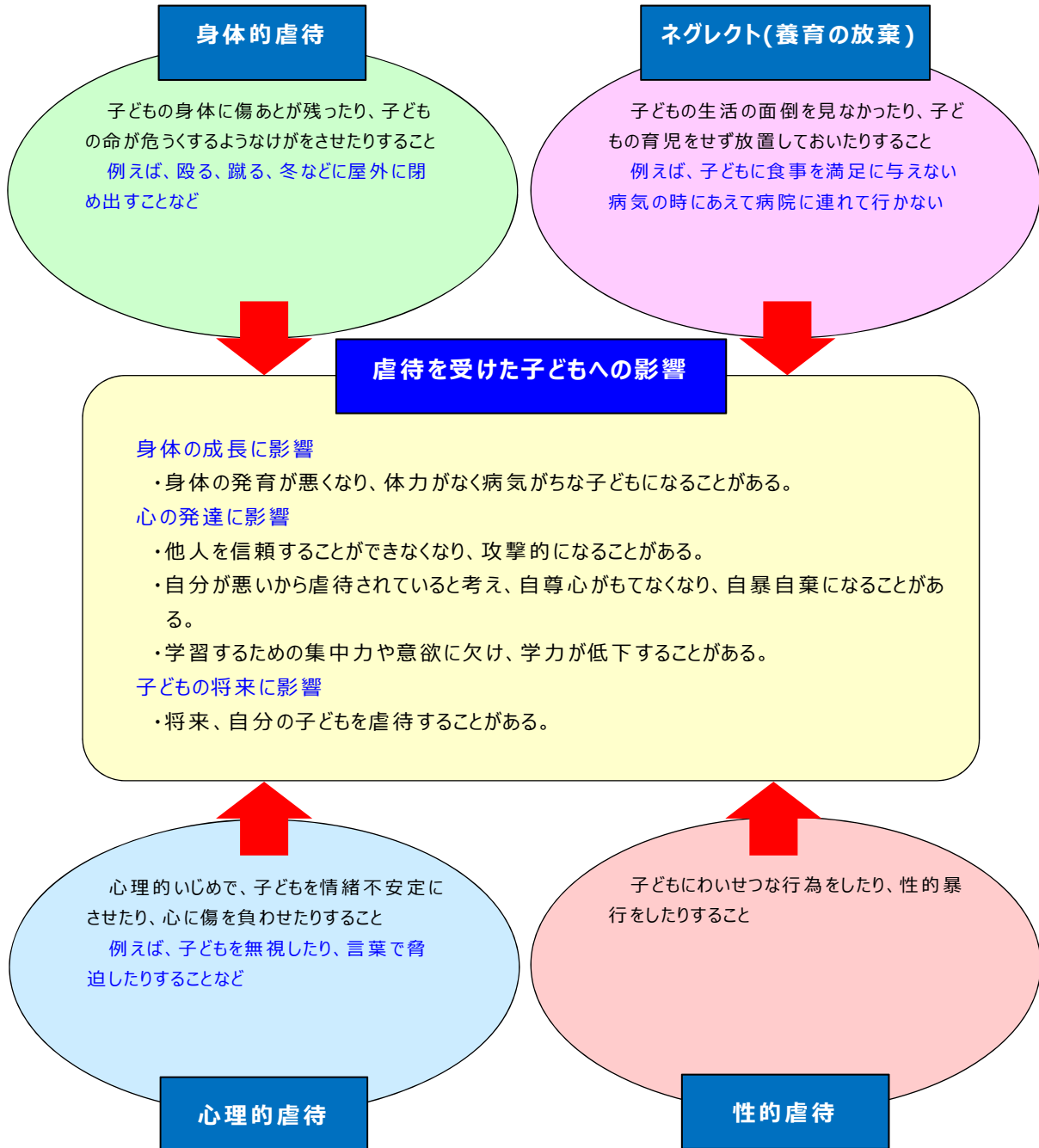
経済的貧困の問題に加え、「子育てについてサポートを得ることができない状態」＝「関係性の貧困」となり、母親の育児の負担感が強まり、児童虐待が発生しやすくなる。

【世帯別年間平均収入】(単位：万円)

	母子世帯	父子世帯	児童のいる世帯全体
自身の収入(母子世帯の母自身又は父子世帯の父自身の収入)	181	360	—
平均収入(生活保護法に基づく給付、児童扶養手当等の社会保障給付金、就労収入、別れた配偶者からの養育費、親からの仕送り、家賃・地代などを加えた全ての収入の額)	223	380	—
世帯の収入(同居親族の収入を含めた世帯全員の収入) 下段：児童のいる世帯全体を100とした場合の指数	291 (44)	455 (69)	658 (100)
雇用形態 上段：正規の職員・従業員 下段：パートアルバイト	41% 47%	68% 8%	—

平成23年全国母子世帯等調査

児童虐待の種類と虐待を受けた子どもへの影響



2. 神戸市の児童虐待の現状

(1) 虐待相談・通告件数の推移

こども家庭センターの平成 29 年の虐待相談・通告件数は、1,548 件で、10 年前に比べ約 5 倍に増加している。

年度(平成)	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
件数	312	381	610	610	661	589	810	904	1,225	1,548
20年を100として	100	122	196	196	212	189	260	290	393	496

(参考) 区こども家庭支援室 相談受付件数(9区計)

年度(平成)	22	23	24	25	26	27	28
件数	311	305	227	211	210	248	258

(2) 被虐待児の年齢と虐待類型

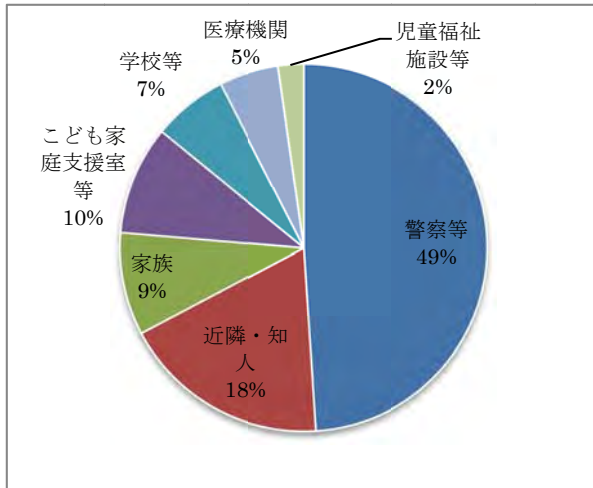
虐待類型は、心理的虐待が 41%と最も多く、身体的虐待が 32%、保護の怠慢・拒否が 25%、性的虐待が 2%となっている。

年齢別では、小学生以下が 76%を占め低年齢層での割合が高い。

被虐待児の年齢と虐待類型 (平成 28 年度)

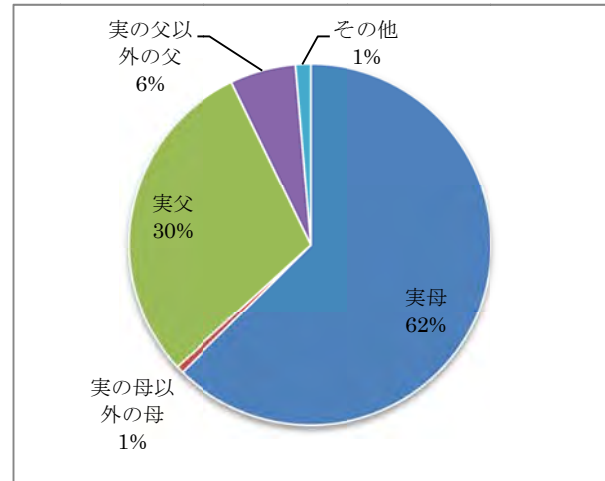
年齢 類型	0～3歳 児未満	3歳～ 学齢前	小学生	中学生	高校生 その他	合計 (%)
心理的虐待	127	133	165	50	28	503 (41)
保護の怠慢・拒否	64	69	113	46	19	311 (25)
身体的虐待	40	65	138	112	29	384 (32)
性的虐待	2	3	9	8	5	27 (2)
合計 (%)	233 (19)	270 (22)	425 (34)	216 (18)	81 (7)	1,225 (100)

(3) 相談経路



「警察等」が一番多く 49%、次いで「近隣・知人(18%)」、「こども家庭支援室等(10%)」、「家族(9%)」となっている。

(4) 主な虐待者



「実母」 + 「実父」が 92%である。

(5) 児童虐待死亡事例

【神戸市児童虐待死亡等事例検証委員会の提言】

精神疾患の実母(22歳)と子(3歳女兒)の母子家庭の無理心中事案(平成27年9月24日発生)

①行政と医療機関との連携不足 → 医療機関等専門機関との連携強化

【問題点と課題】

- ✓ 区こども家庭支援室ケースとして受理し、こども家庭センター等関係機関とは区こども家庭支援室の児童支援連絡会議(定例会)及び個別ケース検討会議により情報の共有を行っていた。
- ✓ しかし、実母の医療機関受診状況等の情報は把握していたものの、本児に影響を及ぼすであろう実母の心理状態や行動に関しての医療機関からの情報の収集が十分ではなかった。
- ✓ 実母に精神疾患がある場合は、医療機関からの情報を積極的かつ定期的に収集し把握しておくことが必要である。
- ✓ その時々々の病状の細かな変化を把握し、随時支援方針を見直すなどの対応を行う必要があった。

【再発防止に向けた提言】

- 区こども家庭支援室は、医療機関の支援を得ている場合には、その主治医と連携し適宜病状を把握し在宅での適切な療養支援を行うとともに、こころの健康センター（精神保健福祉センター）とも連携強化を図ること。
- 区こども家庭支援室は、こども家庭センターと連携している弁護士や医師によるアドバイスを受ける等専門家との連携を図るための仕組みを作ること。
- 区こども家庭支援室は、個別ケース検討会議の際に、医療機関からの意見聴取が必要であるかどうかの議論を行い、必要であればどの担当部署が病状調査等を行うべきかを決定すること。
- 区こども家庭支援室は、精神疾患を持つケースに対応する職員のスキルアップを図る取り組みを行うこと。

②主担当機関の不在 → 主担当機関の明確化

【問題点と課題】

- ✓ 区こども家庭支援室は、複数の関係機関が集まり多角的な視点で支援方針の決定を行ってきた。
- ✓ こども家庭センターとの情報共有に関しては、毎月開催している連絡会で行っており、こども家庭センターも必要に応じて、一時保護をするなどの介入を行ってきた。
- ✓ 区こども家庭支援室とこども家庭センターは、自らの立場で必要な支援を行いお互いに情報共有も行っていたが、養育支援のランクの再確認や、全体の進行管理・関係機関の調整を行う主担当機関を決めておらず、責任の所在が不明確であった。
- ✓ 関係機関の協議により、最終責任を負う主担当機関を明確にする必要があった。

【再発防止に向けた提言】

- 区こども家庭支援室は、個別ケース検討会議の中で、全体の進行管理、運営の中核となって関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う主担当機関を決定すること。主担当機関を決定することで責任の所在が明確となり、ケース把握にぶれがなく支援していけること。
- 区こども家庭支援室は、要保護児童対策地域協議会（実務者会議・個別ケース検討会議）において、どこが主担当機関になるかを明確に決定する仕組みを構築していくこと。

③危機意識の欠如 → 危機意識の共有

【問題点と課題】

- ✓ 度重なる通告や保育所に通所できていない等のリスク要因があったにもかかわらず、関係機関相互、担当者相互で危機意識の共有が出来ていなかった。
- ✓ 実母の状況を考慮すればきわめてハイリスクなケースであり、妊娠が判明した時点で特定妊婦として要保護児童対策協議会に登録し、関係機関による情報の共有と連携が必要であった。
- ✓ 一時保護解除に際しては、要保護児童対策協議会ケースとして個別ケース検討会議等を開催し、家庭引取り後のセイフティネットについて関係者間で協議すべきであった。

【再発防止に向けた提言】

- 区こども家庭支援室はじめ関係者は、支援するケースについて危機意識を絶えず持ち、考えられる全ての危険な状況を想定し、常に想像力を働かせることが重要である。そのためには、それぞれの機関が研修を充実させるなど、危機意識の共有について日頃から意識を高めていくことが必要である。
- 区こども家庭支援室は、要保護児童対策地域協議会（実務者会議・個別ケース検討会議）を活用し、情報共有する場を積極的に作っていくこと。
- 区こども家庭支援室はじめ関係者は、情報共有した上でそれぞれのアセスメントが一致していない部分の確認、要因を追及し、それぞれの機関が共通の危機意識を持ってケースの支援を行っていくことができるようにすること。

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第12次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【平成28年9月】

1. 検証対象

(1) 死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に発生し、又は表面化した子ども虐待による死亡事例64例（71人）を対象とした。

区分	第12次報告			(参考) 第11次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計
例数	43	21	64	36	27	63
人数	44	27	71	36	33	69

※未遂とは、親は生存したが子どもは死亡した事例をいう。

(2) 重症事例（死亡に至らなかった事例）

厚生労働省が、都道府県等に対する調査により把握した、平成26年4月1日から6月30日までの間に全国の児童相談所が虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに、「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、又は「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があった事例10例（10人）を対象とした。

【参考】死亡事例数及び人数（第1次報告から第12次報告）

	第1次報告 (平成17年4月)	第2次報告 (平成18年3月)	第3次報告 (平成19年6月)	第4次報告 (平成20年3月)	第5次報告 (平成21年7月)	第6次報告 (平成22年7月)	第7次報告 (平成23年7月)	第8次報告 (平成24年7月)	第9次報告 (平成25年7月)	第10次報告 (平成26年9月)	第11次報告 (平成27年10月)	第12次報告 (平成28年9月)
	H15.7.1～ H15.12.31 (6か月間)	H16.1.1～ H16.12.31 (1年間)	H17.1.1～ H17.12.31 (1年間)	H18.1.1～ H18.12.31 (1年間)	H19.1.1～ H20.3.31 (1年3か月間)	H20.4.1～ H21.3.31 (1年間)	H21.4.1～ H22.3.31 (1年間)	H22.4.1～ H23.3.31 (1年間)	H23.4.1～ H24.3.31 (1年間)	H24.4.1～ H25.3.31 (1年間)	H25.4.1～ H26.3.31 (1年間)	H26.4.1～ H27.3.31 (1年間)
	心中 以外	心中 以外	心中 以外	心中 以外	心中 以外	心中 以外	心中 以外	心中 以外	心中 以外	心中 以外	心中 以外	心中 以外
例数	24	48	51	70	100	107	77	82	85	49	27	63
人数	25	50	56	86	126	142	88	98	99	51	33	69

2. 死亡事例（64例・71人）の分析

(1) 心中以外の虐待死（43例・44人）

- 死亡した子どもの年齢は、0歳が27人（61.4%）と最も多く、特に、0歳のうち月齢0か月が15人（55.6%）と高い割合を占めた。
- 虐待の種類は、身体的虐待が24人（54.5%）、ネグレクトが15人（34.1%）、心理的虐待が1人（2.3%）。直接の死因は、「頭部外傷」10人（26.3%※）が最も多く、次いで「頸部絞扼（けいぶこうやく）以外による窒息」が8人（21.1%※）であった。
- 主たる加害者は、「実母」が28人（63.6%）と最も多く、次いで「実父」が3人（6.8%）、「実母と実父」が2人（4.5%）であった。
- 実母の抱える問題（複数回答）として、「望まない妊娠/計画していない妊娠」が24人（54.5%）と最も多く、次いで「妊婦健康診査未受診」が18人（40.9%）、「遺棄」が15人（34.1%）であった。
- 加害の動機（複数回答）としては、「子どもの存在の拒否・否定」が14人（31.8%）と最も多く、次いで「保護を怠ったことによる死亡」が5人（11.4%）、「しつけのつもり」が4人（9.1%）であった。
- 乳幼児健康診査の受診状況では、「3～4か月児健診」の未受診者が9人（34.6%※）、「3歳児健診」の未受診者が3人（30.0%※）であった。

(2) 心中による虐待死（未遂を含む）（21例・27人）

- 死亡した子どもの年齢は、0歳から17歳までの各年齢に分散している傾向。
- 直接の死因は、「頸部絞扼（けいぶこうやく）による窒息」が11人（44.0%※）と最も多く、次いで「頭部外傷」が7人（28.0%※）であった。
- 主たる加害者は、「実母」が23人（85.2%）と最も多く、次いで「母方祖父」が1人（3.7%）であった。
- 加害の動機（複数回答）としては、「保護者自身の精神疾患、精神不安」が16人（59.3%）と最も多く、次いで「育児不安や育児負担感」が9人（33.3%）、「夫婦間のトラブルなどの家庭の不和」が5人（18.5%）であった。
- 乳幼児健康診査の受診状況では、「3～4か月児健診」の未受診者が1人（4.8%※）、同じく「1歳6か月児健診」の未受診者も1人（5.9%※）、「3歳児健診」の未受診者が2人（15.4%※）であった。

(3) 関係機関の関与

- 心中以外の虐待死の事例では、児童相談所の関与が11例（25.6%）、市町村（虐待対応担当部署）の関与が12例（27.9%）、心中による虐待死の事例では、児童相談所の関与が3例（14.3%）、市町村（虐待対応担当部署）の関与が4例（19.0%）であった。
- 要保護児童対策地域協議会で検討されていた事例は、心中以外の虐待死が8例（18.6%）、心中による虐待死事例が1例（4.8%）であった。
- 心中以外の虐待死事例が発生した地域における要保護児童対策地域協議会の進行管理会議での1回あたりの平均検討事例数は71.0例で、会議の平均時間は2.6時間であった。

(4) 児童相談所の受け持ち事例数

- 心中以外の虐待死事例が発生した地域における当該事例担当職員の受け持ち事例数は一人あたり平均104.9件であり、そのうち虐待事例として担当している事例数は平均59.7件であった。

※ この割合は「不明・未記入」とした回答を除いた数を合計数として算出した有効割合

4. 個別ヒアリング調査結果の分析

○ 検証対象事例のうち、特徴的で、かつ、特に重大であると考えられる事例（4例）について、都道府県、市町村及び関係機関等を対象に、事例発生当時の状況や対応等の詳細に関してヒアリング調査を実施した。

(1) 事例の概要

- 【事例1】長男（当時2歳）が頭部外傷で死亡、父母離婚後に実父と再婚相手との間に生まれた異母妹（当時8か月）も頭部外傷で死亡した事例（※）
- 【事例2】次男（当時10か月）、三男（当時3歳）ともに実母からの身体的な暴力によって死亡した事例（※）
- 【事例3】実母と父方叔母が、長女（当時3歳）の両足・両手首を縛り上げ、口にガムテープを貼るなどして窒息により死亡した事例
- 【事例4】長男（当時中学2年生）が養父から身体的暴力を繰り返して受けたうえで、「24時間以内に自殺しろ」と教唆され死に至った事例（※）事例1及び事例2は、きょうだい異なる時期に、それぞれ死亡した事例

(2) 事例から考えられる主な対応策

① 施設措置及び解除後の児童相談所と関係機関の対応

- 一時保護及び乳児院の入所措置時には、再発リスクを踏まえた指導内容及びあらゆる可能性を想定した支援目標の設定及びリスクアセスメントを行うことが必要。
- 施設措置の解除決定前には、施設や在宅指導時に関わる関係者・機関とアセスメント内容を協議し、施設から在宅へ切れ目のない支援を引き継ぎ、措置解除後の子どもの安全確保のための事前調整が必要。

② 関係機関間の情報共有及びリスクアセスメント

- 現時点での状況のみならず、養育力や育児行動の基盤となる父母の生育歴、それぞれの家庭の養育に関する情報を意識的に聞き取り、リスクアセスメントすることが必要。
- 家庭状況の急激な変化が起きた場合には、個別ケース検討会議等において関係機関と情報共有・連携を図りつつ、早期に児童相談所との協議の場を設け、介入についての検討を行うことが望ましい。

③ 頭部外傷を繰り返す養育者への対応

- たび重なる頭部外傷の際には、児童相談所は虐待の可能性を十分に認識し、一時保護等の対応を行うこと、特に乳児期においては、原因不明のけがや受傷が繰り返された場合には、養育困難対応から虐待対応に切り替え、一時保護などの迅速な対応が必要。

④ 精神疾患のある養育者等の支援を必要としている家庭への対応

- 精神疾患の症状によっては、妊娠・出産・産後の管理が可能な産科、もしくは精神科が併設された医療機関に早期からつなげ、精神保健の観点からの支援を行うことが必要。
- 養育者の生育歴に着目し、適切な養育を受けずに親になった養育者の課題や子どもの頃の成長・発達状況を踏まえた精神面のリスクアセスメントが必要。

⑤ きょうだいの虐待死をうけて、虐待の再発を防止するための対応

- 過去に虐待のおそれ・疑いがあった養育者は、養育支援の必要な対象者であり、生まれてくる子どもの安全を第一に、危機感を関係者の中で共有し、妊娠前から虐待を防止するための支援策を検討することが必要。
- 出産直後の介入も含め、医療機関と事前に打ち合わせを行うとともに、児童相談所の一時保護も意識した積極的な関わりが重要。

⑥ 学齢期以降の子どもに対する支援のあり方

- 児童虐待は、家族・家庭の状況を踏まえて適切に判断することが重要であるため、可能な限り学校で家庭状況を把握し、必要な場合には関係機関と情報共有していくことが重要。
- 身体的虐待と考えられる状況を把握した場合には、医療機関への受診の有無によらず、虐待の可能性を念頭に置いた継続的な確認とリスクアセスメントが必要。

6. 課題と提言

地方公共団体への提言

1 虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応

- ① 妊娠前から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目ない支援の強化
 - ・ 妊婦が抱えている不安感を軽減するアプローチをタイミングを逃さず実施
 - ・ 「子育て世代包括支援センター」の設置促進
- ② 養育者等に精神疾患のある家庭に対する支援
 - ・ 保健・医療・福祉分野など多職種によるチーム支援
- ③ 医療機関からの情報提供の促進と支援・連携のための体制づくり
 - ・ 市町村と医療機関の日頃からの連携体制の構築
 - ・ 医療機関における虐待防止委員会（CAPS）の設置、組織的な対応を行える体制整備
- ④ 学齢期以降の子どもへの支援のための学校等との連携
 - ・ 学校内での虐待に関する理解の向上、組織的なリスクアセスメントの必要性と要保護児童対策地域協議会等を活用した支援体制づくり

2 関係機関の連携及び要保護児童対策地域協議会の積極的な活用

- ① 入所措置解除時の支援体制の整備
 - ・ 関係機関間の事前調整、個別ケース検討会議を活用した支援機関の役割と支援方針の認識の共有
- ② 要保護児童対策地域協議会の効果的な運営
 - ・ 総合的なリスクアセスメントを行える専門職の配置及び研修の義務づけによる調整機関の調整能力の向上
- ③ 児童相談所及び市町村職員の相談援助技術の向上

3 児童相談所及び市町村職員によるリスクアセスメントの実施

- ・ 組織的な判断に基づく、定期的なリスクアセスメントが重要

4 児童相談所及び市町村職員体制の充実強化

- ・ 専門職の採用及び人事ローテーションの工夫

5 検証の積極的な実施と検証結果の有効活用

- ・ 検証報告の積極的な活用と重篤な虐待事例の再発防止

国への提言

1 虐待の発生予防及び発生時の迅速・的確な対応

- ① 妊娠前から切れ目のない支援体制の整備
 - ・ 特定妊婦等や出産直後から支援が必要な家庭を医療機関及び市町村が確実に把握できる体制の整備
 - ・ 「子育て世代包括支援センター」の全国的な拡充のための支援
- ② 虐待の早期発見及び早期対応の広報・啓発
 - ・ 医療機関、学校等が支援対象者を適切に把握するための支援対象者の特徴をまとめて周知。

2 虐待対応における児童相談所と市町村の役割分担及び連携強化に関わる体制整備

- ・ 児童相談所と市町村が共通認識に立てるようなアセスメントツールの開発、初期対応で見落としなく、相互理解と連携を深めながら適切な支援を行う体制の整備

3 児童相談所及び市町村職員の人員体制の強化及び専門性の確保と資質の向上

- ・ 地方公共団体の人員確保及び人材育成に関する制度等の検討

4 要保護児童対策地域協議会の活用の徹底と体制整備

- ・ 好事例の周知及び専門職の配置の促進

5 入所措置解除時及び措置解除後の支援体制の整備

- ・ 家庭復帰の適否に関するアセスメント実施の必要性の周知、親子再構築プログラム等の養育者支援策の検討

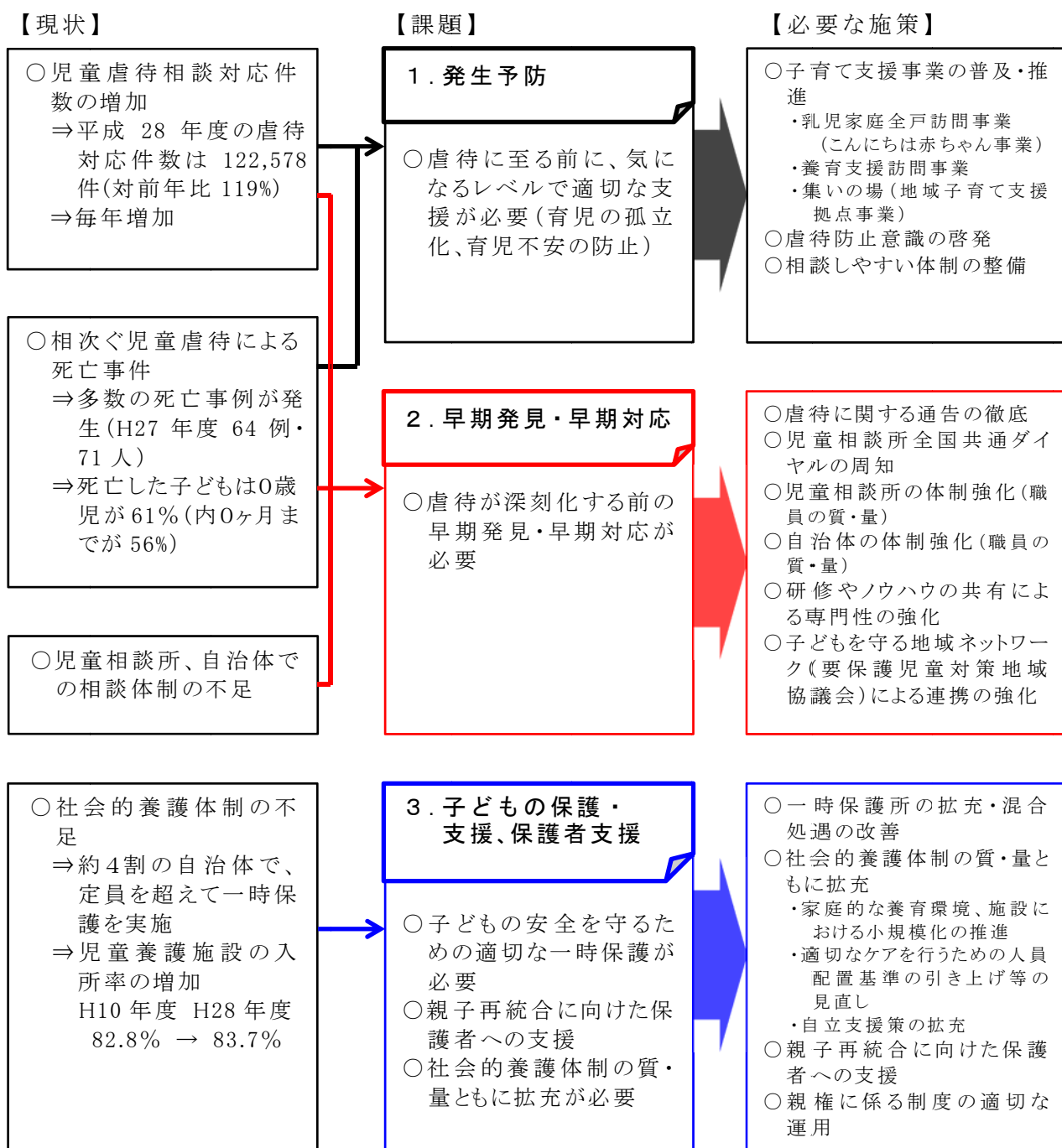
6 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

- ・ 死亡事例の検証を目的として個人情報の共有を可能とする制度改正等の検討

3. 児童虐待の現状と今後の方向性

児童虐待への対応については、制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきた。しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、児童虐待に関する相談対応件数は増加を続けており、社会全体で取り組むべき重要な課題となっている。

厚生労働省では、児童虐待の防止に向け、(1)児童虐待の発生予防、(2)早期発見・早期対応、(3)子どもの保護・支援、保護者支援の取組を進めている。



4. 児童福祉法等の改正と関連事業について

児童虐待防止に関連する法律は、直接の法律としては「児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号）」がある。関連する法律としては「児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）」、「民法（明治 29 年法律第 89 号）主に親権に関する事項」がある。社会情勢に合わせ幾度となく法改正はなされてきたが、児童虐待対応の直接の現場では適切な運用が行われることは少なく、相談件数や虐待事案は後を絶たない状況である。また、児童虐待防止について、児童福祉法、児童虐待防止法で一部改正が行われた、それを以下に示す。

この法改正を契機に、児童虐待対応の現場において適切な運用、実施が行われるよう市においては個別具体の計画（条例を含む）を検討する必要がある。

<児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号）の概要>

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

（1）児童福祉法の理念の明確化等

○ 全ての児童が健全に育成されるよう、児童を中心に、その福祉の保障等の内容を明確化する。

①児童の福祉を保障するための原理の明確化

■ 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化。（児童福祉法）

②家庭と同様の環境における養育の推進

■ 国・地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するものとする。ただし、家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずるものとする。（児童福祉法）

③国・地方公共団体の役割・責務の明確化

■ 国・地方公共団体の役割・責務を次のように明確化。（児童福祉法）

1) 市町村は、基礎的な地方公共団体として、身近な場所における支援業務を適切に行う。

2) 都道府県は、市町村の業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言や適切な援助を行うとともに、専門的な知識・技術や広域的な対応が必要な業務を適切に行う。

3) 国は、市町村・都道府県の業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村・都道府県に対する助言、情報提供等の必要な各般の措置を講じる。

④しつけを名目とした児童虐待の防止

■ 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。(児童虐待防止法)

(2) 児童虐待の発生予防

○ 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遁減する。

①子育て世代包括支援センターの法定化

■ 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」を設置するよう努めるものとする。(母子保健法)(☆)

※ 法律上は、「母子健康包括支援センター」という名称。

注)(☆)の事項は、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に記載。これ以降も同じ。

②支援を要する妊婦等に関する情報提供

■ 支援を要すると思われる妊婦や児童・保護者を把握した医療機関、児童福祉施設、学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。(児童福祉法)(☆)

③母子保健施策を通じた虐待予防等

■ 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資するものであることに留意しなければならない旨を明記。(母子保健法)(☆)

(3) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

○ 児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、市町村や児童相談所の体制や権限の強化等を行う。

①市町村における支援拠点の整備

■ 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。(児童福祉法)

②市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

- 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。(児童福祉法) (☆)

※ 現行は、要保護児童対策調整機関における専門職(児童福祉司たる資格を有する者、保健師等)の配置は努力義務である。

- 調整機関に配置される専門職は、国が定める基準に適合する研修を受けなければならないものとする。(児童福祉法)

③児童相談所設置自治体の拡大

- 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。(児童福祉法)
- 政府は、改正法の施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

④児童相談所の体制強化

- ①児童心理司、②医師又は保健師、③スーパーバイザー(他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司)を配置するものとする。(児童福祉法) (☆)

※ 児童福祉司の配置標準について、区域内の人口等に加え、児童虐待相談対応件数を考慮するものとする。(児童福祉法・同法施行令)

- 児童福祉司(スーパーバイザーを含む)は、国の基準に適合する研修を受講しなければならないものとする。(児童福祉法)

※ 社会福祉主事を児童福祉司に任用する場合、任用前の指定講習会を受講させなければならないものとする。(児童福祉法)

- 児童相談所設置自治体は、法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務を適切かつ円滑に行うため、弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。(児童福祉法)

⑤児童相談所の権限強化等

- 児童相談所から市町村への事案送致を新設。(児童福祉法・児童虐待防止法)

※ 児童相談所・市町村に共通のアセスメントツールを開発し、共通基準による初期評価に基づく役割分担を明確化。これにより、漏れのない対応を確保。

- 臨検・捜索について、再出頭要求を経ずとも、裁判所の許可状により、実施できるものとする。(児童虐待防止法) (☆)

※ 現行は、保護者が立入調査を拒むことに加え、再出頭要求にも応じないことが要件。

- 児童相談所・市町村から被虐待児童等に関する資料等の提供を求められた場合、地方公共団体の機関に加え、医療機関、児童福祉施設、学校等が当該資料を提供できる旨を規定。(児童虐待防止法) (☆)

- 政府は、改正法の施行後速やかに、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

⑥ 通告・相談窓口等

- 政府は、改正法の施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方や、児童福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

(4) 被虐待児童への自立支援

- 被虐待児童について、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつける。

① 親子関係再構築支援

- 親子関係再構築支援は、関係機関等が連携して行わなければならない旨を明記。(児童福祉法)
- 施設入所や里親委託等の措置を解除する際に、都道府県(児童相談所)が委託した民間団体等が必要な助言を実施できるようにする。(児童虐待防止法)(☆)
- 施設入所や里親委託等の措置を解除された児童について、関係機関等が連携して、児童の継続的な安全確認を行うとともに、保護者への相談・支援を実施するものとする。(児童虐待防止法)

② 里親委託等の推進

- 里親支援について、都道府県(児童相談所)の業務として位置付け。(児童福祉法)(☆)
- 養子縁組里親を法定化し、研修の義務化、欠格要件や都道府県による名簿の登録について規定。(児童福祉法)(☆)
- 養子縁組に関する相談・支援について、都道府県(児童相談所)の業務として位置付け。(児童福祉法)(☆)
- 政府は、改正法の施行後速やかに、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

③18歳以上の者に対する支援の継続

- 一時保護中の18歳以上の者等について、20歳に達するまでの間、新たに施設入所等措置を行えるようにするとともに、その保護者に対する面会・通信制限等の対象とする。(児童福祉法・児童虐待防止法)
- 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加。(児童福祉法) (☆)

※ 施設入所等措置を受けていた者について、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設を検討。

(5) 施設入所等の措置の解除

施設入所等の措置の解除等について、以下の条項が追加された。

◆第13条(施設入所等の措置の解除等)の要約

- ・ 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童の施設入所等の措置を解除するときは、児童福祉司等の意見を聴くとともに、保護者への指導の効果、児童虐待の再発予防措置の効果や厚生労働省令で定める事項を勘案すること。
- ・ 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童の施設入所等の措置又は一時保護を解除するときは、保護者に対し、親子の再統合の促進や児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うこと。

◆第13条の2(施設入所等の措置の解除時の安全確認等)の要約

- ・ 都道府県は、児童虐待を受けた児童の施設入所等の措置や一時保護を解除するとき、又は一時的に帰宅するときは、市町村、児童福祉施設その他の関係機関と緊密な連携を図り、児童の家庭を継続的に訪問し児童の安全の確認を行うとともに、保護者からの相談に応じ、児童の養育に関する指導、助言その他の必要な支援を行うこと。

児童福祉法等の一部を改正する法律 施行期日

施行日	改正事項		
公布日施行	児童の福祉を保障するための原理の明確化【児童福祉法】		
	家庭と同様の環境における養育の推進【児童福祉法】		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">国・地方公共団体の役割・責務の明確化</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化【児童福祉法】 ・市町村業務等における「支援」の明確化【児童福祉法】 ・通所・在宅指導措置の明確化【児童福祉法】 </td> </tr> </table>	国・地方公共団体の役割・責務の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化【児童福祉法】 ・市町村業務等における「支援」の明確化【児童福祉法】 ・通所・在宅指導措置の明確化【児童福祉法】
	国・地方公共団体の役割・責務の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化【児童福祉法】 ・市町村業務等における「支援」の明確化【児童福祉法】 ・通所・在宅指導措置の明確化【児童福祉法】 	
	しつけを名目とした児童虐待の防止【児童虐待防止法】		
	母子保健施策を通じた虐待予防等【母子保健法】		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護の目的の明確化【児童福祉法】 ・国による要保護児童に係る調査研究の推進【児童福祉法】 ・母子家庭等の支援機関への婦人相談員の追加【母子父子寡婦法】 </td> </tr> </table>	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護の目的の明確化【児童福祉法】 ・国による要保護児童に係る調査研究の推進【児童福祉法】 ・母子家庭等の支援機関への婦人相談員の追加【母子父子寡婦法】 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護の目的の明確化【児童福祉法】 ・国による要保護児童に係る調査研究の推進【児童福祉法】 ・母子家庭等の支援機関への婦人相談員の追加【母子父子寡婦法】 		
平成28年 10月1日 施行	支援を要する妊婦等に関する情報提供【児童福祉法】		
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">児童相談所の体制強化</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所における弁護士との配置【児童福祉法】 ・児童心理司・保健師等、主任児童福祉司の配置【児童福祉法】 ・児童福祉司の配置標準の見直し【児童福祉法】 </td> </tr> </table>	児童相談所の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所における弁護士との配置【児童福祉法】 ・児童心理司・保健師等、主任児童福祉司の配置【児童福祉法】 ・児童福祉司の配置標準の見直し【児童福祉法】
	児童相談所の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所における弁護士との配置【児童福祉法】 ・児童心理司・保健師等、主任児童福祉司の配置【児童福祉法】 ・児童福祉司の配置標準の見直し【児童福祉法】 	
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">児童相談所の権限強化等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・臨検・捜索手続の簡素化【児童虐待防止法】 ・児童虐待に係る資料等の提供主体の拡大【児童虐待防止法】 </td> </tr> </table>	児童相談所の権限強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・臨検・捜索手続の簡素化【児童虐待防止法】 ・児童虐待に係る資料等の提供主体の拡大【児童虐待防止法】
	児童相談所の権限強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・臨検・捜索手続の簡素化【児童虐待防止法】 ・児童虐待に係る資料等の提供主体の拡大【児童虐待防止法】 	
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">親子関係再構築支援</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長・里親による親子の再統合等のための支援【児童福祉法】 ・施設入所等の措置の解除時等における助言の実施・安全確認等【児童虐待防止法】 </td> </tr> </table>	親子関係再構築支援	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長・里親による親子の再統合等のための支援【児童福祉法】 ・施設入所等の措置の解除時等における助言の実施・安全確認等【児童虐待防止法】 	
親子関係再構築支援	<ul style="list-style-type: none"> ・施設長・里親による親子の再統合等のための支援【児童福祉法】 ・施設入所等の措置の解除時等における助言の実施・安全確認等【児童虐待防止法】 		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉審議会の調査権限の強化、委員要件の厳格化【児童福祉法】 ・婦人相談所長による母子保護を要する者の報告【売春防止法】 ・報告を受けた市町村等による母子保護の申込の勧奨【児童福祉法】 </td> </tr> </table>	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉審議会の調査権限の強化、委員要件の厳格化【児童福祉法】 ・婦人相談所長による母子保護を要する者の報告【売春防止法】 ・報告を受けた市町村等による母子保護の申込の勧奨【児童福祉法】 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉審議会の調査権限の強化、委員要件の厳格化【児童福祉法】 ・婦人相談所長による母子保護を要する者の報告【売春防止法】 ・報告を受けた市町村等による母子保護の申込の勧奨【児童福祉法】 		

施行日	改正事項		
平成29年 4月1日 施行	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%; background-color: #ffffcc;">市区町村の体制強化</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターの法定化【母子保健法】 ・市町村における支援拠点の整備【児童福祉法】 ・市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関に専門職の配置及び研修受講の義務付け【児童福祉法】 ※国において義務研修に係るガイドライン等を策定予定 ・児童相談所設置自治体の拡大【児童福祉法】 </td> </tr> </table>	市区町村の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターの法定化【母子保健法】 ・市町村における支援拠点の整備【児童福祉法】 ・市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関に専門職の配置及び研修受講の義務付け【児童福祉法】 ※国において義務研修に係るガイドライン等を策定予定 ・児童相談所設置自治体の拡大【児童福祉法】
	市区町村の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代包括支援センターの法定化【母子保健法】 ・市町村における支援拠点の整備【児童福祉法】 ・市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関に専門職の配置及び研修受講の義務付け【児童福祉法】 ※国において義務研修に係るガイドライン等を策定予定 ・児童相談所設置自治体の拡大【児童福祉法】 	
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">児童相談所の体制強化</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）の研修義務化【児童福祉法】 ・社会福祉主事の児童福祉司任用時における指定講習会の修了要件追加【児童福祉法】 ※国において義務研修に係るガイドライン、講習会プログラム等を策定予定 </td> </tr> </table>	児童相談所の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）の研修義務化【児童福祉法】 ・社会福祉主事の児童福祉司任用時における指定講習会の修了要件追加【児童福祉法】 ※国において義務研修に係るガイドライン、講習会プログラム等を策定予定
	児童相談所の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）の研修義務化【児童福祉法】 ・社会福祉主事の児童福祉司任用時における指定講習会の修了要件追加【児童福祉法】 ※国において義務研修に係るガイドライン、講習会プログラム等を策定予定 	
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">児童相談所の権限強化等</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所から市町村への事案送致【児童福祉法・児童虐待防止法】 ※国において共通アセスメントツールを作成予定 </td> </tr> </table>	児童相談所の権限強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所から市町村への事案送致【児童福祉法・児童虐待防止法】 ※国において共通アセスメントツールを作成予定
	児童相談所の権限強化等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所から市町村への事案送致【児童福祉法・児童虐待防止法】 ※国において共通アセスメントツールを作成予定 	
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">里親委託等の推進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県（児童相談所）の業務における里親支援の追加【児童福祉法】 ・都道府県（児童相談所）の業務への養子縁組支援の追加【児童福祉法】 ・養子縁組里親の法定化（研修義務化、名簿登録）【児童福祉法】 ※国において「里親委託ガイドライン」の改正等や「都道府県推進計画」の目標のあり方について検討する予定 </td> </tr> </table>	里親委託等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県（児童相談所）の業務における里親支援の追加【児童福祉法】 ・都道府県（児童相談所）の業務への養子縁組支援の追加【児童福祉法】 ・養子縁組里親の法定化（研修義務化、名簿登録）【児童福祉法】 ※国において「里親委託ガイドライン」の改正等や「都道府県推進計画」の目標のあり方について検討する予定 	
里親委託等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県（児童相談所）の業務における里親支援の追加【児童福祉法】 ・都道府県（児童相談所）の業務への養子縁組支援の追加【児童福祉法】 ・養子縁組里親の法定化（研修義務化、名簿登録）【児童福祉法】 ※国において「里親委託ガイドライン」の改正等や「都道府県推進計画」の目標のあり方について検討する予定 		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">18歳以上の者に対する支援の継続</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の者に対する支援の継続【児童福祉法・児童虐待防止法】 ・児童自立生活援助事業の対象者の見直し【児童福祉法】 ※国において施設入所等措置を受けていた者について、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設を検討 </td> </tr> </table>	18歳以上の者に対する支援の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の者に対する支援の継続【児童福祉法・児童虐待防止法】 ・児童自立生活援助事業の対象者の見直し【児童福祉法】 ※国において施設入所等措置を受けていた者について、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設を検討 	
18歳以上の者に対する支援の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・18歳以上の者に対する支援の継続【児童福祉法・児童虐待防止法】 ・児童自立生活援助事業の対象者の見直し【児童福祉法】 ※国において施設入所等措置を受けていた者について、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設を検討 		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">その他</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・情緒障害児短期治療施設の名称変更【児童福祉法】 ・婦人相談員の非常勤規定の削除【売春防止法】 ・母子・父子自立支援員の原則非常勤規定の削除【母子父子寡婦法】 ・施設入所者等の負担金に係る収納事務の私人委託【児童福祉法】 </td> </tr> </table>	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・情緒障害児短期治療施設の名称変更【児童福祉法】 ・婦人相談員の非常勤規定の削除【売春防止法】 ・母子・父子自立支援員の原則非常勤規定の削除【母子父子寡婦法】 ・施設入所者等の負担金に係る収納事務の私人委託【児童福祉法】 	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・情緒障害児短期治療施設の名称変更【児童福祉法】 ・婦人相談員の非常勤規定の削除【売春防止法】 ・母子・父子自立支援員の原則非常勤規定の削除【母子父子寡婦法】 ・施設入所者等の負担金に係る収納事務の私人委託【児童福祉法】 		

児童福祉法、児童虐待防止法の一部改正を受け、児童虐待防止対策関係事業が以下のように強化された。

児童虐待防止対策関係・平成29年度予算案の概要

第8回 新たな社会的養育の在り方に関する検討会
平成29年1月13日 参考資料 1



厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課虐待防止対策推進室
家庭福祉課
母子保健課

- 児童虐待防止対策については、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」(※)、改正児童福祉法等に基づき、発生予防から自立支援までの総合的な対策を推進する。
これを踏まえた、平成29年度予算案の主な内容は以下のとおり。

※子どもの貧困対策会議(平成27年12月21日)で決定された「すくすくサポート・プロジェクト」(すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト)の1つ。

児童虐待防止対策関係予算 1,493億円の内数 (1,295億円の内数)

※児童虐待防止対策関連予算として、以下を積み上げた金額(括弧内は平成28年度予算額)

・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業	154億円の内数	(73億円の内数)
・ 児童入所施設措置費等	1,227億円の内数	(1,140億円の内数)
・ 次世代育成支援対策施設整備交付金	66億円の内数	(57億円の内数)
・ 妊娠・出産包括支援事業	38億円	(24億円)
・ 産婦健康診査事業	4億円	(0億円)
・ 児童虐待防止対策費(本省費)等	1億円	(1億円)
・ 児童相談体制整備事業	4億円	(0.3億円)

1

1. 児童虐待の発生予防

児童相談所や市町村における児童虐待に係る相談対応件数は依然として増加傾向にあり、虐待による死亡事例のうち、0歳児の割合が約6割(平成26年度)であることを踏まえ、地域社会から孤立している家庭へのアウトリーチ支援を積極的に行うことを含め、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に見・遁減する。

(1) 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

① 子育て世代包括支援センターの全国展開【拡充】

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向け、その設置促進を図るとともに、地域の実情に応じて、産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施する。

※ 「子育て世代包括支援センター」のうち利用者支援事業(子ども及びその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業)については、内閣府予算に計上。

【妊娠・出産包括支援事業：38億円】

② 産前・産後母子支援事業(仮称)の創設【新規】

妊娠期から出産後の養育に支援が必要な妊婦、妊婦健診を受けずに出産に至った産婦といった特定妊婦等への支援の強化を図るため、母子生活支援施設、乳児院、助産所、産科医療機関、NPO法人等における特定妊婦や飛び込み出産に対する支援をモデル的に実施し、成果や課題を検証し、具体的な仕組みの検討に活用するための事業を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

③ 産婦健康診査事業の創設【新規】

産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化する。

【実施要件】

- (1) 産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
- (2) 産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
- (3) 産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。

【産婦健康診査事業：3.5億円】

2

1. 児童虐待の発生予防（続き）

(2) 孤立しがちな子育て家庭へのアウトリーチ（内閣府予算）

① 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。
【子ども・子育て支援交付金：1,076億円の内数】

② 養育支援訪問事業【拡充】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する。

また、「ニッポン一億総活躍プラン」を踏まえ、公的な支援につながない児童のいる家庭や、妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭について、養育支援の対象として明確化するとともに、市町村が民間団体に委託して事業を行う場合、運営に必要な事務費に係る補助を創設する。

【子ども・子育て支援交付金：1,076億円の内数】

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 児童虐待が発生した場合には、児童の安全を確保するための初期対応が確実・迅速に図られるよう、児童相談所・市町村の体制の強化及び専門性の向上、要保護児童対策地域協議会の機能強化等を行う。

(1) 児童相談所の体制整備等

① 児童相談所の法的機能の強化【拡充】

児童相談所の業務が円滑に行われるよう、司法的な相談や対応が必要となる事例について家族、家庭裁判所、関係機関等との調整を行う弁護士の配置を促進する。このため、補助基準額を引上げ、児童相談所が弁護士を配置するための費用の充実を図り、日常的に法的支援を受けられる体制を強化する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】 3,080千円→7,822千円（週3回→5回、日額19,600円→30,000円）

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

3

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

② 児童相談所・市町村における安全確認体制の強化【拡充】

児童相談所及び市町村において、児童虐待の通告を受けた際に児童の安全確認等を行う体制の強化を図る。また、市町村分について、実施市町村数の拡大を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】

・児童相談所分 12,813千円（3人分）

・市町村分 8,542千円（2人分）

【補助率】国1/2、都道府県等・市町村1/2

③ 児童相談所・市町村に従事する者の資質の向上【拡充】

改正児童福祉法の施行に向け、新たに義務付けられた研修等を実施するため、研修メニューの組み替えを行い、都道府県等が当該研修を円滑に実施することができるよう、支援の強化を図る。

また、義務研修等を円滑に行うため、研修手続全般を担う研修専任コーディネーターを都道府県等に新たに配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】 研修専任コーディネーター 4,271千円（1都道府県市当たり）

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

④ 児童相談所の設置促進【新規】

中核市及び特別区における児童相談所の設置準備に伴い、増加する業務に対応するための補助職員や児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用について補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】

・補助職員 2,172千円（1市区当たり）

・代替職員 1,303千円（1市区当たり）

【補助率】国1/2、市区1/2

4

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

⑤ 虐待・思春期問題情報研修センター事業の充実【拡充】

児童相談所、市町村、児童福祉施設などの虐待問題等対応機関職員の研修、児童相談所などの専門機関からの専門的な相談助言、児童福祉施設での臨床研究と連携した研究等を実施する。

また、改正児童福祉法に基づき、児童福祉司スーパーバイザー研修の充実及び都道府県等が実施する要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職等を対象とした義務研修の講師や企画担当者の研修の新たな実施等の研修経費の拡充及び実施体制の強化を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

⑥ 児童相談所全国共通ダイヤル（189）の改善

児童相談所全国共通ダイヤル「189」については、発信者の利便性向上を図るため、郵便番号等の入力が必要な携帯電話等からの発信について、コールセンター方式を導入し、音声ガイダンスに代わりオペレーター（人）が対応する仕組みを構築する。

【児童相談体制整備事業：3.7億円】

（2）市町村の体制強化

① 市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点（仮称）の運営支援及び整備の推進【新規・拡充】

市町村が、児童等に対する必要な支援（実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整）を行うための拠点を運営する費用（人件費等）及び既存の施設の修繕等に要する費用について補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【次世代育成支援対策施設整備交付金：66億円の内数】

【補助基準額（案）】

○直営の場合（1支援拠点当たり）

・小規模A型	3,721千円
・小規模B型	9,438千円
・小規模C型	15,660千円
・中規模型	20,873千円
・大規模型	38,701千円

○一部委託の場合（1支援拠点当たり）

・小規模A型	8,940千円
・小規模B型	14,657千円
・小規模C型	20,879千円
・中規模型	31,310千円
・大規模型	59,576千円

【補助率】国1/2、市町村1/2

※ 小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市区町村（支援拠点）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人数に上乗せして配置することとしているため、当該市区町村（支援拠点）には上乗せ配置人数分の額を加算した補助基準額が適用される。

5

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応（続き）

② 市町村へのスーパーバイザーの配置【新規】

市町村が児童相談所からの指導措置の委託など在宅での児童の支援が適切に行われるよう、市町村にスーパーバイザーを配置し、相談機能の強化を図る。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】

・児童相談所設置を目指す市区（中核市、特別区）	2,605千円（1市区当たり）
・その他、一般市町村	1,303千円（1市町村当たり）

【補助率】国1/2、市町村1/2

③ 要保護児童対策地域協議会の機能強化【新規】

要保護児童対策地域協議会の調整機関の専門職が義務研修を受講する間の代替職員の配置や支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員（仮称）等を配置する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】

・代替職員	68千円（1市町村当たり）
・虐待対応強化支援員（仮称）	2,605千円（1市町村当たり）

【補助率】国1/2、市町村1/2

④ 要保護児童対策地域協議会情報共有モデル事業の実施

要保護児童対策地域協議会に登録されているすべての児童、妊産婦に対して、セキュリティに配慮しながら関係者が常に情報を更新、検索できるシステムを構築するためのモデル事業を実施する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

⑤ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（内閣府予算）

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する。

【子ども・子育て支援交付金（内閣府予算）：1,076億円】

6

3. 被虐待児への自立支援

- 被虐待児童について、親子関係の再構築を図るための支援を強化するとともに、里親等への委託や児童養護施設等への入所措置が採られることとなった場合には、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後や施設退所後等も含め、個々の子どもの状況に応じた支援を実施し、自立に結びつける。

(1) 親子関係再構築の支援

○ 家族再統合に向けた取組の推進【拡充】

児童相談所において、地域の精神科医等の協力を得て保護者等に対するカウンセリングを実施するなど、家族再統合への取組を進める。特に、虐待の再発防止のため、保護者を指導する保護者指導支援員の配置を拡充するとともに、措置解除後の保護者指導に係る経費の拡充を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

【補助基準額（案）】

- ・カウンセリング 706千円→886千円
- ・保護者指導支援員 1,506千円→3,528千円

【補助率】国1/2、都道府県等1/2

(2) 家庭養護の推進

① 里親支援事業（仮称）の創設【里親支援機関事業を拡充し名称変更】

改正児童福祉法において、都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援及び養子縁組に関する相談・支援が位置付けられたことに伴い、従来の里親支援機関事業を拡充の上、名称変更し、里親制度の普及促進による新規里親の開拓、里親と児童とのマッチング、委託児童に係る自立支援計画策定、委託後の相談支援等及び養子縁組に関する相談・支援を行う里親支援事業（仮称）を創設する。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

9

3. 被虐待児への自立支援（続き）

(3) 家庭的養護の推進

① 児童養護施設の小規模化等の推進【拡充】

改正児童福祉法の施行を踏まえ、家庭養護が適当でない場合に、できる限り良好な家庭的環境で養育されることができるよう、児童養護施設等に対し、施設整備費や既存の建物の賃借料に対する助成を行い、グループホーム、小規模グループケア等の実施を推進する。

【児童入所施設措置費等：1,227億円の内数】

【次世代育成支援対策施設整備交付金：66億円の内数】

② 児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業の実施

児童養護施設等の家庭的養護の更なる推進等を図るため、児童養護施設の小規模化等、生活環境改善を図るための補助を行う。

【児童虐待・DV対策等総合支援事業：154億円の内数】

(参考) 平成28年度第2次補正予算

○ 児童養護施設等における小規模化等や自立のための支援の場の整備

子どもをより家庭的な環境で育てることができるよう、児童養護施設等の小規模化や施設機能の分散化を進めるとともに、入所している子どもの退所に向けた準備や自立のための支援を行うステップルーム（仮称）の整備を推進する。また、自立援助ホームについて、改正児童福祉法の施行を踏まえ、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者が引き続き必要な支援を受けられるよう定員増や新設等の整備を推進する。

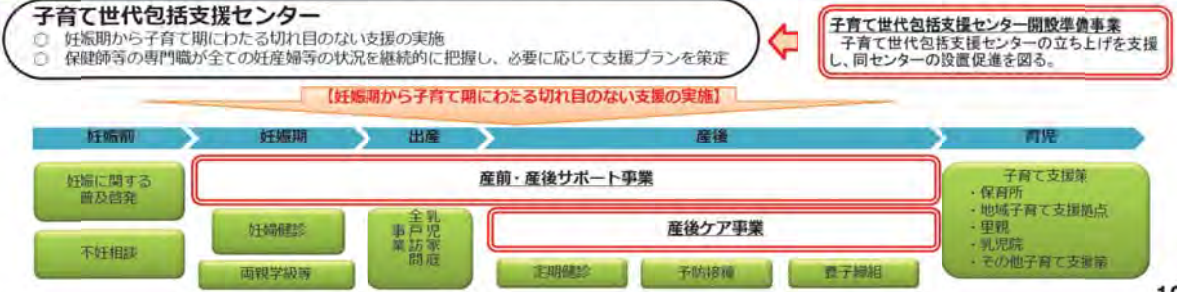
【次世代育成支援対策施設整備交付金70億円の内数】

10

1) ①子育て世代包括支援センターの全国展開 (妊娠・出産包括支援事業の拡充)

1. 児童虐待の発生予防

要旨	23.8億円 → 37.8億円	
<p>妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する子育て世代包括支援センターの全国展開に向けて設置促進を図るため、同センターを立ち上げるための準備員の雇上費や協議会の開催経費等の補助を行う。</p> <p>また、同センターの拡充に伴い、「産前・産後サポート事業」や「産後ケア事業」についても、妊産婦等を支えるための総合的な支援体制の構築を図るため一体的に拡充する。</p>		
事業内容	【28年度予算】	【29年度予算案】
①産前・産後サポート事業（子育て経験者等による相談支援等）	160市町村	→ 240市町村
②産後ケア事業（母子への心身のケアや育児サポート等）	160市町村	→ 240市町村
③妊娠・出産包括支援緊急整備事業（①及び②の修繕費）	52市町村	→ 52市町村
④子育て世代包括支援センター開設準備事業【新規】（立ち上げ準備経費）		150市町村
⑤妊娠・出産包括支援推進事業（都道府県による研修の実施等）	47都道府県	→ 47都道府県
(実施主体：市町村(⑤は都道府県)、負担割合：国1/2、市町村(都道府県)1/2)		



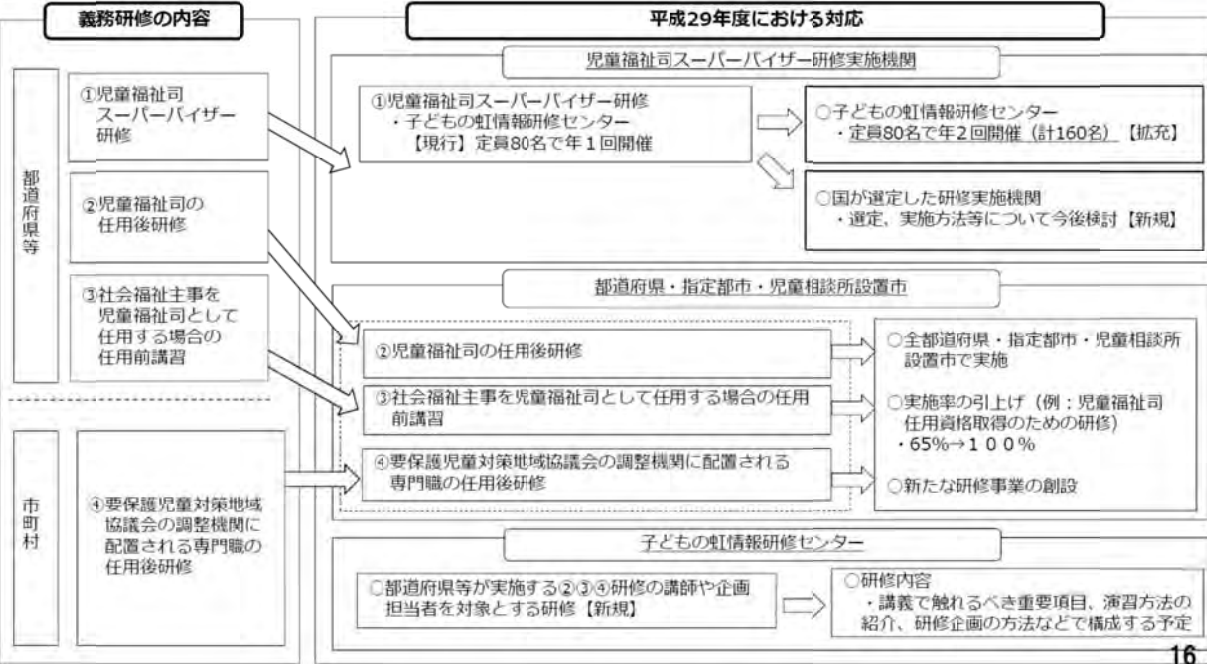
12

1) ③児童相談所・市町村に就任する者の資質の向上

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

○改正児童福祉法では、児童福祉司スーパーバイザー研修、児童福祉司の任用後研修、社会福祉主事を児童福祉司として任用する場合の任用前講習、要保護児童対策地域協議会の調整機関に配置される専門職の任用後研修が義務化される。

○研修の実施に際しては、都道府県等が実施する研修体系の整理を行うとともに、研修実施に関する都道府県等への補助の充実、子どもの虹情報研修センター等の研修実施機関における研修体制の強化を図る。



16

(2) 市町村の体制強化

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

現状・課題

- ・児童相談所が相談対応等を行った児童のうち9割強は、在宅支援となっているが、その後に親子の状況が変化し、重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない
 - ・市町村が、身近な場所で、児童・保護者に寄り添って継続的に支援し、児童虐待の発生を防止するため、市町村を中心とした在宅支援を強化する必要
 - ・地域社会から孤立しがちな子育て家庭が存在しておりアウトリーチ（訪問型）支援の強化が必要
- ※健診の谷間にある児童や、保育所・幼稚園等に通っていない児童等がいる家庭

- ・要保護児童対策地域協議会が設置されている市町村であっても、深刻なケースで連携の漏れがあり、責任をもって関係機関の対応を統括することが必要
- ・調整機関が、個々のケースに応じて関係機関の対応を統括し、実効ある役割を果たすためには、児童の問題に通じた専門性を有する人材が必要

対応

(1) 在宅支援の強化

- 【改正法】**
- ・市町村が、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることが規定（平成29年4月施行）
 - ・児童相談所による指導措置の委託先として市町村を追加（公布日施行）
 - ・一義的な児童相談や子育て支援により対応すべき事案について、児童相談所から市町村への送致を新設（平成29年4月施行）
- 【予算】**
- ① 市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点（仮称）の創設
 - ・市町村が、児童等に対する必要な支援（実情の把握、情報提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整）を行うための拠点を運営する費用（人件費等）の補助の創設及び既存の施設の修繕等に要する費用の補助を拡充。
 - ② 市町村へのスーパーバイザーの配置
 - ・児童相談所による指導措置の委託等に対応するため、市町村にスーパーバイザーを配置するための補助を創設
 - ③ 訪問型支援の拡充（子ども・子育て支援交付金の養育支援訪問事業）
 - ・公的な支援につなげていない児童がいる家庭や、妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭について、養育支援の対象として明確化
 - ・「育児家事援助」について、民間団体に委託して事業を行う場合、運営に必要な事務費に係る補助を創設

(2) 要対協の機能強化

- 【改正法】**
- ・調整機関に専門職の配置が義務化（平成29年4月施行）
 - ・調整機関の専門職について、研修受講が義務化（平成29年4月施行）
- 【予算】**
- ・義務研修を受講する職員の代替職員の配置に必要な経費の補助を創設
 - ・関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員（仮称）又は心理担当職員の配置に必要な経費の補助を創設
 - ・都道府県等が要対協調整機関職員向けの研修を実施する経費の補助を創設

21

2. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

(2) ① 市町村における児童等に対する必要な支援を行うための拠点（仮称）への運営支援及び整備の推進

1. 要 旨

- 改正児童福祉法において、市町村が、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めることが規定されたことを踏まえ、市町村が拠点を設置する際の財政支援を行う。

（参考）児童福祉法第十条の二

市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

- また、拠点機能のあり方、推進方針については、「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」において検討を行い、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」運営指針（案）がとりまとめられたところ。

2. 内 容

「市区町村子ども家庭総合支援拠点」運営指針（案）に基づき、国において設置運営要綱を定め、支援拠点の運営に要する人件費等の費用について補助を創設する。

設置運営要綱（案）の主な内容は、以下のとおり。

(1) 趣旨・目的

市区町村は、子どもの最も身近な場所における子どもの福祉に関する支援等に係る業務を行うことが役割・責務とされていることを踏まえ、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うことが求められている。

このため、市区町村は、地域のリソースや必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担う拠点（市区町村子ども家庭総合支援拠点。以下「支援拠点」という。）の設置に努めるものとする。

(2) 実施主体

支援拠点の実施主体は、市区町村（一部事務組合を含む。以下同じ。）とする。

ただし、市区町村が適切かつ確実に業務を行うことができると認められた社会福祉法人等にその一部を委託することができる。

また、小規模や児童人口が少ない市区町村においては、複数の地方自治体が共同で設置することも可能である。

(3) 対 象

市区町村（支援拠点）は、管内に所在するすべての子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。以下同じ。）及び妊産婦等を対象とする。

22

(4) 業務内容

市区町村（支援拠点）は、コミュニティを基盤にしたソーシャルワークの機能を担い、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う。

また、今般の児童福祉法等改正を踏まえ、要支援児童若しくは要保護児童及びその家庭又は特定妊婦（以下「要支援児童及び要保護児童等」という。）を対象とした「②要支援児童及び要保護児童等への支援業務」について強化を図る。

具体的には、①子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整）、②要支援児童及び要保護児童等への支援業務（危機判断とその対応、調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等、都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）、③関係機関との連絡調整、④その他の必要な支援を行う。

(5) 類型

支援拠点は、児童人口規模に応じて、

- ① 小規模A型【児童人口概ね0.9万人未満（人口約5.6万人未満）当たり1か所】
- ② 小規模B型【児童人口概ね0.9万人以上1.8万人未満（人口約5.6万人以上約11.3万人未満）当たり1か所】
- ③ 小規模C型【児童人口概ね1.8万人以上2.7万人未満（人口約11.3万人以上約17万人未満）当たり1か所】
- ④ 中規模型【児童人口概ね2.7万人以上7.2万人未満（人口約17万人以上約45万人未満）当たり1か所】
- ⑤ 大規模型【児童人口概ね7.2万人以上（人口約45万人以上）当たり1か所】

以上5類型を基本とする。

また、地域の実情に応じて、小規模型の小規模市・町村部においては、2次医療圏を単位とした広域での設置、中規模型及び大規模型の市部においては、区域等に応じて複数の支援拠点の設置などの方法も考えられる。特に、指定都市においては、行政区ごとに設置することが望ましい。

(6) 職員配置等

支援拠点には、原則として、①子ども家庭支援員、②心理担当支援員、③虐待対応専門員の職務を行う職員を置くものとし、必要に応じて、④安全確認対応職員、⑤事務処理対応職員を置くことができ、職員のそれぞれの主な職務、資格等については、以下のとおりとする。

① 子ども家庭支援員

- 職務：実情の把握、相談対応、総合調整、調査・支援及び指導等、他関係機関等との連携 など
- 資格等：社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師、保育士等
(なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認める。)

② 心理担当支援員

- 職務：心理アセスメント、子どもや保護者等の心理的側面からのケア など
- 資格等：大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等

23

③ 虐待対応専門員

- 職務：虐待相談、虐待が認められる家庭等への支援、児童相談所、保健所、保健センターなど関係機関との連携及び調整 など
- 資格等：社会福祉士、精神保健福祉士、医師、保健師等
(なお、当分の間、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けた者も認める。)

主な職員の最低配置人数は以下のとおり

	子ども家庭支援員	心理担当支援員	虐待対応専門員	合計
小規模型				
小規模A型	常時2名（1名は非常勤可）	—	—	常時2名
小規模B型	常時2名（1名は非常勤可）	—	常時1名（非常勤可）	常時3名
小規模C型	常時2名（1名は非常勤可）	—	常時2名（非常勤可）	常時4名
中規模型	常時3名（1名は非常勤可）	常時1名（非常勤可）	常時2名（非常勤可）	常時6名
大規模型	常時5名（1名は非常勤可）	常時2名（非常勤可）	常時4名（非常勤可）	常時11名

(注) 小規模B型以上の類型かつ児童千人当たりの児童虐待相談対応件数が全国平均を上回る市区町村（支援拠点）は、児童相談所の児童福祉司の配置基準の算定を準用した算式で算定された人数を、虐待対応専門員の類型ごとの最低配置人数に上乗せして配置すること。

(7) 施設・設備

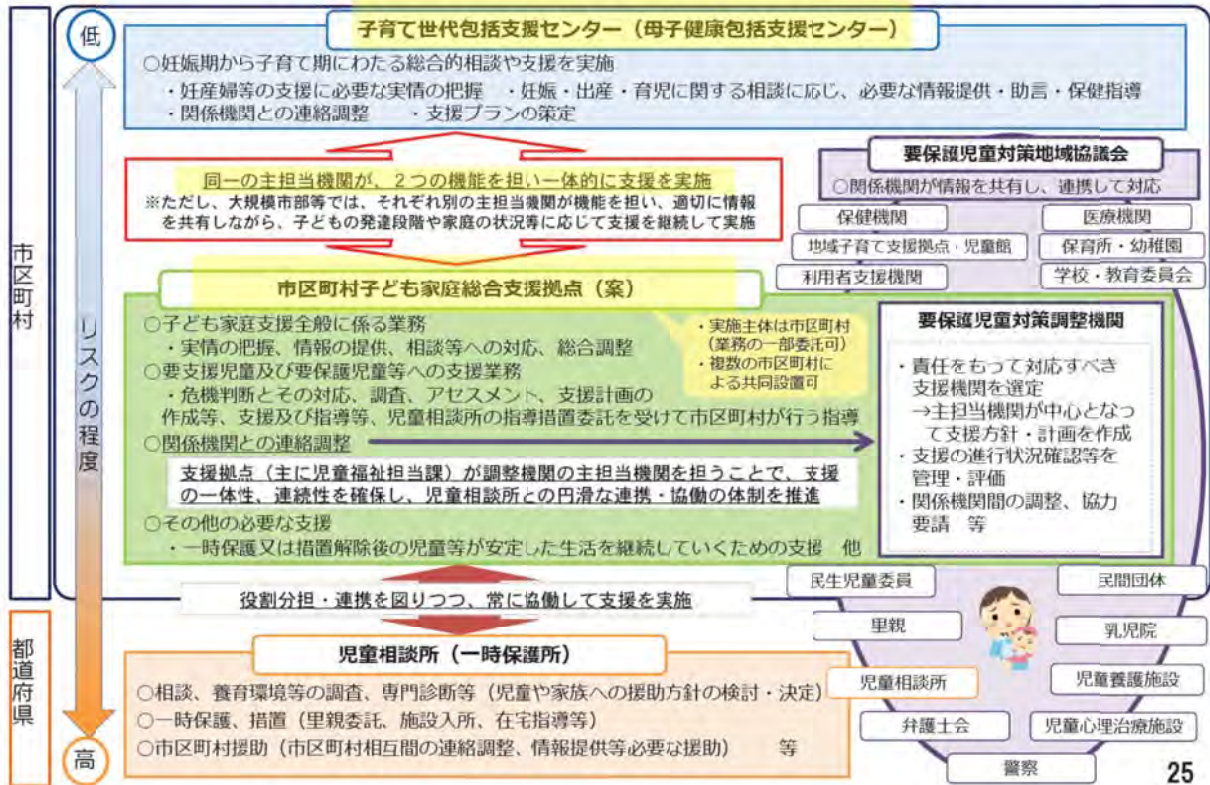
支援拠点には、相談室（相談の秘密が守られること）、親子の交流スペース、事務室、その他必要な設備を設けることを標準とする。

なお、支援拠点としての機能を効果的に発揮するためには、一定の独立したスペースを確保することが望ましい。

ただし、新たに施設を設置（整備）するのではなく、既存のサービス提供機関の機能を活用して実施することも可能である。

24

市区町村における児童等に対する必要な支援を行う体制の関係整理（イメージ図）



2) ②市町村へのスーパーバイザーの配置

2.児童虐待発生時の迅速・的確な対応

現状・課題

- ・児童相談所・市町村の間で虐待事案の評価に関する共通基準（尺度）がなく、対応の漏れや、虐待事案の軽重と対応機関のミスマッチが生じている
- ・児童相談所が相談対応等を行った児童のうち多く（9割強）は、施設入所等措置を採るに至らず在宅支援となっているが、その後に親子の状況が変化し、重篤な虐待事例が生じる場合が少なくない
- ・市町村が、身近な場所で、児童・保護者を積極的に支援し、児童虐待の発生を防止するため、市町村を中心とした在宅支援を強化する必要がある

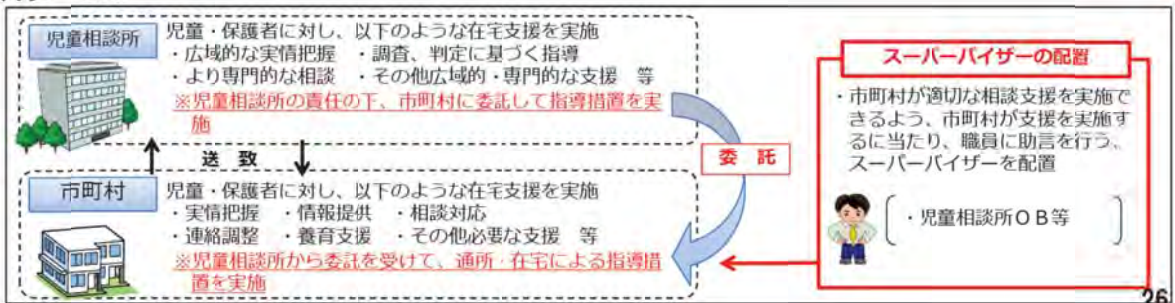
改正法による対応

- ・児童相談所による指導措置（通所・在宅）について、委託先として市町村を追加【公布日施行】
- ・一義的な児童相談や子育て支援により対応すべき事案について、児童相談所から市町村への送致を新設【平成29年4月施行】

予算措置による対応

- ・市町村が適切な相談支援を実施できるよう、市町村が支援を実施するに当たり、職員に助言を行うスーパーバイザー（児相OB等）の配置に必要な経費の補助を創設

＜イメージ図＞



2) ③ 要保護児童対策地域協議会の機能強化

現状・課題

- ・ 要保護児童対策地域協議会が設置されている市町村であっても、深刻なケースで連携の漏れが指摘される場合があり、責任をもって関係機関の対応を統括することが必要。
- ・ 要保護児童対策調整機関が、個々のケースに応じて関係機関の対応を統括し、実効ある役割を果たすためには、児童の問題に通じた専門性を有する人材が必要。

改正法による対応

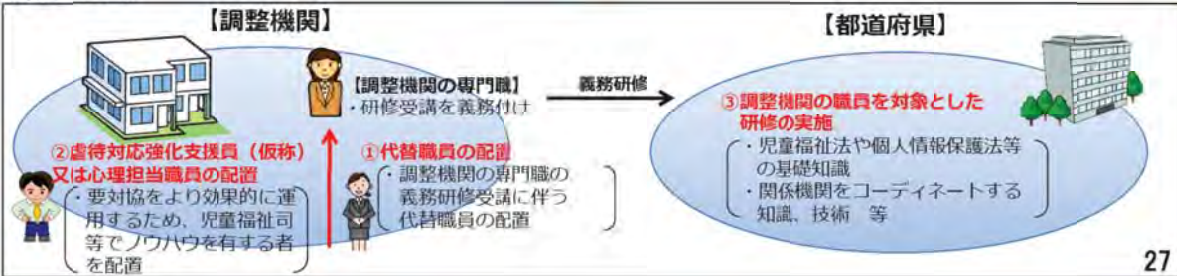
- ・ 調整機関に専門職の配置を義務付け
- ・ 調整機関に配置される専門職に、研修受講を義務付け

【29年4月施行】

予算措置による対応

- ① 義務研修を受講する専門職の代替職員の配置に必要な経費の補助を創設
- ② 要対協調整機関職員が関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う虐待対応強化支援員（仮称）（児相OB・ソーシャルワーカー等）又は心理担当職員の配置に必要な経費の補助を創設
- ③ 都道府県等が要対協調整機関職員向けの研修を実施する経費の補助を創設

〈イメージ図〉



(1) 親子関係再構築の支援 [平成28年10月施行・児童虐待防止法]

課題

- 親子関係再構築について、保護者の意向に左右されること等により、実効ある支援が十分行われていないほか、支援の際の関係機関間の連携が不十分。
- 措置を解除した後に、より深刻な虐待が発生するケースがみられる。

児童相談所や市町村のみならず、児童を現に養育する施設や里親も、積極的に親子関係再構築支援を行うとともに、都道府県が措置を解除するに当たっては、継続的なフォローを行う必要がある。

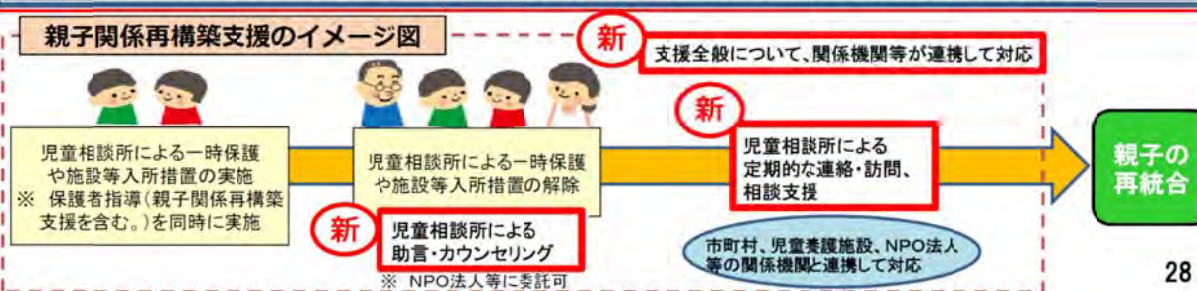
改正法による対応

- 親子関係再構築支援について、児童相談所、市町村、施設、里親などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- 措置の解除に当たって、以下の取組を実施する。
 - ・ 措置解除時、児童相談所が保護者に対し、児童への接し方等の助言・カウンセリングを実施（NPO法人等に委託可）
 - ・ 措置解除後の一定期間、児童相談所は地域の関係機関と連携し、定期的な児童の安全確認、保護者への相談・支援等を実施

※ 併せて、児童相談所の体制強化・専門性向上による保護者への継続的な指導等の実施、親子関係再構築プログラムの充実を含む国の調査・研究の推進、一時保護・保護者指導等への裁判所の関与の在り方の検討等に取り組む。

予算措置による対応

- 親子再構築のために重要な要素である、保護者指導について、個々の状況に応じた継続的な指導が実施できるよう、その保護者に対し寄り添った指導を行える保護者指導支援員を配置。（児童相談所1ヶ所当たり1,506千円→3,528千円）
- 措置解除後における定期的な連絡・訪問・相談支援を実施する。（児童相談所1ヶ所当たり706千円→886千円）



5. 有識者・関係者等の意見

児童虐待防止の条例化に向けて、有識者・関係者等にご意見を伺った。それを以下に示す。

【主なヒアリング先】

島田妙子	児童虐待防止機構	理事長、兵庫県児童虐待等対応専門アドバイザー
山縣文治	関西大学	人間健康学部 教授
才村 純	関西学院大学	人間福祉学部 教授
玉木敦子	神戸女子大学	看護学部 教授
加藤曜子	流通科学大学	人間社会学部 教授
小原隆弘	児童養護施設	愛信学園 施設長
山田禎久	児童養護施設	愛信学園 主任児童指導員
正井禮子	女性と子ども支援センター	ウィメンズネット・こうべ 代表理事
長谷川京子	みのり法律事務所	弁護士

【条例への主な意見】

<要保護児童対策地域協議会について>

- 区役所の要保護児童対策地域協議会が、現在ほとんど形骸化しているような状態にある。適切、有効に機能するように規定する必要がある。
- 庁内関係者との連携はあるが、外部関係機関との連携が弱い。
- 実務者会議が重要である。多職種と区のネットワークづくりが大事である。
 - 実務者会議の好事例としては、大分市、町田市がある。中学校区単位で、実務者会議を行っている。
- 要保護（支援）児童のケース管理が長期間出来るのは、要対協（実務者会議＝進行管理）である。
 - 多職種間で個人情報の共有が出来るため。
関係者が人事異動で変わっても要対協として見守っていけるため

<区役所の体制について>

- 政令市は全般的に区役所の機能が弱い傾向にある。
- 「本庁」「区役所」「児相」の三者の緊密な連携とバランスを取れていることが大事である。
- 「本庁」が、司令塔の役割を果たし、研修、人事、全体の調整役などをする。

- 組織体制の好事例として、福岡市、相模原市がある。
- 児相と区役所の役割分担が必要である。
- 区役所は、虐待予防（全戸訪問等見守り、要支援児童、特定妊婦等の対応）と虐待対応後の親子支援（アフターケア）などの“在宅支援”の役割を強化する。
- 区役所の体制として、在宅支援＝（子育て支援＋生活(家庭)支援）にも強化充実させていく必要がある。
- 親の生活全般を長期に支援（サポート）していく必要がある。
- 他職種と連携し、社会的資源を活用して在宅支援を充実させていく。ネットワークづくりが大事である。
- 区役所にも、虐待対応の男性職員がもっと必要である。
- 区役所に専門職を配置すること
- 「係長＋虐待担当＋心理司」のチームで対応するのが理想的である。そのためには増員と人材の育成が必要である。
- 職員研修をしっかり行うこと。職員の初級、中級、上級の研修が必要。現在、各自外部の研修を受けているが、市独自の研修はない。
- 子どもや家庭への支援に対し、市職員の対応には時間的な制約がある。1日の勤務時間や配属年数が短いなど丁寧にかかわることが難しい状況にある。職員の時間外における対応には、外部委託（児童養護施設等）を検討する必要があるのではないか
- 職員の配属年数は継続して8年以上は続けてほしい。親子とのつながりや能力の向上のためにも長期間のかかわりが必要である
- 区のこども家庭支援室内に、「要保護児童等に対する支援拠点」を整備し、養育困難な状況や虐待等に対応する専門体制（人員、技能職）の充実を図る必要がある。また、「子育て世代包括支援センター」と連携を図る。
- 現在、区の子育て世代包括支援センターの窓口職員（1名）は、人材派遣の外部者である、市職員（プロパー）の配置が望ましい。 →人員の増強が必要
- 課長の保健師が忙しいので、“母子保健”と“虐待対応”の業務を分担することを検討してはどうか。
- 職員配置の好事例として、明石市では市の虐待担当課に、教育委員会（先生）のOBを配置して学校との連携をスムーズにしている。また、幼稚園・保育園の園長OBを配置して園との連携をスムーズにしている。

<虐待予防対策等について>

- 母子保健との連携の強化・充実を図っていく。
 - ・ 母親には妊娠期からの支援が大事（必要）である。それには市の訪問活動が有効である。そのための体制強化が必要である。
 - ・ 母子手帳の窓口は、妊婦と最初にアプローチする大事なところである。この時に特定妊婦が分かれば支援がしやすい。
 - ・ 母子手帳の窓口の保健師の、特定妊産婦と見極める能力が必要である。調査項目だけでは判断しにくい。判断するには経験や能力がいる。
 - ・ 経験を積むには、少なくとも3年以上はかかると思う。今の人事異動のサイクルでは短い。センスも必要である。
 - ・ 母子手帳の窓口は、現在オープンな状態なので相談がしにくい状況である。そのため、プライバシーに配慮する必要がある。
- 「こんにちは赤ちゃん」事業等で、幼児期までは家庭の把握や指導がある程度出来ているが、学童期（6歳）以上になると家庭を訪問したり、子供や親に会う機会（制度）が少なくなるため、把握が難しくなる。
 - 小中学校で、家庭の把握をしっかりとする必要があるのでは
 - スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの増強が必要では
- 虐待予防に、ショートステイ利用が、効果がある。
 - 親の子育て負担の軽減になっている。主に、児童養護施設や乳児院で行われている。
 - 町田市ではショートステイを安価に利用できるようにしている。神戸市でも補助金等をつけてはどうか
- 母親の居場所づくりが大事である。（子育ての相談、母親同士気軽に話せる場、沐浴、ごはんづくり、昼寝をしたりなど）
 - 荒川区「みんなの実家@まちや」や、イギリスのファミリーセンターが好事例。

<子育て環境への支援について>

- 現在、昔の当たり前の子育て、地域で育てるが不可能である。
- 母親を追い込んではいけない。自信を持たせる。
- 監視されていると思わせてはならない。そうすると安心感、信頼感がおびやかされる。

- 母親に安心感 →生活（経済的）の安心、子育ての安心
- 父親の協力が必要である。父親へのアプローチが難しい。
- 産科との連携が必要である。
- 子育ての状況を社会が良く理解する必要がある。

<その他>

- 親子の再統合時において、虐待を行った保護者への「(仮称)虐待防止教育プログラム」の受講(指導)を義務化して、児童養護施設への再入所がないように指導する。
- 親子の再統合の適否の評価基準を明確にすること
- 市民への児童虐待防止の啓蒙・啓発活動は、推進月間以外でも常に行い、虐待防止・監視等の意識・関心を促す必要がある。
 - ・ しつけと虐待の区別がついていないところがあるので、啓発活動が必要である。
- 地域の子育て支援に関わる組織などに対し、児童虐待防止について研修を行う必要がある。(研修に来てほしいところが来ないので、条例化することにより広くまた強く研修の呼びかけが出来るものと思う。)
- 「産後うつ」について規定すること。
 - ・ (産後うつの方は、常に10%ほどいる。
 - ・ 女性が男性の2倍うつになりやすい傾向にある。
 - ・ 虐待の死亡で多いのが産後0日である。
- (目的)に、「子どもの権利条約(平成6年条約第2号)の理念に基づき、」と明記して、子どもを大人から管理される対象としてではなく、独立した人格をもつ権利の主体としてとらえ、子どもの人権を保障する視点に立って、児童虐待防止の取り組みを行っていくことを明確にすること。

子供を虐待から守る条例 比較表

	大阪市	堺市	名古屋市	川崎市	横浜市
名称	大阪市児童を虐待から守り子育てを支援する条例	堺市子どもを虐待から守る条例	名古屋市児童を虐待から守る条例	川崎市子どもを虐待から守る条例	横浜市子供を虐待から守る条例
前文	なし	<p>子どもは生まれたときから一人ひとりが権利の主体であり、一人の人間としてその権利が尊重され、保障されなければならない。そして、子どもが家庭や地域のぬくもりの中で、夢や希望を抱きながら健やかに成長していくことは、市民全ての願いである。</p> <p>しかしながら、昨今頻発している子どもへの虐待は、その健やかな成長及び発達並びに人格の形成に重大な影響を与える著しい人権侵害であり、警察及び司法機関との緊密な連携はもとより、市、地域住民、保護者及び関係機関等が協働して、虐待から子どもを守ることが求められている。</p> <p>私たちは、堺市の未来を託す子どもを虐待から守るため、全ての市民が一体となって、地域の力で子どもと家庭を支える環境づくりを推進するため、この条例を制定する。</p>	なし	なし	<p>子供は国の宝である。そして、子供は円満な家庭において慈しみと愛情を持って育てられる存在である。しかし、昨今の社会状況を鑑みると、児童虐待の認知件数は年々増加しており、児童虐待の加害者のほとんどは実の親という状況に、強い危機感を持つものである。</p> <p>子育ての第一義的責任は家庭にあることはいうまでもないが、家庭の養育力が低下していることが懸念される中で、大人の都合が優先されるのではなく、子供にとって適切な環境が保障される視点が何よりも優先されるべきと考える。</p> <p>横浜は、子供に優しい街を目指し、子供が虐げられ、傷つくことが決してないように、全ての市民が一体となって、地域の力で子供と家庭を支える環境づくりを構築するため、この条例を制定する。</p>
目的	<p>第1条 この条例は、児童を虐待から守るため、基本理念を定め、本市、市民及び保護者の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、通告に係る対応等基本となる事項を定め、もって児童の心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防、早期発見、通報等子どもを虐待から守るために必要な施策の基本的な事項を定め、もって子どもの心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、児童を虐待から守ることについて、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防、情報の共有及び提供、通告に係る児童の安全の確認等並びに虐待を受けた児童等に対する支援等に関し必要な事項を定め、もって児童の心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、子どもを虐待から守ることに関し、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするほか、必要な事項を定めることにより、施策の推進と、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、子供を虐待から守るための基本理念を定め、横浜市(以下「市」という。)、市民(市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。)、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子供の保護その他子供を虐待から守るための施策の基本的な事項を定めることにより、子供を虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子供の心身の健やかな成長に寄与することを目的とする。</p>
定義	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第1項に規定する児童をいう。</p> <p>(2) 保護者 児童福祉法第6条に規定する保護者をいう。</p> <p>(3) 虐待 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第2条に規定する児童虐待をいう。</p> <p>(4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者をいう。</p> <p>(5) 通告機関 大阪市児童相談所条例(昭和39年大阪市条例第35条)第1条に規定する</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「法」という。)第2条に規定する児童をいう。</p> <p>(2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。</p> <p>(3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。</p> <p>(4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者をいう。</p> <p>(5) 通告機関 堺市子ども相談所条例(平成17年条例第65号)第1条に規定する堺市</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 児童 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「法」という。)第2条に規定する児童をいう。</p> <p>(2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。</p> <p>(3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。</p> <p>(4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者をいう。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「法」という。)第2条に規定する児童をいう。</p> <p>(2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。</p> <p>(3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。</p> <p>(4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子供の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他子供の福祉に職務上関係のある者をいう。</p> <p>(5) 通告受理機関 横浜市児童相談所条例</p>	

子供を虐待から守る条例 比較表

	大阪市	堺市	名古屋市	川崎市	横浜市
	大阪市こども相談センター（以下「こども相談センター」という。）及び大阪市保健福祉センター条例（平成 15 年大阪市条例第 7 号）第 1 条第 1 項に規定する保健福祉センター（以下「保健福祉センター」という。）をいう。	子ども相談所及び堺市保健福祉総合センター設置条例（平成 1 2 年条例第 1 号）第 1 条に規定する保健福祉総合センターをいう。		師、保健師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。	(昭和 31 年 10 月横浜市条例第 42 号)第 1 条に規定する児童相談所及び横浜市保健所及び福祉保健センター条例(平成 13 年 9 月横浜市条例第 38 号)第 3 条第 1 項に規定する福祉保健センターをいう。
基本理念	<p>第 3 条 虐待は、児童の心身の健やかな成長及び発達並びに人格の形成に重大な影響を与えるものであり、何人も虐待をしてはならない。</p> <p>2 虐待への対応は、児童の最善の利益を考慮してなされなければならない。</p> <p>3 何人も、次代の社会を担うすべての児童一人ひとりが尊重され、虐待がなく、児童が健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。</p>	<p>第 3 条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害し、その心身の健やかな成長及び発達並びに人格の形成に重大な影響を与える行為であり、何人も決して虐待を許してはならない。</p> <p>2 子どもを虐待から守るに当たっては、子どもの利益を最大限に考慮しなければならない。</p> <p>3 何人も、次代を担う全ての子ども一人ひとりの権利が尊重され、虐待がなく、子どもが健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。</p>	<p>第 3 条 虐待は、決して正当化されることのない、児童の人権を著しく侵害する行為であり、何人も虐待を許してはならない。</p> <p>2 児童を虐待から守るに当たっては、児童の利益を最大限に配慮しなければならない。</p> <p>3 市民全体として、児童の尊厳を守り、児童が健やかに成長することができる社会の実現に向けて取り組まなければならない。</p>	<p>第 3 条 虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、ひいては子どもを死に至らしめる危険をはらんでおり、これを決して行ってはならない。</p> <p>2 子どもを虐待から守る施策は、子どもの最善の利益に配慮するとともに、子どもの安全を最優先に考えたものでなければならない。</p> <p>3 何人も、虐待を見逃さないよう努めるとともに、虐待のないまちづくりを推進し、子どもの安全と健やかな成長が守られる社会の形成に努めなければならない。</p>	<p>第 3 条 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待が子供の心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子供が虐待から守られるべき存在であることを認識するとともに、虐待への対応に当たっては、子供にとって最善の利益を考慮しなければならない。</p> <p>2 市、市民、保護者及び関係機関等は、虐待がなく、全ての子供一人一人が尊重され、健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。</p>
市の責務	<p>第 4 条 本市は、虐待を防止するために、市民及び関係機関等と連携し、子育て支援事業の充実その他安心して子育てができるような環境の整備に努めなければならない。</p> <p>2 本市は、市民及び関係機関等と連携し、虐待の予防及び早期発見に努めなければならない。</p> <p>3 本市は、こども相談センター、保健福祉センター及び関係機関等の連携を強化し、虐待防止のための支援の充実に努めなければならない。</p> <p>4 本市は、虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、虐待の予防及び早期発見のための方策、虐待を受けた児童のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割その他虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。</p> <p>5 本市は、関係機関等及び地域社会の虐待防止の取組みを積極的に支援しなければならない。</p> <p>6 本市は、児童を虐待から守るため、必要な広報及び啓発活動に努めなければならない。</p>	<p>第 4 条 市は、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最優先とするものとする。</p> <p>2 市は、虐待の早期発見及び虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な保護及び支援を図るために、子どもを守るための地域におけるネットワークを構築するものとする。</p> <p>3 市は、虐待の早期発見及び未然防止に向け、関係機関等の人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修を行うものとする。</p> <p>4 市は、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保に努めるとともに、資質の向上を図るための研修等を行うことにより人材の育成に努めるものとする。</p> <p>5 市は、子どもを虐待から守るために、子どもの人権、虐待予防のための子育て支援施策、虐待の通告義務及び通告先等について必要な広報及び啓発活動を行うものとする。</p> <p>6 市は、虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、虐待の予防及び早期発見のための方策、虐待を受けた子どものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職</p>	<p>第 4 条 市は、虐待を受けた児童の安全の確保を最優先としなければならない。</p> <p>2 市は、児童を虐待から守るため、必要な施策を講じなければならない。</p> <p>3 市は、児童の人権、虐待の予防のための子育て支援施策、虐待の通告義務等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。</p> <p>4 市は、児童が虐待から自らの心身の安全を確保できるようにするため、関係機関等と連携し、児童に対し、情報の提供その他の必要な事業を実施するものとする。</p> <p>5 市は、警察、関係機関等及び地域社会による虐待の予防のための取組に対する積極的な支援に努めなければならない。</p>	<p>第 4 条 市は、虐待の対応に当たっては、虐待を受けた子どもの安全を確保し、生命を守ることを最も優先しなければならない。</p> <p>2 市は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するため、子育て家庭が孤立することのない地域社会の形成に向けた活動に対し必要な支援を行うものとする。</p> <p>3 市は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、関係機関等の人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の修得に関する研修を行うものとする。</p> <p>4 市は、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び拡充に努めるとともに、資質の向上を図るための研修等を行うことにより人材の育成に努めなければならない。</p> <p>5 市は、虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び検証を行うとともに、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けた子どものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割その他虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究を行うものとする。</p>	<p>第 4 条 市は、虐待を防止するために、市民及び関係機関等と連携し、子育て支援事業(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 21 条の 9 に規定する子育て支援事業をいう。以下同じ。)の充実及び着実な実施その他子供が安心して育つことができる環境の整備に努めなければならない。</p> <p>2 市は、市民及び関係機関等と連携し、虐待の予防及び早期発見に努めなければならない。</p> <p>3 市は、関係機関等が行う虐待の防止のための取組を積極的に支援しなければならない。</p> <p>4 市は、虐待の予防及び早期発見その他の虐待の防止に関する専門的な知識及び技術を有する職員の育成を図り、通告受理機関に適正に配置しなければならない。</p> <p>5 市は、関係機関等との連携を強化するため、児童福祉法第 25 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)の円滑な運営の確保及び協議の活性化を図るものとする。</p> <p>6 市は、心の健康の保持に支障が生じていることにより虐待を行うおそれがある保護者等を支援するため、診療科に精神科又は神経科を有する医療機関と連携し、精神保健に関して専門的な知識を有する者による相談、精神保健に関して学識経験を有する医</p>

子供を虐待から守る条例 比較表

	大阪市	堺市	名古屋市	川崎市	横浜市
		員が虐待の防止に果たすべき役割その他虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。			師の診療等を受けやすい環境の整備その他の必要な施策を講じなければならない。 7 市は、子供を虐待から守るため、次の各号に掲げる事項に関する調査研究等を行うとともに、必要な広報その他の啓発活動及び教育に努めなければならない。 (1) 親になるための準備 (2) 虐待を受けた子供がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析 (3) 虐待の予防及び早期発見のための方策 (4) 虐待を受けた子供のケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方 (5) 学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待の防止に果たすべき役割
市民の責務	第5条 市民は、虐待を防止するよう努めなければならない。 2 市民は、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに通告機関に通告しなければならない。 3 市民は、通告機関が行う児童の安全の確認に協力するよう努めなければならない。	第5条 市民は、虐待を防止するとともに、虐待のないまちづくりを推進するための市の施策及び関係機関等の取組に積極的に協力するよう努めなければならない。 2 市民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、通告機関に通告しなければならない。 3 市民は、通告機関が行う子どもの安全の確認に協力するよう努めなければならない。	第5条 市民は、児童を虐待から守るために市が実施する施策その他の取組に積極的に協力するとともに、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。	第5条 市民は、子どもを虐待から守り、虐待のないまちづくりを推進するための市の施策及び関係機関等の取組に積極的に協力するよう努めなければならない。	第5条 市民は、第3条の基本理念を理解し、虐待を防止するよう努めなければならない。 2 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において子供及び保護者を見守り、かつ、子供及び保護者への声かけ等を行うことを通じて、子供及び保護者との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。 3 市民は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に法第6条第1項の規定による通告(以下単に「通告」という。)をしなければならない。 4 市民は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力するよう努めなければならない。
保護者の責務	第6条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、児童のしつけに際して身体的もしくは精神的苦痛を与えぬよう配慮しなければならない。 2 保護者は、児童を虐待から守ることについて理解を深め、児童の自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。 3 保護者は、通告機関が行う児童の安全の確認に協力しなければならない。	第6条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、子どものしつけに際して、人権に配慮し、子どもの心身の健全な成長及び発達に努めなければならない。 2 保護者は、子どもを虐待から守ることについて理解を深め、子どもの自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。 3 保護者は、子どもの正常な成長及び発達を妨げるような行為又は保護者としての監護を著しく怠ることをしてはならず、また、必要な教育を受けさせなければならない。 4 保護者は、通告機関が行う子どもの安全の確認に協力しなければならない。	第6条 保護者は、虐待が決して正当化されることではないことを認識し、児童のしつけに際して、人権に配慮し、児童の心身の健全な成長及び発達を図るよう努めなければならない。	第6条 保護者は、虐待を決して行ってはならず、子どものしつけに際して人権に配慮し、子どもの心身の健全な成長及び発達を図るよう努めなければならない。	第6条 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、虐待を決して行ってはならず、子供のしつけに際して、その健全な成長を阻害するような著しい身体的又は精神的苦痛を与えてはならない。 2 保護者は、自らが子育てについての第一義的責任を有するものとして、子供に愛情を持って接するとともに、虐待が子供の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識し、子供の自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。 3 保護者は、子供の心身の健康の保持、安全の確保等に当たっては、年齢に応じた配慮を怠ってはならず、特に乳児及び幼児(児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に掲げる乳児及び幼児をいう。)については、

子供を虐待から守る条例 比較表

	大阪市	堺市	名古屋市	川崎市	横浜市
					<p>自ら心身の健康を保持し、又は安全を確保するための能力がなく、又は著しく低いことを認識しなければならない。</p> <p>4 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、地域活動に参加すること等により、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。</p> <p>5 保護者は、通告受理機関が行う子供の安全の確認及び安全の確保に協力しなければならない。</p> <p>6 保護者は、子育てに関して、市長、通告受理機関又は関係機関等による指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。</p>
関係機関等の責務	なし	<p>第7条 関係機関等は、虐待を防止するように努めなければならない。</p> <p>2 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、通告機関に通告しなければならない。</p> <p>3 関係機関等は、通告機関が行う子どもの安全の確認に協力するように努めなければならない。</p> <p>4 関係機関等は、一時保護の解除又は施設の退所により子どもが地域に戻ってきたときは、安心して、かつ、安全に生活できるように支援し、見守るよう努めなければならない。</p> <p>5 学校その他の教育機関は、子どもが教育を受けられるよう環境を整え、現に教育を受けられない子どもがいた場合には、教育を受けられるよう必要な対応を講ずるものとする。</p>	<p>第7条 関係機関等は、市が実施する虐待の予防のための子育て支援施策に協力するとともに、その専門的知識及び経験を生かした虐待の早期発見のための取組を行うよう努めなければならない。</p>	<p>第7条 関係機関等は、子どもを虐待から守るため、虐待の防止等に努めるほか、虐待のないまちづくりを推進するための市の施策に協力するとともに、虐待のないまちづくりを推進するための取組を積極的に実施するよう努めなければならない。</p> <p>2 関係機関等は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、専門的知識及び技術の修得に関する研修をその職員に受けさせ、又は受けることにより、その職員又は自らの資質の向上に努めなければならない。</p>	<p>第7条 関係機関等は、市が実施する子育て支援に係る施策その他虐待を防止するための施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めなければならない。</p> <p>3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子供を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告をしなければならない。</p> <p>4 関係機関等は、虐待を防止するため、通告受理機関による調査等に協力するよう努めなければならない。</p> <p>5 関係機関等は、保護者が関係機関等による子育て支援事業その他の子育て支援に係る制度等を利用したときその他多様な機会を通じ、虐待の防止に係る啓発等に努めなければならない。</p>
虐待の予防《未然防止》	<p>第7条 関係機関等は、虐待を防止するために、本市が実施する子育て支援策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>第8条 市は、市民及び関係機関等と連携して虐待を未然に防止するため、子育て支援施策を充実するとともに必要な体制の整備に努めるものとする。</p> <p>2 市は、虐待を未然に防止するため、関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る取組について、専門的知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。</p>	<p>第8条 市は、虐待を予防するため、市民及び関係機関等と連携して子育てに関する支援を充実させるよう努めるものとする。</p> <p>2 市は、虐待を予防するため、市民及び関係機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る取組について、専門的知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。</p>	<p>(子育てに関する支援のための施策)</p> <p>第10条 市は、虐待の未然防止に当たり、市民及び子育て支援機関等（子育てに関する支援を行う機関、団体その他の関係者をいう。以下同じ。）と連携し、子育てに関する支援のための施策の充実その他安心して子育てができるような環境の整備に努めなければならない。</p> <p>2 子育て支援機関等は、虐待の未然防止に当たり、子育てに関する支援のための市の施策に協力するよう努めるものとする。</p>	なし

子供を虐待から守る条例 比較表

	大阪市	堺市	名古屋市	川崎市	横浜市
				(子育てに関する情報の提供又は相談) 第 11 条 市は、前条に規定する子育てに関する支援のための施策として、子育てに関する情報の提供又は相談に係る業務を行う場合には、子育ての経験者、保育又は看護の従事経験者等との連携に努めるとともに、保護者又は妊産婦と接する機会その他の適当な機会の利用に努めるものとする。 2 市は、虐待の未然防止に当たり、子育て支援機関等が行う子育てに関する情報の提供又は相談に係る活動について、専門的な知識及び技術の提供その他必要な支援を行うものとする。	
《未然防止》 (乳児家庭全戸訪問事業等の活用等)	なし	なし	なし	第 12 条 市は、虐待の未然防止に当たり、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 4 項に規定する乳児家庭全戸訪問事業、母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 12 条に規定する健康診査等を活用するとともに、これらの事業により状況を把握できなかつた家庭の情報を区役所及び児童相談所において共有するよう努めるものとする。	なし
人材の育成	なし	なし	第 9 条 市は、児童相談所、福祉事務所及び保健所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が虐待を早期に発見し、その他虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。 2 市は、虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所及び福祉事務所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員その他虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。	なし	なし
地域の相談支援拠点	なし	なし	第 10 条 市は、虐待の予防、早期発見等を図るため、地域の相談支援拠点を指定することができる。	なし	なし
区役所の体制の強化	なし	なし	なし	第 8 条 市は、虐待の防止等に関し、区役所において子ども及び保護者への支援を適切に行うことができるよう、必要な体制の整備及び職員の研修の徹底に努めなければならない。	なし
早期発見等	第 7 条 2 関係機関等は、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに通告機関	第 9 条 市は、関係機関等と連携し、虐待を早期に発見することができるよう相談又は通告を容易に行うことができる環境づくり	なし	第 14 条 市は、虐待を早期に発見できるよう、関係機関等との連携を十分に図るものとする。	なし

子供を虐待から守る条例 比較表

	大阪市	堺市	名古屋市	川崎市	横浜市
	に通告しなければならない。また、必要とする支援について本市と連携し、協力するよう努めなければならない。	に努めるものとする。 2 市、市民及び関係機関等は、虐待の早期発見について大きな役割を担っていることを認識し、虐待の早期発見に努めなければならない。 3 虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、速やかに通告機関に通告するとともに、必要とする支援について協力するよう努めなければならない。		2 病院並びに学校及び保育所等は、虐待防止委員会その他の職員の相談、報告等に基づき虐待を早期に発見し、対応の方針を協議するための複数の職員で構成される組織を設置するよう努めるとともに、職員が虐待を早期に発見し、適切に対応するための手引を作成するよう努めるものとする。	
情報の共有	なし	なし	第11条 市は、児童相談所又は福祉事務所に 対し、虐待を受けた児童（虐待を受けたと 思われる児童を含む。以下本条及び第13条 において同じ。）を発見した者から通告又は 虐待に係る相談があった場合には、その旨 の情報を児童相談所及び福祉事務所におい て適切に共有するために必要な措置を講ず るものとする。 2 市立の学校、保健所その他児童の福祉に 業務上関係のある市の機関の長は、虐待を 受けた児童に係る情報について、児童相談 所長（児童相談所の長をいう。以下同じ。） 及び福祉事務所長（福祉事務所の長をいう。 以下同じ。）との適切な共有に努めるもの とする。 3 市は、虐待を受けた児童に係る情報につ いて、警察との適切な共有に努めるもの とする。 4 市は、児童の安全の確保のために必要が あると認めるときは、虐待を受けた児童に 係る情報について、関係機関等と共有する ことができる。	第9条 市は、虐待の防止等のため、虐待が 行われた、又は行われるおそれがある場合 はその旨の情報を区役所及び児童相談所 において適切に共有し、それぞれが管理する 情報に差異が生じないよう必要な措置を講 ずるとともに、区役所における当該情報の 共有の徹底を図るものとする。	第9条 市及び関係機関等は、子供を虐待か ら守るため、それぞれが保有する虐待に関 する情報を共有するとともに、地域協議会 の活用その他相互の連携及び協力を図るた めの体制の整備を行わなければならない。
虐待の防止等 のための個人 情報の提供	なし	なし	第12条 市長は、児童相談所及び福祉事務所 における虐待の防止並びに虐待を受けた児 童の保護及び自立の支援のため必要がある と認める場合には、当該虐待に係る児童又 は保護者の氏名、住所、心身の状況その他 これらの者に係る情報を、警察及び関係機 関等に対し、その業務の遂行に必要な範囲 内に限って提供することができる。	なし	なし
転出する場合 の措置	なし	なし	なし	第20条 市は、虐待を受けた、又は受ける おそれのある子ども及びその保護者に対す る支援の途中でこれらの者が市外に転出す る場合は、転出先の地方公共団体へ当該支 援に必要な情報を伝達し、その他必要な支 援を途切れさせないために必要な措置を講 ずるものとする。	第9条 2 市長及び通告受理機関の長は、虐待を受 けた子供が転居(住民基本台帳法(昭和42年 法律第81号)第23条に規定する転居をい う。)又は転出(同法第24条に規定する転出 をいう。)をした事実が判明した場合は、速 やかに、当該転居先又は転出先の住所地を 所管する通告受理機関又は他の市町村若し くは都道府県若しくは他の市の設置する児

子供を虐待から守る条例 比較表

	大阪市	堺市	名古屋市	川崎市	横浜市
					童相談所若しくは福祉事務所に連絡し、適切に当該虐待に係る引継ぎを行わなければならない。なし
<p>通告に係る対応等</p> <p>通告及び相談に係る対応等</p>	<p>第8条 本市は、虐待に係る通告及び相談に常時応じることができる体制を整備しなければならない。</p> <p>2 子ども相談センター所長は、虐待を受けたと思われる児童を発見した者から通告があった場合には、直ちに当該虐待に係る調査を行い、必要があると認める時は、当該児童との面会等の方法により当該児童の安全を確認しなければならない。虐待に係る相談があった場合についても、同様とする。</p> <p>3 本市は、第1項の通告をした者又は相談をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるとともに、通告しやすく、かつ、相談しやすい環境づくりに努めなければならない。</p>	<p>第10条 市は、虐待に係る通告及び相談に常時応じることができる体制を整備しなければならない。</p> <p>2 子ども相談所長は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者から通告があった場合には、速やかに当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該子どもとの面談等の方法により、当該子どもの安全を確認しなければならない。虐待に係る相談があった場合についても同様とする。</p> <p>3 市は、通告をした者又は相談をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 市は、地域住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理する者その他子どもの安全の確認のために必要と認める者に対し、協力を求めるものとする。</p>	<p>(児童相談所への通告に係る児童の安全の確認等)</p> <p>第13条 児童相談所長は、虐待を受けた児童を発見した者から児童相談所に通告があった場合には、直ちに当該虐待に係る調査を行い、児童相談所の職員又は児童相談所長が依頼した者により、直接目視することを基本として、当該児童との面会、面談等の方法により、当該児童の安全の確認を行わなければならない。</p> <p>2 児童相談所長は、前項の安全の確認に際し、児童の生命に関わる可能性のある外傷その他の状況が認められた場合は、当該児童の一時保護（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条第1項に規定する一時保護をいう。以下同じ。）の必要性を最大限考慮しなければならない。</p> <p>3 第1項の虐待を受けた児童の保護者及び保護者以外の同居人は、同項の安全の確認に協力しなければならない。</p> <p>4 児童相談所長は、必要に応じ、近隣住民、住宅を管理する者、警察、関係機関等その他虐待を受けた児童の安全の確認のために必要な者に対し、児童の安全の確認に関する協力を求めるものとする。</p> <p>5 児童相談所長は、必要に応じ、警察、関係機関等に対し、一時保護に関する協力を求めるものとする。</p> <p>6 前2項の規定による協力を求められた者は、その求めに応じるよう努めるものとする。</p> <p>7 児童相談所長は、一時保護を解除するに当たっては、児童の心身の安全の確保を最大限考慮しなければならない。</p> <p>(福祉事務所に通告を受けた場合の措置)</p> <p>第15条 福祉事務所に法第6条第1項の規定による通告を受けたときは、福祉事務所長は、必要に応じ児童相談所との連携を図りつつ、児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ法第8条第1項に規定する措置を採るものとする。</p>	<p>第15条 市民及び関係機関等は、法第6条第1項の規定による通告（以下「通告」という。）の義務を有していることを自覚し、当該義務を怠らないようにしなければならない。</p> <p>2 市は、通告があった場合は、直ちに虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該通告を受けてから遅くとも48時間以内に当該通告に係る子どもを直接目視することを基本として、面会その他の方法により、当該子どもに係る法第8条第1項又は第2項に規定する安全の確認（以下「子どもの安全確認」という。）を行わなければならない。</p> <p>3 通告の対象となった子どもの保護者は、市が行う子どもの安全確認に協力しなければならない。</p> <p>4 市民及び関係機関等は、市が行う子どもの安全確認に協力するよう努めなければならない。</p> <p>5 市は、子どもの安全確認を行う場合は、法第10条第1項及び第2項の規定に従ってためらわずに警察の援助を求めなければならない。</p> <p>6 市は、子どもの外傷又は身体若しくは精神の衰弱の状態から虐待が疑われるとの見解を医師等の専門的知識を有する者から受けた場合は、その見解を最大限尊重し、子どもの安全確認を徹底しなければならない。</p> <p>7 市は、通告をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>8 市は、通告の対象となった子どもに関し虐待が行われているおそれがないと認めた場合において、当該通告により心理的外傷その他の影響を受けた子ども及び保護者に対し必要な支援を行うよう努めなければならない。</p>	<p>第8条 通告受理機関は、通告があった場合は、速やかに、当該虐待に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該子供との面会その他の当該子供の安全の確認を行うための措置を講じなければならない。虐待に係る相談があった場合及び他の市町村又は都道府県若しくは他の市の設置する児童相談所若しくは福祉事務所から虐待に係る引継ぎを受けた場合も、同様とする。</p> <p>2 市は、通告及び虐待に係る相談に常時対応することができる体制を整備するよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、通告又は虐待に係る相談をした者が特定されないよう必要な措置を講ずるとともに、通告及び虐待に係る相談がしやすい環境づくりに努めなければならない。</p>

子供を虐待から守る条例 比較表

	大阪市	堺市	名古屋市	川崎市	横浜市
虐待を受けた児童に対する保護及び支援	第9条 市長は、関係機関等と連携し、虐待を受けた児童に対し、当該児童の心身の健全な発達を促進するため、適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。	第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けた子どもに対し、当該子どもの心身の健全な成長及び発達を促進するために、適切な保護及び支援を行うよう努めるものとする。	なし	(専門的な治療、心理療法等の支援) 第16条 市は、虐待を受けた子どもが心身の回復に向け、専門的な治療、心理療法等を受けられるようにするため、関係機関等と連携し、当該子どもに対する支援並びにその保護者に対する支援及び指導を行うよう努めるものとする。	第10条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けた子供に対し、心身の健全な発達を促進するため、適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。 2 診療科に小児科等を有する医療機関の従事者、学校の教職員、児童福祉施設の職員等は、子供の状態を確認しやすい立場にあることを自覚し、適切な保護及び支援について市に協力しなければならない。 5 市長及び児童相談所長は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置を解除しようとするとき、若しくは同条第5項の規定により意見を述べようとするとき、又は同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を解除しようとするときは、親子の再統合への配慮その他の当該子供が良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に、慎重に判断しなければならない。
臨検、搜索等の必要性の判断	なし	なし	第14条 市長は、児童の安全の確認又は安全の確保のため必要があると認めるときは、適切に法第8条の2の規定による出頭要求等、法第9条の規定による立入調査等及び法第9条の3の規定による臨検、搜索等を行うものとする。	なし	第10条 3 市長及び通告受理機関の長(これらの補助機関である職員を含む。)は、法第8条第2項の規定による安全の確認若しくは一時保護(以下「安全の確認等」という。)、法第9条第1項の規定による立入り若しくは調査若しくは質問(以下「立入調査等」という。)、法第9条の3第1項の規定による臨検若しくは搜索若しくは同条第2項の規定による調査若しくは質問(以下「臨検等」という。)に係る権限その他の法第8条から第9条の3までの規定による権限を行使することができるときは、関係機関等の協力を得て、速やかに、当該権限を行使しなければならない。 4 市長及び児童相談所長は、安全の確認等、立入調査等又は臨検等の執行に際し、必要があると認めるときは、法第10条第1項の規定に基づき警察署長に対し援助要請を行うことができる。
虐待を受けた児童の保育所への入所	第10条 市長は、保育所に入所する児童を選考する場合において、虐待を受けた児童に配慮して決定することができる。	なし	なし	なし	なし
虐待を受けた児童に対する教育支援	第11条 本市は、虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ、十分な教育を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。	なし	第17条 市は、虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育を受けられるよう、必要な措置を講じなければならない。	第18条 教育委員会及び学校は、虐待を受けた子どもがその年齢及び能力に応じ、十分な教育を受けられるよう環境を整備し、必要な支援を行うものとする。	なし

子供を虐待から守る条例 比較表

	大阪市	堺市	名古屋市	川崎市	横浜市
虐待を行った保護者に対する指導 虐待を受けた児童と保護者との再統合に向けた指導及び支援	第12条 市長は、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導を行い、当該保護者は、その指導に従わなければならない。	第12条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待を受けた子どもとの良好な関係の再構築及び虐待の再発防止のための指導を行うものとする。	(虐待を受けた児童と保護者との再統合に向けた指導及び支援) 第16条 市は、虐待を受けた児童を保護者から分離した場合には、良好な家庭的環境で生活するために当該児童と保護者との再統合に向けた必要な指導及び支援を行わなければならない。ただし、保護者との再統合が当該児童の利益を侵害するおそれがあると認めるときは、この限りでない。	第17条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導の徹底等に努めるものとする。	第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子供との良好な関係を再構築するための支援に努めなければならない。 2 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、虐待の再発防止のための指導又は助言その他の支援を行うものとし、当該保護者は、これらに従って必要な改善等を行わなければならない。
里親等への援助	なし	なし	第18条 市は、虐待を受けた児童の養育に資するため、里親又は児童福祉法第27条第1項第3号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者（以下「里親等」という。）に対し、情報の提供、助言、研修、相談及び里親等の相互交流の促進その他の援助を行うものとする。	第19条 市は、虐待を受けた子どもの養育のため、児童福祉法第27条第1項第3号の規定による小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親（以下「里親等」という。）への委託に関し、里親等の養育負担の軽減、養育不安の解消及び養育技術の向上のために必要な支援の充実を図るものとする。	なし
虐待の防止等に係る体制の整備	なし	なし	第19条 市は、毎年度、児童相談所及び福祉事務所における虐待の防止に関する取組の状況を把握するとともに検証し、必要な体制を整備しなければならない。 2 市は、虐待の防止等の実践的な対策について科学的に調査し、企画研究を行う体制を整備しなければならない。 3 市は、第16条の再統合に向けた指導及び支援に必要な体制の整備に努めなければならない。	なし	なし
妊娠中の女性及び胎児の健康保持等	なし	なし	なし	なし	第12条 妊娠中の女性は、胎児が出生後心身ともに健全に成長していくため、母子保健法(昭和40年法律第141号)の規定による保健指導及び健康診査を積極的に受けるなど、自己及び胎児の健康の保持及び増進に努めなければならない。 2 妊娠中の女性の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)及び同居者は、当該妊娠中の女性の身体的及び精神的な負担を軽減し、当該妊娠中の女性が安心して生活することができるよう配慮しなければならない。 3 診療科に産婦人科又は産科を有する医療機関は、妊娠中の女性に対し、第4条第6項の規定により講じられた施策その他胎児が出生後心身ともに健全に成長していくために講じられた施策等の周知を図るよう努めなければならない。

子供を虐待から守る条例 比較表

	大阪市	堺市	名古屋市	川崎市	横浜市
児童虐待防止推進月間	第13条 児童を虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組みへの理解及び協力を求めるために、毎年11月を児童虐待防止推進月間とする。	第13条 子どもを虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組みへの理解及び協力を求めるために、毎年11月を子ども虐待防止推進月間とする。	第20条 児童を虐待から守り、市民に虐待の防止等への取組みの理解及び協力を求めるために、毎年5月及び11月を児童虐待防止推進月間とする。	第13条 市民の間に広く子どもを虐待から守ることについての関心と理解を深めるため、児童虐待防止推進月間を設ける。 2 児童虐待防止推進月間は、毎年11月とする。 3 市は、児童虐待防止推進月間において、関係機関等、子育て支援機関等その他虐待の防止等に関係する機関、団体等と連携し、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。	第13条 子供を虐待から守り、市民に虐待の防止等の取組みへの理解及び協力を求めるため、毎年11月を児童虐待防止推進月間とし、毎月5日を子供虐待防止推進の日とする。
財政上の措置	なし	なし	第21条 市は、児童を虐待から守るための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。	なし	第14条 市は、子供の虐待を防止するための施策を推進するに当たり、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
虐待の状況等の公表 市会への報告及び公表	第14条 市長は、毎年度、本市における虐待に係る通告等の状況及び虐待防止への取組みの状況を公表しなければならない。	第14条 市長は、毎年度、市における虐待に係る通告等の状況及び虐待防止への取組みの状況を公表しなければならない。	第22条 市長は、毎年度、本市の虐待に係る通告等の状況及び虐待の防止に関する取組みの状況等を取りまとめ、その概要を市会に報告するとともに、公表するものとする。	第21条 市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況につき年次報告として取りまとめ、議会に報告し、その概要を市民に公表するものとする。	第15条 市長は、毎年、市会に通告の状況その他虐待の防止に係る取組みの状況等を報告しなければならない。
委任	第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。	第15条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。	第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。	第22条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。	なし
附則	この条例は、公布の日（平成22年12月15日）から施行する。	この条例は、公布の日（平成23年6月23日）から施行する。	この条例は、平成25年4月1日から施行する。	(施行期日) 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。 (見直し) 2 議会は、この条例の施行の状況について検討を加え、必要があるときは、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。	この条例は、平成26年11月5日から施行する。

4. 与党会派検討会 第2回 (8月7日(火))

(仮称) 子どもを虐待から守る条例 (案)

第2回 検討会 (勉強会) のご案内

日時：平成30年8月7日 (火) 午前10時
場所：28階 第4委員会室

講師2名をお迎えして勉強会を開催いたします。検討会のメンバーに限らず、ご出席いただければと存じます。よろしくお願いいたします。

1. 「児童虐待への取り組みを前進させるために」 (講演40分後質疑)

講師 みのり法律事務所 長谷川京子弁護士

2. 「刑法から見た虐待について」 (講演40分後質疑)

講師 姫路独協大学 副学長 道谷 卓教授

以上

プロフィール

氏名	長谷川 京子 (はせがわ きょうこ)
職名	弁護士 (兵庫県弁護士所属)
著書 (共著含む) 等	「離婚後の子の監護と面会交流」 (日本評論社、2018.2)
	「面会交流ハンドブック」 (学陽書房、2018.3)
	ストーカー被害に悩むあなたができること 改訂版 (日本加除出版、2017)
	論文 法の苑No.65「心理学的研究知見は面会交流原則実施政策を支持しない」 (日本加除出版、2016)
	論文 戸籍時報No.747「面会交流の強制は子の福祉を害する」 (日本加除出版、2016)
	論文 判例時報No.2260 p 11「子どもの監護と離別後別居親の関わり」 (2016)
	論文 戸籍時報No.733「面会交流原則実施により、DVの被害親子に起こること」 (日本加除出版、2015)
	共編著「子ども中心の面会交流」—こころの発達臨床・裁判実務・法学研究・面会支援の領域から考える— (日本加除出版、2015)
	ドメスティック・バイオレンス DV防止法活用ハンドブック改訂版 (朱鷺出版、2014)
	弁護士が説くDV解決マニュアル改訂版 (朱鷺出版、2014)
	講座ジェンダーと法 第3巻 (日本加除出版、2012)
	子どもと家族の法と臨床 (金剛出版、2010)
	「私たちの21世紀」No.79【特集】ストーカー「つきまとい」という暴力 (AJWRC、2010)
	女性弁護士の歩み—3人から3,000人へ (明石書店、2007)
最終学歴	1981 京都大学 法学部 卒業
公職等 社会活動 就任状況	1998～13 日本DV防止情報センター運営委員・代表
	2001～03 内閣府 女性に対する暴力対策情報提供事業研究会委員
	2002～17 ひょうご被害者支援センター理事
	2005～17 ジェンダー法学会
	2007～17 神戸市男女共同参画審議会委員
	2010～ 日弁連両性の平等に関する委員会委員
	2011～ 神戸家庭裁判所 参与員
	2011～13 日弁連両性の平等に関する委員会部会長・副委員長
	2014～ 神戸家庭裁判所 家事調停委員
	2016～17 内閣府「ストーカー被害者支援マニュアル」検討委員会委員
	1998年から日本におけるDV被害者支援を開始し、1999年弁護士の研究グループでDV防止法を研究、2000年春に提言をまとめた。2000年に始まった参議院共生調査会の超党派議員からDV防止法制定プロジェクトチームにヒアリング、資料提供等で協力をした。以来、2004年、2007年、2013年の改正にも、法律実務家の経験から協力した。

2018.7 現在

自治体行政の方向：

子どもは安全適切に養育されて健康に発達する（子の基本的なニーズ）。

自治体の責務は、子のニーズに応え、子どもにとって安全で適切な養育が行われるような環境を整備すること

1.子ども

<安全を守られ適切な養育（ケア）を受けるニーズ>

人間の子どもの発達の根

=自分を特別の存在としてケアしてくれる特定の大人との間にアタッチメントを形成して発達する。
*主たる養育者—通常は主たる養育親



親との分離→本来は「危機」。

アタッチメント再建の保障をどうするか。

2.子ども虐待法制のしくみ

虐待の定義

保護者から18歳未満児に対する～

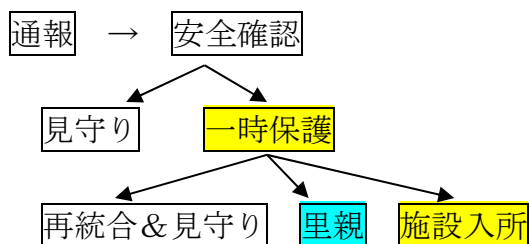
- ①身体的虐待
- ②性的虐待
- ③ネグレクト、同居人による虐待放置
- ④面前DVを含む心理的虐待



【児童虐待防止法・児童福祉法】

①法律のアプローチ

児童相談所・知事の行政主導



親権停止

養子縁組

* …子の負担大 ** …整備不足、適応難。

②背景

③アタッチメントの継続保障

親子分離の場合—△

④生活再建

家族再統合—長期継続支援

里親—長期継続支援

施設—家庭的養育の喪失

3.課題

1) つながり再生の支援 → 見守り

暴力虐待は孤立下で起こる

子の養育の器としての家族生活の状況を改善する支援

2) 被害児（被害親とも）すべてのこころのケアを。

破壊された安心と自尊心の回復は、その後の生存発達的基础。

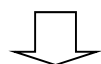
3) リソースとしての虐待里親を育成する+サポートする

一時保護直後から、子を家庭的環境において安定した適切な養育を継続する。

4) DV被害親が子連れで別れ、安全健康な生活を再建することを支援する。

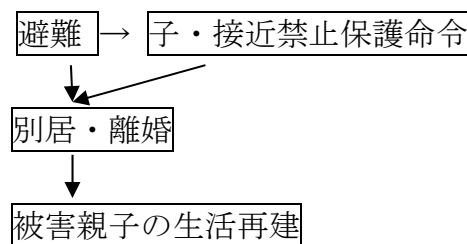
5) 「虐待はどこでも起こり得る」という視点で、子育て支援・相談で発見する。

虐待親は、社会の規範を過剰に内面化し、自己と社会への不信を抱え、不



【DV防止法】

DV被害親の避難と自立支援



DVと子ども虐待は併発する

被害親と一緒に避難—○

被害親子の自立—長期継続支援

出来を隠そうとする。→『虐待親を探せ!』は危険。

スクリーニングは発見後のリスク評価に使う。

6) 社会啓発

子ども養育の大変さを理解し、敬意を払い、社会で支援する啓発を。

4.自治体の行政的取組

1) 人の配置をとにかく強化する—小さすぎる組織では子を危機から守れない

十分な人員の増員；人事移動の長期化…子虐待関連部門

*児相の児童福祉司 —人口4万人に1人以上（神戸市39人以上）

2) 児童相談所がセンター機能を果敢に果たすために

—児童福祉司・児童心理士・弁護士等専門職の雇用

3) 連続し敷居の低い養育支援

「子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）」

—拠点…“ネウボラ型”を目指して

神戸市：区保健センター「母子保健相談支援事業」；

「産前産後サポート事業」；「産後ケア事業」の拡充

—母子保健事業、病院、幼稚園・保育所、学校、DVセンターその他

4) 要対協の強化

区＝「見守り」事業主体、要対協主催、情報集約主体の体制強化

要対協にDV被害者支援を加える。

5) 里親・養子縁組拡充

虐待里親の育成＋支援（研修・相談・支援—By区・市の虐待部門）

「赤ちゃん養子縁組」（愛知方式）の導入実施

6) こころのケア

トラウマ治療、自尊心の獲得 *児童期逆境体験の不利益低減。

自助グループ

7) DV被害親子の生活再建支援

心身の健康回復、貧困対策、つながり回復

自助グループ

8) 民間活動支援

子どもシェルター

DV被害者支援（シェルター、相談、付き添い、カウンセリングなど）

子ども食堂

9) 啓発・研修

「不適切育児は誰にでも起こり得る」「ためらわず、SOSを」と呼びかけ。

以上

【キーワード】児童福祉司の実情

児童福祉司は、児童相談所で虐待や非行などの対応にあたる職位として地方自治体が任用する。ワーカーとも呼ばれる。児童福祉法に基づき、社会福祉士などの資格や一定の実務経験のあることなどが要件になっている。

2017年4月1日現在で、全国に315人おり、福祉などの専門職として採用されている人が7割強、残る3割弱は一般行政職がついている。勤務年数は3年未満が4割超で、専門性の不足が指摘されている。

人員不足も長年の課題だ。2016年度に全国の児童相談所が対応した虐待相談件数は12万件を超え、10年間で約3・3倍に増えたが、児童福祉司の配置人数は、約1・4倍の増加にとどまっている。厚生労働省は児童相談所強化プランとして、2015年度を基準にして2019年度末までに児童福祉司を50人増やす目標を立て、2016年10月からは人口4万人に1人以上を配置することを求めている。

【キーワード】児童相談所と一時保護

児童相談所は児童福祉法に基づいて、都道府県と政令指定都市に設置が義務づけられており、全国に210カ所ある(2018年3月現在)。虐待のほか、不登校や非行、障害など子どもに関するあらゆる相談に対応する。その中心を担うのが、ワーカーと呼ばれる児童福祉司だ。

児童相談所は、父母の不在や虐待などにより家での養育が困難な子どもを一時保護する権限を持つ。一時保護には、親の同意を得て一時保護するケースもあれば、子どもが危険な状況だと児童相談所が判断したときに、親の同意がなくても強制的に子どもを引き離す「職権保護」のケースもある。

2016年度に行われた一時保護は全国で4万387件。半数は虐待が理由だった。また、職権保護の占める割合は24%。一時保護所は原則的に児童相談所に併設されており、全国に136カ所(2018年3月現在)ある。保護された子どもは乳児院や児童養護施設、養育里親に委託されることもあり、それらは全体の4割を占める。一時保護の期間は原則2カ月までとされる。全国の平均在所日数は約30日。最近は一時的保護が増え、保護期間も長期化する傾向だ。

2017年に成立した改正児童福祉法により、親の意に反して一時保護が2カ月を超えるときは、家庭裁判所の承認を得ることが必要になった。子どもを一時保護した後は、児童相談所は子どもの心身の情報、家庭環境や生活環境を調査し、家庭の状況や養育環境を見ながら、家庭に戻したり、児童養護施設などに入所させたりする。一時保護された子どもの53%が家庭引き取り(元の家庭などに戻ること)になっている。

児童相談所が職権で行う一時保護をめぐっては、保護者から「虐待と決めつけられて連れて行かれた」「まるで誘拐のようだ」との批判の声があがることもある。自治体への不服申し立てもできるものの、申し立てを審理して判断するのは自治体で、保護者の不満も大きい。一方で、一時保護しなかつたために子どもが虐待死するケースが全国で後を絶たないことから、職権による一時保護を積極的に進める児童相談所が増えている。

米国などでは児童相談所が一時保護した場合、一時保護した後、その判断が妥当だったかどうかを裁判所が判定する仕組みになっている(102ページも参照)。児童相談所からの報告、親の意見、子どもの意見などを聞き、判断する。一時保護の判断

は妥当ではなかったと裁判所が判定した場合、子どもは親元に帰される。こうした
司法が関与する仕組みは、親の権利を守ると同時に、子どもの命を守るために、日本
でも必要だとする指摘が長年、専門家から出ている。
2017年の児童福祉法改正で、親の意に反する2カ月超の一時保護の承認のほか、
親の同意がないままの子どもの施設入所や里親委託の承認を児童相談所が申し立てた
場合、家庭裁判所が児童相談所に対して親指導を勧告できるようになった。以前に比
べれば司法の関与が進んでいるが、一時保護そのものの判断については裁判所しか
かわることはない。

【キーワード】一時保護委託

心身の危険などがある場合に、児童相談所は子どもを一時保護する。保護された子
どもたちは、通常は児童相談所に付設されている一時保護所に入所するが、一時保護
所が満杯だったり、子どもが乳幼児など低年齢だったりした場合、児童養護施設や
乳児院、養育里親などへ一時保護委託される。2016年度の一時保護委託は、一時
保護全体の4割を占める1万6276件あった。セロ歳から5歳までの子どもが占め
る割合が高い。

「キープド」児童養護施設

保護者がいなくなったり、虐待を受けたりするなどして親と一緒に生活できない子どもに対する公的な責任として、社会的養護が行われている。対象になる子どもは、全国で約4万5千人いる。子どもが生活する先の一つが児童養護施設で、全国に615カ所あり、約2万6千人が暮らしている（2017年3月現在）。

そのほかに、家庭的な環境の里親（委託されている子どもは約520人）、定員が5〜6人のファミリーホーム（同約140人）、赤ちゃんが対象の乳児院（入所する子どもは約280人）、社会生活への適応が困難な子どもが生活する児童心理治療施設（同約140人）、非行など生活指導が必要とされる子どもが暮らす児童自立支援施設（同約140人）、母子で生活する母子生活支援施設（生活する子どもは約500人）、義務教育を終了し、自立を目指す子どもが暮らす自立援助ホーム（同約520人）がある。

児童養護施設の形態としては、定員が20人以上の大舎、13〜19人の中舎、12人以下の小舎、6人程度の小規模グループケアがある。

少し古いデータだが、2008年3月には児童養護施設の7割強を占めていた大舎制が、2012年3月には5割に減少。厚生労働省が推進する小規模化が進んでいる。しかし、2016年10月1日現在で、定員が100人を超える施設が23あり、50人超は27施設ある。また、児童養護施設に入所する子どもの約6割、里親のもとで暮らす子どもの約3割が扱待見だ。

2016年の改正児童福祉法は、子どもは家庭で心身ともに健やかに養育されるよ

うに、保護者を支援しなければならぬと定め、それが適当でない場合は、家庭での養育環境と同様の、養子縁組や里親などでの養育を支援するとした。施設入所は、これらが適当でない場合のみ限定し、しかもその場合でも、グループホームや小規模グループケアなどできる限り良好な家庭的環境での養育にすることを義務つけた。この改正児童福祉法を受け、2017年夏、厚生労働省の検討会が「新しい社会的養育ビジョン」を発表、3歳未満は5年以内、3歳から就学前は7年以内に里親とファミリーホームへの委託率を75%以上とするなどの目標を掲げた。しかし、2017年3月末現在の里親委託率は全国平均で18.3%にとどまっており、地域差も大きいことから、全国児童養護施設協議会や全国児童相談所長会などが反発、2018年2月現在で、目標は実質的に形骸化される可能性も出てきている。

【ケース1】子どもの虐待死

虐待で亡くなった子どもはセロ蔵児が最も多く、加害者の半数超は実母。2003年7月から2016年3月までに発生した子どもの虐待死（無理心中を除く678人）を分析した社会保障審議会児童部会の専門委員会の第13次報告書からは、こんな傾向がみとれる。

虐待で亡くなった18歳未満の子どもの年齢は、ゼロ歳（313人）、1歳（80人）の順に多く、5歳未満が8割超を占める。

主な加害者は実母（374人）、実父（110人）、実父母（52人）の順。実母の実際相手に加害者になったケース（36人）も少なくない。

死因となった主な虐待の類型は、暴行などの身体的虐待（445人）とネグレクト（181人）で全体の9割超を占める。

加害の動機については、第2次から第13次報告までの653人をみると、「保護を怠ったことによる死亡」（97人）、「しつけのつもり」（81人）、「子どもの存在の拒否・否定」（66人）、「泣きやまないことにはいらだたため」（59人）などが自立つ。不明も194人と多い。

また、無理心中による虐待死は、354件486人にのぼる。心中は日本独特とも言われ、海外では「殺人」ととらえることが多い。日本でも、以前から「心中」と呼ばずに「母親の自殺と殺人」という認識をもつべきだと主張してきた研究者もいる。

虐待による死亡については、詳しい背景がよくわからない事例のほか、実際には虐待の可能性があっても見逃されて国の統計に含まれない事例も相当数あるとみられる。このため、最近では、自然死以外で亡くなったすべての子どもについての情報を関係機関の多職種の専門家が持ち寄り、原因や背景を一例いちちんと調べ、再発防止策を採る「子どもの死亡・登録検証制度（Child Death Review）」が導入されている。

【ケース2】一時保護所での生活

保護期間中は、心理検査や診察、フーカートの面接、家庭調査などが行われ、家庭引き取りや児童養護施設などへの入所の方針が決まる。虐待を受けた子どものほか、非行、父母の病気などによる養護など、入所する子どもの背景はさまざま。保護者による強制的な引き取りなどを避けるため、原則として一時保護所からの通学は認められていない。プリントなどを中心にした勉強時間は設けられているが、子どもの学習権の確保が課題となっている。

一時保護所は虐待などで傷ついた子どもが最初に生活する場だ。子どもたちにとっては極めて大切な場所だが、その一時保護所の環境や中での対応がひどすぎるという指摘もある。なかには、大部屋だったり、私語を禁止したりしているところもあるという。そのため、一度その一時保護所での生活を経験すると、本来なら保護すべき状態にあるのに、保護を嫌がる子どもが出てくることもあり、一時保護所のあり方は大きな課題になっている。

一時保護所の環境が不十分として、厚生労働省は居室の小規模化など個別対応ができる構造上の整備や職員配置の増加、第三者評価の導入を進めるよう求めている。

【キーワード】虐待を受けた子どもたち

虐待を受けた子どもたちは自分に自信がなく、自己肯定感や自己評価が低いのが特徴だ。「生まれてこなければよかった」。そんな感情を抱くことも少なくない。親から暴力を振るわれたり、育児放棄されたりするのには、「自分が悪い子だから」と思っ傾向も強い。

虐待を受けた子どもは、無意識のうち大人を試したり、いらだたせたりする行動をとることが多く、接する大人にその知識がないと、子どもの行動に腹を立て、怒鳴ったり、たいたいという事態になりかねない。

非行に走る子どもの背景には虐待が多い。また自殺も、人によっては被害者の体験が関係することがあると言われている。

親など特定の人の愛情を築めることができずに育つと、他人とうまくかわれず、だれとも親密な関係を結べなかつたり、逆に見知らぬ人になつたべたしたりといった「愛着障害」を起こすこともある。

【キーワード】発達障害

発達障害は、子どもが成長・発達していく過程で、理解や行動に問題があり、生活や学習の中で問題が出ている状態をいう。生まれつきの特性と言われているが、それだけでなく、親のかかりなどの養育環境、学校などでの集団生活との関係、また突発的な体験などが影響することもある。

発達障害には、注意欠如・多動性障害（ADHD）、広汎性発達障害（自閉症、アスペルガー症候群）、学習障害（LD）などがある。

ADHDは、不注意（集中できない）、多動・多弁（じっとしてられない、一方的にしゃべりつづける）、衝動的に行動する（考えるよりも先に動く）が特徴。広汎性発達障害は、言葉の発達の遅れやコミュニケーションの障害、対人関係がうまくできない、興味や行動に偏りなどがある。LDの子どもは、知的な発達には問題はないが、「読む」「書く」「計算する」など特定のことを極端に苦手だ。

厚生労働省によると、乳児院や児童養護施設で生活する子どもたちのうち、約3割が発達障害を含む何らかの障害があるという。

【キーワード】子どもへの性的虐待

2016年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待相談は12万件を超えた。そのうち、性的虐待は1622件（1.3%）で、10年前より4.2件増えた。しかし、性被害は誰にも相談できなかつたり、小さな子どもは何が起きているのかわからなかつたりするため、ごく一部しか表面化しないといわれる。

虐待を受けた子どもは自己評価が低く、「自分には価値がない」「自分が悪い」と考えがちだが、性的虐待を受けた子どもは、それに加えて「自分が汚い存在になった」と感じる傾向があるという。辛くて耐えがたいことに対して、すっぱりと記憶が抜け落ちていたり、自分の感覚をどこかに飛ばして痛みを感じなくなったりする「解離」という症状が出ることもある。性的虐待は「魂の殺人」と言われるほど、精神的なダメージが大きいとされる。

【キーワード】子ども間の不適切な性的行動

子どもの間での不適切な性的行動は児童養護施設などでもみられることが少なくない。男の子同士が多く、女の子同士もいる。1対1とは限らず、複数で体を触ったり、生殖器をなめたり、なめさせたりということが起きている。保護者の行為をまねするようなケースもある。こうした性加害・性被害は、施設内で連鎖することも多い。加害者のほとんどは子どもと被害者だったといわれる。

こうした性加害・性被害は子どもたちが集団で生活しているところでは、児童養護施設に限らず、どこでも起こりうる。児童養護施設の子どもの間に詳しい臨床心理士によると、親と暮らせず、無力感を募らせた子どもが、自分より弱い子どもに向けて支配性を高め、こうした行動に発展するという。

予防するためには、施設の小規模化や里親委託を進め、大人の目を増やすことが有効とみられる。また、加害者を加害者として排除したり、罰したりしても解決にはならず、被害者のケアとともに、加害者に対しても彼らが抱える被害者性にも目を向け、そこから対応していかないと連鎖を断ち切ることができない。

【キーワード】親権と子どもの保護

一時保護した子どもを見養護施設や乳児院などに入所させるには、親権をもつ保護者の同意が必要だ。しかし、同意しない保護者も少なくなく、その場合、児童相談所は児童福祉法28条に基づいて家庭裁判所に申し立て、認められれば施設に入所させることができる。

福祉行政報告によると、2016年度は全国の児童相談所から317件の申し立てがあり、237件が承認された。10年前に比べて約1.5倍に増えた。また、児童相談所が請求した親権喪失は11件、2012年4月に施行された改正民法で新しくできた親権停止の請求は48件あった。2016年度に承認されたのは、親権喪失が5件、親権停止が40件。10年前の2006年度は親権喪失の請求は3件、うち承認は2件だった。

かつては親権を重く見て、踏み込んだ対応をためらう児童相談所も多かったが、最近では子どもの安全を守るために、施設入所に同意しない親たちに対して**28条に基づく申し立て**など積極的に法的措置をとる児童相談所が増えている。2012年に「親権を最長で2年間停止できる」とした親権停止制度を新設した改正民法が施行されたことも背景にある。それまでも、期限に定めがない親権喪失の制度はあったが、児童相談所は親子関係の断絶につながりかねないとして申し立てをためらう傾向にあった。

米国では裁判所が深く関与する。まず、行政が一時保護をした場合、その保護が妥当かどうかを裁判所が判断する。そこで、子どもの一時保護が妥当だと判断された場合は、裁判所が親に対して生活態度や子どもへの対応を改めるように求め、行政はその裁判所決定に従う形で、親を指導する。具体的には、更生プログラムを紹介し、定期的に親と子どもを会わせながら親の変化を観察する。

裁判所は少なくとも6カ月に一度審理を開き、行政からの情報、親の言い分、子どもの意見などを聞いて、親の態度や家庭環境に変化や改善があるかなどを確認。保護されてから1年から1年半の間に親元に戻すか、親権を停止して養子縁組するかなど、子どもにとって最良とみられる道を決める。早い段階で親子で暮らすか、養子縁組をして新しい家族のもとで暮らすかの結論を出すのは、**子どもにとってではできるだけ早くパーマネンシー（永続的解決）の計画を立て、実行に移すことが大切だと考えられているからだ。**

親から見れば、1年ほどはチャンスを与えられるが、成果を出さなければ親権を停止されてしまう仕組みでもある。親が変わらなければ、虐待は繰り返される。米国の裁判所関与のあり方は、行政の措置が妥当かどうかを判断するという意味では、親の権利を守るものでもあり、また同時に、親の行動改善を促す仕組みも内包している。

「キーンズ」要保護児童対策地域協議会（要対協）

虐待を受けるなどして保護が必要な子どもや、養育支援が必要な子どものほか、保護者、出産前に支援することが必要と認められる特定妊婦を支援するため、児童福祉法に基づいて各市町村が設置している協議会。子どもを地域ぐるみで守るためのネットワークだ。

要対協には、児童相談所、保育園、幼稚園、学校、教育委員会、保健所、民生委員、

児童委員、病院、警察、社会福祉協議会、児童養護施設など関係する機関が参加。情報を共有し、役割分担しながら連携した援助を行う。通常、代表者会議（開催は年に1〜2回）、実務者会議（年に3〜4回）、個別ケース検討会議（必要に応じて随時）の3層で構成されている。

要対協については、2004年の児童福祉法改正で法定化され、2007年の同法

改正で設置が市町村の努力義務になった。厚生労働省の調査によると、2005年度

の設置数は111カ所（設置率4.6%）、2008年度は1532カ所（84.6%）、

2016年度は1727カ所（99.2%）と年々増加。2016年4月1日現在で、

管内市町村における設置率が100%の都道府県は、39道府県あった。

要対協に登録されているケースは、全国で約22万件（2016年4月1日現在）あり、

要保護児童が約62%、要支援児童は約36%、特定妊婦は約2%を占めた。要保護児童

のうち、虐待が占める割合は約45%だ。

要対協は、虐待の早期発見や、各機関が連携して適切に対応することをめざして設

置されているが、その「力量」は市町村によって差があり、子どもや親への支援状況

の進行管理や連携のあり方などに課題があるところも少なくない。そのため、事務局

役を果たす市町村の調整機関に専門職を配置し、その専門職が研修を受けることが2

017年4月から義務化された。

調整機関に配置されている職員は全国で約8千人。うち、専任は約36%にとどまる。

また、全職員のうち、一定の専門資格がある職員は約5千人で、保健師、助産師、看

護師が約1200人、児童福祉司と同様の資格のある人が約1700人、教員免許を

もつ人が約800人となっている。

調整機関の果たす役割は極めて重要だが、「専門資格のある職員が十分に配置でき

ていない」「職員数が不足している」「会議運営のノウハウが十分ではない」などとし

ているところが、それぞれ約6割を占めており、子どもを守るためにはさらなる力量

アップが求められている。

「キーンズ」ネグレクト（育児放棄）

児童虐待の一形態で、保護者が子どもにとって必要な養育を放棄すること。厚生労

働省によると、▽家に閉じ込める▽食事を与えない▽ひどく不潔にする▽自動車の中

に放置する▽重い病気になっても病院に連れて行かない—などがネグレクトにあた

る。社会保障審議会児童部会の専門委員会の報告書によると、2003年7月から2

016年3月の児童虐待死（678人）のうち、3割弱にあたる181人がネグレク

トによる死だった。

【キーワード】面前DV

子どもの目の前で、夫婦間などの家庭内暴力（DV）が行われること。直接暴力を振るわれなくても、DVを目撃する子どもは心に傷を負うため、2004年の児童虐待防止法改正で、面前DVは「心理的虐待」にあたりと明記された。

その後、DVに対応する警察から児童相談所への通告が増え、全国の児童虐待相談対応件数を押し上げている。

2016年度に全国210カ所の児童相談所が対応した虐待相談は12万2578件（速報値）。そのうち、「心理的虐待」が6万3187件（51・5％）で半数以上を占めた。前年度比30％増で、45％が警察などからの通告だ。

2006年度と2016年度を比べると、児童虐待の相談対応件数は3万7323件から12万2578件と約3・3倍に増えているが、なかでも「心理的虐待」は6414件から6万3187件と約9・9倍に急増。警察などからの通告も2726件から5万4813件と約20倍になり、警察などからの通告が相談対応件数全体に占める割合も、7％から45％と増えている。

【キーワード】市町村と虐待対応

以前は子どもに関するあらゆる相談は児童相談所が対応することになっていたが、児童福祉法の改正に伴い、2005年4月から市町村も児童家庭相談への対応を担うことになった。2008年4月からは、虐待が疑われるケースで子どもの安全確認を行うことも義務化された。

住民や学校などから虐待通告があった場合、市町村は調査をして緊急度を見極め、安全確認をする。緊急度が高い場合は、都道府県や政令指定都市、一部の中核市に設置されている児童相談所に連絡し、連携して対応する。子どもの一時保護の実施や、児童養護施設などへの入所に親が同意しない場合の家庭裁判所への申し立てなどの権限は市町村にはなく、引き続き児童相談所が担っている。

虐待通告があっても緊急度がそれほど高くない場合、市町村の担当ケースとして要保護児童対策地域協議会で把握し、関係機関と協力して支援する。児童相談所が一時保護したり、施設に入所させたりしたケースでも、危険度や緊急度が低減すれば、児童相談所から市町村にケースを移管し、市町村が責任をもって相談や支援、福祉サービスを提供する。

全国の市町村への虐待相談件数をみると、2005年度は約4万件だったが、2016年度は10万件を超え、約2・5倍に増えている。市町村の果たす役割はますます大きくなっており、職員の専門性の向上などが課題になっている。

【キーン】里親制度

虐待などさまざまな事情によって家庭での養育が困難だったり、受けられなくなったりした子どもたちを家庭環境の下で養育する制度。家庭的な環境で生活することで、子どもが成長する上で極めて重要とされる特定の大人の愛着関係を形成し、養育ができる。里親には、実親が死亡したり、行方不明になったりした場合などに

子どもを養育する親族里親、養子縁組を希望する里親、一定期間、子どもを家族として迎え入れて養育する養育里親がある。養育里親の中には、虐待や非行、障害などの理由で専門的な援助を必要とする難しい子どもを引き受ける専門里親がおり、いずれも児童相談所が家庭訪問などをして里親としてかきわしいか調査、その後研修を受け、審査を経て登録される。このほか、家庭的な養育環境としては、定員5～6人のファミリーホームがある。

養育里親やファミリーホームには一時保護を委託されることもある。

2017年3月現在、里親として登録されているのは、1万1405世帯。区分別で見ると、重複があるが、養育里親が約9100世帯、専門里親が約700世帯、養子縁組里親が約3800世帯、親族里親が約500世帯。子どもが委託されている里親は4038世帯で、預けられている子どもは5190人。ただし、一時保護委託(39ページを参照)はこの数字には含まれない。

朝日新書 667

里親。児童相談所

2018年刊

著者 大久保真紀

児童虐待への刑事法の介入

姫路獨協大学副学長・教授（刑事訴訟法）

道谷 卓

1

- ▶ 1964年、神戸市東灘区御影生まれ。地元の、御影幼稚園、御影小学校、御影中学校、御影高校を卒業。関西大学法学部卒業、関西大学大学院法学研究科博士課程後期課程単位取得。
- ▶ 現在、姫路獨協大学副学長兼人間社会学群長、人間社会学群現代法律学類（法学部）教授。専攻は刑事訴訟法で、刑事政策、犯罪学も担当する。日本刑法学会、日本犯罪学会の会員、ニュージーランド学会の理事。
- ▶ 研究テーマは公訴時効制度。2010年の殺人の時効が廃止された刑訴法改正の際には、「報道ステーション」をはじめ、テレビ、ラジオ、新聞などのマスメディアにコメントが取り上げられた。サイバー犯罪の捜査やニュージーランド刑事法の研究も行う。
- ▶ その他、法務省保護司、法務省加古川学園篤志面接委員として、非行少年の矯正教育、更生保護に携わる。
- ▶ 趣味は、郷土史・神戸の歴史の研究で、現在、神戸深江生活文化史料館副館長。

自己紹介 道谷 卓（みちたに・たかし）

2

- ▶ * 「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう）がその監護する児童（18歳に満たない者をいう）について行う次に掲げる行為をいう。
- ▶ ①身体的虐待：児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- ▶ ②性的虐待：児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- ▶ ③ネグレクト：児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- ▶ ④心理的虐待：児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

はじめに 児童虐待とは（児童虐待防止法2条）

3

児童虐待防止法3条
「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。」

↓

児童虐待を禁止！

しかし

児童虐待防止法には、
児童虐待そのものの
処罰規定なし！

児童虐待そのものを処罰できるか？

4

- ▶ 児童虐待防止法の制定（2000年）は、自発的というより外圧（子どもの権利条約＜1994年批准＞にもとづいて、日本に対して児童虐待対策の積極的な取り組みが求められたこと）による要因が大きかった。
- ▶ 民法による「親の監護権（820条）」とそれにもとづく「懲戒権（822条）」による「しつけ」が、「児童虐待」と区別しにくい。
- ▶ 第二次大戦後、警察や児童相談所という公権力が私生活へ入ることは、「法は家庭に入らず」「民事不介入」の原則から抑制されてきた。

児童虐待防止法が児童虐待の処罰規定を置かなかつた背景

5

▶ 児童虐待は、刑法上の犯罪に該当する！

- ▶ ①身体的虐待：殺人罪（199条）、傷害致死罪（205条）、傷害罪（204条）、暴行罪（208条）、過失致死罪（210条）、過失致傷罪（205条）
- ▶ ②性的虐待：監護者わいせつ及び監護者性交等罪（179条）
- ▶ ③ネグレクト：保護責任者遺棄罪（218条）、保護責任者遺棄致死罪（219条）、不作為による殺人罪（199条）
- ▶ ④心理的虐待：傷害罪（204条）、暴行罪（208条）
- ▶ →犯罪に該当すれば、刑事事件として立件することも可能！

児童虐待は、犯罪か？

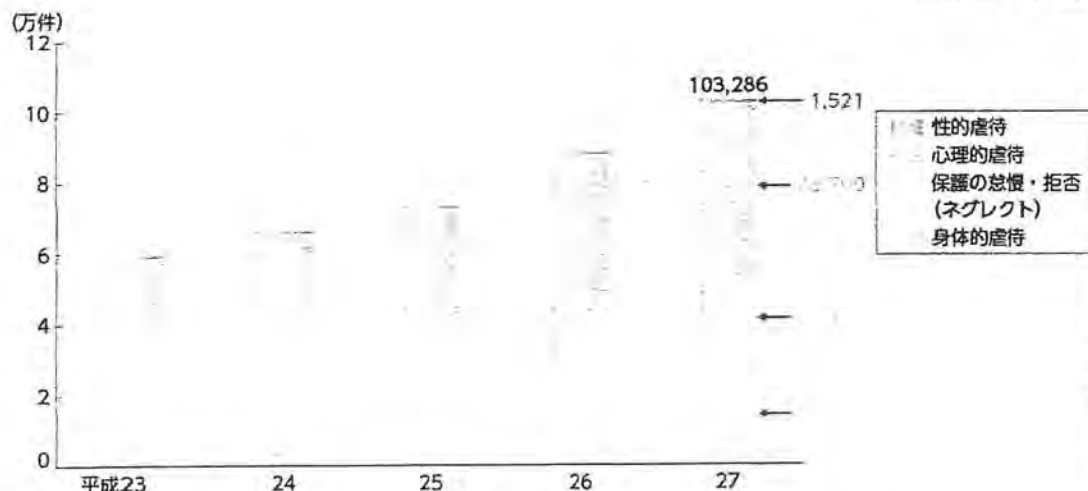
6

- ▶ ①18歳未満の者、または、虚弱もしくは疾病のため抵抗不能の者であって、
 - ▶ 1. 自己の配慮もしくは監護に服する者、
 - ▶ 2. 自己の世帯に属する者、
 - ▶ 3. 配慮義務者から自己の支配に委ねられた者、もしくは、
 - ▶ 4. 職務関係もしくは労使関係の枠内で自己に従属的である者
- ▶ に苦痛を与え、もしくは粗暴に虐待した者、または、これらの者を配慮する自己の義務を悪意で怠ることによりこれらの者の健康を害した者は、6月以上10年以下の自由刑に処する。
- ▶ ②本罪の未遂は処罰する。
- ▶ ③行為者が、行為により、保護を委ねられた者を、
 - ▶ 1. 死亡もしくは重い健康侵害の危険または、
 - ▶ 2. 身体もしくは精神の発達に対する相当な侵害の危険
- ▶ にさらしたときは、1年以上の自由刑を言い渡すものとする。
- ▶ ④第1項のうち、比較的重くない事案では、3月以上5年以下の自由刑を、第3項のうち比較的重くない事案では、6月以上5年以下の自由刑を言い渡すものとする。

(参考) ドイツ刑法225条
-保護を委ねられた者の虐待-

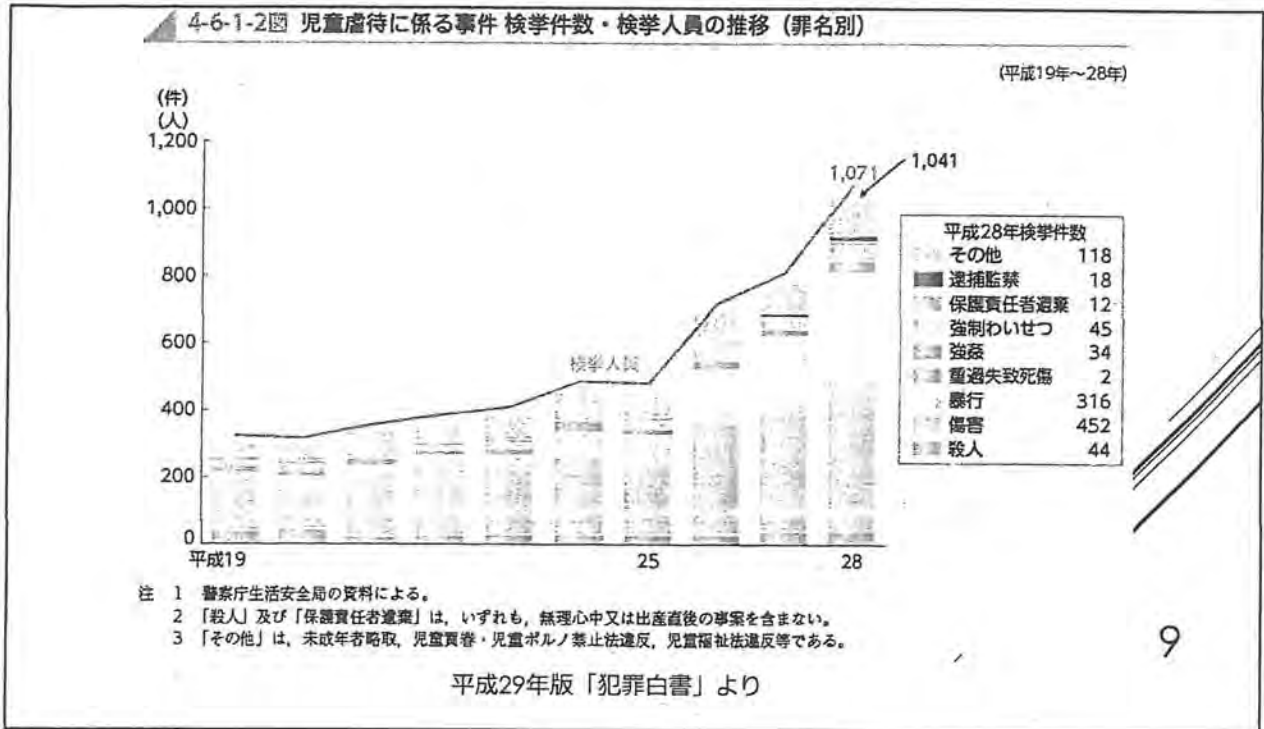
4-6-1-1 児童相談所における児童虐待の対応件数の推移 (相談種別)

(平成23年度～27年度)



注 厚生労働省政策統括官の資料による。

平成29年版「犯罪白書」より

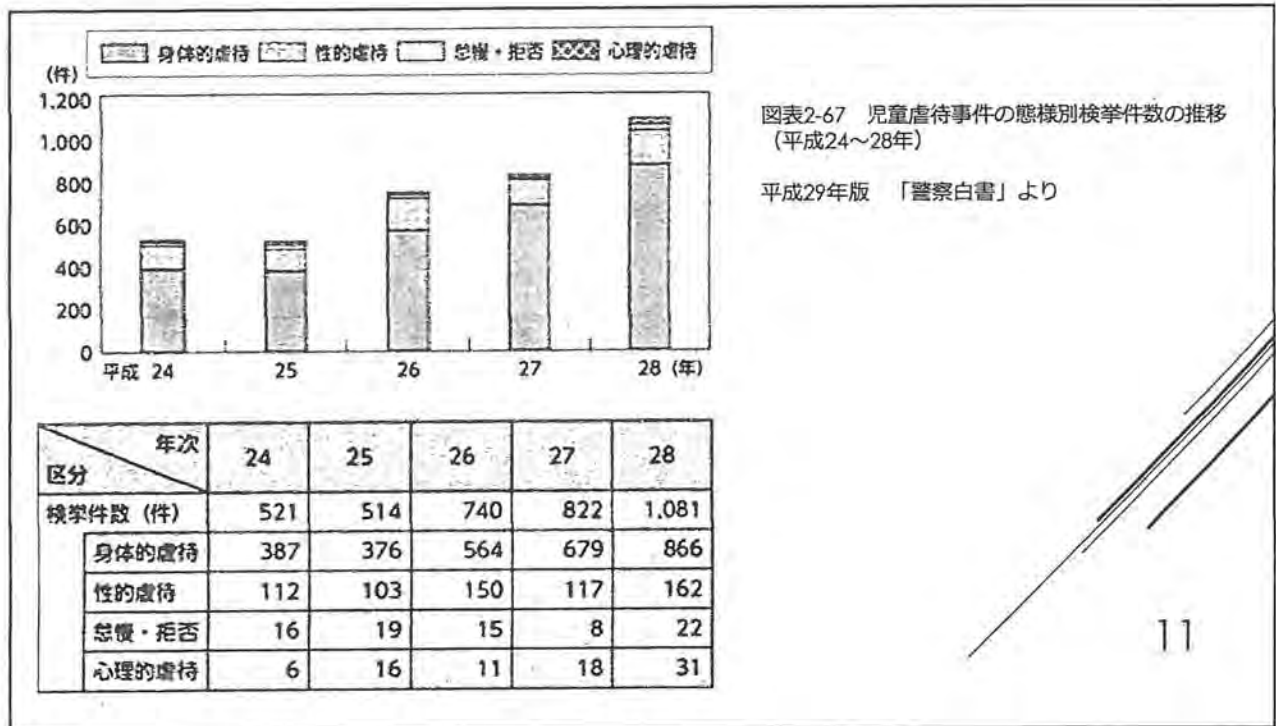


4-6-1-3表 児童虐待に係る事件 検挙人員 (被害者と加害者の関係別, 罪名別) (平成28年)

加害者	総数	殺人	傷害	(平成28年)									
				重過失致死	暴行	逮捕監禁	強姦	強制わいせつ	児童福祉法	保護責任者遺棄	重過失致死傷	その他	
総数	1,071	45	465	7	317	24	35	45	63	20	2	55	
父親等	785	5	340	3	232	15	34	44	61	8	2	44	
実父	459	4	208	2	172	8	9	9	17	5	2	25	
養父・継父	170	1	63	-	35	1	13	18	30	-	-	9	
母親の内縁の夫	112	-	55	1	13	3	7	13	11	3	-	7	
その他(男性)	44	-	14	-	12	3	5	4	3	-	-	3	
母親等	286	40	125	4	85	9	1	1	2	12	-	11	
実母	266	40	112	3	80	8	1	1	2	12	-	10	
養母・継母	6	-	4	-	2	-	-	-	-	-	-	-	
父親の内縁の妻	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他(女性)	14	-	9	1	3	1	-	-	-	-	-	1	

注 1 警察庁生活安全局の資料による。
 2 「殺人」及び「保護責任者遺棄」は、いずれも、無理心中又は出産直後の事案を含まない。
 3 加害者の「その他」は、祖父母、伯(叔)父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。
 4 罪名の「その他」は、未成年者略取、児童買春・児童ポルノ禁止法違反等である。

平成29年版「犯罪白書」より



- ▶ ①行政法による介入 (迅速な対応が可能なはず)
- ▶ →児童相談所等の行政機関による介入 (児童虐待防止法上の措置)
- ▶ =児童虐待発見者の福祉事務所・児童相談所への通告 (6条)、通告を受けた場合の児童の安全の確保や児童の一時保護 (8条)、家庭への立入り調査・質問 (9条)、警察署長への援助要請 (10条)
- ▶ ②民事法による介入 (司法手続が必要なため時間がかかる)
- ▶ →家庭裁判所による、親権喪失 (民法834条)、親権停止 (834条の2、2年を超えない範囲で)の審判
- ▶ ③刑事法による介入 (司法手続が必要なため時間がかかる)
- ▶ →児童虐待が犯罪行為に該当すれば、刑事事件として立件し、適正手続きのもと刑罰権を実現
 - ▶ (違法性のレベルが大きくなるのに伴い、①→②→③へと移行)

児童虐待があった場合の法による三つの介入

- ▶ ①児童虐待発見者の福祉事務所・児童相談所への通告（6条）
- ▶ →近年は、警察からの通告が急増（参考記事参照）
- ▶ ②通告を受けた場合の児童の安全の確保や児童の一時保護（8条）
- ▶ ③家庭への立入り調査・質問（9条）〈任意〉
- ▶ →拒んだ場合＝家裁裁判官等の発する許可状により、臨検・捜索が可能（9条の3）〈強制〉
- ▶ *必要な処分（錠をはずすなど）も可能（9条の7）
- ▶ ④児童相談所長・知事から警察署長への援助要請（10条）
- ▶ →児相等の職員が、8条（所長）、9条（知事）、9条の3（知事）等の職務執行を行う場合

児童虐待があった場合の児童虐待防止法の対応

13

▶ 警察から児相への通告急増 26年連続件数増加

- ▶ 厚生労働省が17日公表したまとめによると、2016年度に全国の児童相談所（児相）が対応した虐待件数（速報値）は前年度19%増の12万2578件で、1990年度に統計を取り始めて以来、26年連続で増加した。子どもの前で親が配偶者に暴力を振るう「面前ドメスティックバイオレンス（DV）」を中心とした、警察からの通告が大きな増加要因になっている。各地の児相は警察との連携は重要としつつも、急増する通告件数への対応に苦慮している。
- ▶ 「自分が担当している地区ではありませんように」。関西地方のある児相では、地元の警察官が虐待の通告書を持参するたびにそんな空気が流れる。この児相では、虐待相談の半数以上が警察からの通告で、その7割弱を面前DVによる心理的虐待が占める。
- ▶ 東京都児童相談センター（新宿区）には警察から通告が一度に10件持ち込まれることもある。増え続ける通告を前に、緊急度などによる選別が必要として、通告を受理すると子どもが通う保育所や学校、地域の保健所などを通じた「初動調査」に力を入れ、優先順位を見極めるという。
- ▶ 一時保護するほどの深刻なケースでなくても、子どもへの支援に必要なため、親に連絡を取ろうとしても「夫婦げんかを1度しただけ。もう関わりたくない」と拒否されることも多い。子どもへのケアは行き届かないのが実情だ。
- ▶ 対応する職員数の不足は否めないが宿岩（やどいわ）雅弘事業課長は「警察が積極的に関わることで、虐待だけでなく、さまざまな困難を抱える家庭を発見できることもある。日常的な連携は今後も必要だ」と話す。
- ▶ 近年、面前DVが心理的虐待にあたること明確化され、警察のDVへの介入が強化されたことで心理的虐待を中心に警察から児相への通告の増加が目立つ。16年度は前年度比4.2%増の5万4813件で全体の4.5%を占めた。昨年は、警察庁が4月に全国の警察に対し、児相など関係機関への通告を徹底するよう通達した影響が大きいとみられている。
- ▶ 虐待の通告は法的には児相に限らず市町村などに対してでもできる。だが、警察の通告は事実上、児相に限定されている。警察庁は「警察が取り扱う事案は緊急性があり、児童の安全を最優先に考えた場合、専門機関である児相に通告することになる」と説明する。
- ▶ 昨年成立の改正児童福祉法で、専門性の高い支援をする児相と、身近な相談にのる市町村との役割分担が明記された。心理的虐待は市町村が対応する方が適切な場合が多いとみられる。児相の負担軽減には、通告の段階でどの機関が支援を担うのかの「交通整理」が必要だ。
- ▶ 全国の児相所長でつくる任意団体「全国児童相談所長会」は13年から、厚生省に対し、警察庁と通告の扱いについて協議するよう求めている。同省は「今後警察庁と協議していく」とするが具体的な見直しは進んでいない。【藤沢美由紀、反橋希美】

14

（参考）毎日新聞 2017年8月17日 ネット版記事

- ▶ 本来、「刑法の謙抑性」の観点から、まずは、行政法による介入・民事法による介入で対応すべき。
- ▶ しかし、児童虐待防止法による対応（行政法による介入）だけでは、困難な状況にある。
- ▶ *そもそも、児童虐待防止法は、「児童虐待」そのものの処罰規定がない。また、「法は家庭に入らず」という法慣習が立ちはだかってしまう。
- ▶ であるならば、刑法上の各犯罪類型に該当する児童虐待行為は積極的に刑事事件として立件し、児童虐待行為は犯罪であるという認識を深めるべきである。
- ▶ ⇒児童虐待へ刑事法を積極的に介入させる！
- ▶ *とりわけ、警察から通告を受けた児童相談所長は、捜査機関への刑事告発（刑訴239条）が可能。
- ▶ 刑事法介入の問題点：保護者に刑罰を科すことにより、「親子の断絶」「家庭の崩壊」が生ずる！

児童虐待への刑事法の介入

15

成人の犯罪者⇒懲罰的（応報的）司法＝刑罰を科す

修復的司法
(Restorative Justice)

非行少年⇒福祉的司法＝保護処分

(参考) 犯罪者・非行少年への司法の対応

16

- ▶ 「修復的司法」(Restorative Justice)とは加害者、被害者をはじめ、当該犯罪に関係する全ての当事者が一堂に会し、犯罪の影響とその将来への関わりをいかにして取り扱うかを全員で話し合い、解決し、加害者と被害者の関係を修復する(犯罪によって生じた害を回復する)ことをいう。
- ▶ 修復的司法の起源は、ニュージーランドの先住民・マオリ族の伝統的な「集会所司法」に遡る。マオリは伝統的に、犯罪の処理について、部族の長が、集会所に事件の加害者や被害者など関係者を集め、お互いの主張を述べさせた上で、両者の関係を修復しようと試みた。そして、被害者の必要なものに見合うものを提供させるため、誰が危害を加えたかを確認し、加害者を刑事責任から解放するかわりにそれに見合う責任を負わせた。その責任とは、おもに、賠償(強制労働も含まれる)であり、それによって損害をいやして、再び加害者と被害者の関係を正常に回復する。
- ▶ ニュージーランドは、当初、修復的司法を基礎にした少年司法が行われた。修復的司法は、1989年児童少年家族法の制定により導入され、1990年代になると、特定事件に限って成人の犯罪者を含む事件にも適用されるようになった。その後、2002年量刑判決法、2002年仮釈放法、2002年被害者権利法が制定、ニュージーランドの修復的司法は、制定法上、正式な刑事司法における制度となった。

修復的司法とは

17

- ▶ 児童虐待へ刑事法を積極的に介入させると、「親子の断絶」が生じてしまう。
- ▶ 親子関係の修復が必要になったときは、「修復的司法」による「親子の回復」を試みるのも有益ではないか！



修復的司法による「親子断絶」の回復可能性は？

18

▶ 刑事法の積極的介入への課題

- ▶ ①「通告（6条）」制度の強化→専門職に対しての義務化は可能か？
- ▶ ②「安全確保・一時保護（8条）」、「立入り調査・質問（9条）」、「臨検・捜索（9条の3）」→これらを円滑に行うための制度的保障の構築は？
- ▶ ③「警察署長への援助要請」（10条）→これを円滑に行うための制度的保障の構築は？
- ▶ ④警察から「通告」を受けた児童相談所長が、刑事告発を行うための土台作りは？
- ▶ ⑤親子関係を回復させる場合に「修復的司法」のような制度を導入することは可能か？

おわりに 児童虐待への積極的刑事法介入に向けて

19

5. 条例案について自民党と協議（9月10日(月)）

(仮称) こどもを虐待から守る条例 (案) 検討表

	検討会案 ver.1の案	自民党案	公明党案
<p>前文</p>	<p>子どもは生まれたときから一人の人間としてその権利が保障され、こどもの権利は、大人の権利と同等です。こどもは一人の人間として尊重されるべき存在であり、健やかに成長する権利があります。そして、子ども一人ひとりを認めあい、子どもの生命(いのち)と心を守ること、子どもが自主性を持って成長していくよう促すこと、そして保護者の子育てを支えることは、社会全体の責務です。</p> <p>しかしながら、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。家庭環境の多様化 地域社会における人間関係の希薄化、経済状況の変化などから、家庭や地域社会における養育機能が低下し、子どもに対する虐待が後を絶たず、子どもの身体と心に大きな傷を残し、尊い命を落とすという痛ましい事件も発生しています。また、虐待を受けた子どもが適切なケアを受けないまま成長し、次の世代に虐待が連鎖する懸念も指摘されています。</p> <p>子どもへの虐待は、理由の如何に関わらず決して許されず、子どもに対する基本的人権を否定する著しい人権侵害であり、子どもの心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識しなければなりません。</p> <p>子育ては、「第一義的には父母その他の保護者が責任を持つ」という基本的認識を前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができるよう、社会全体で支援していかねばなりません。</p> <p>そして、子どもへの虐待をなくしていくためには、虐待の未然防止、早期発見、早期対応、虐待対応後の子ども、保護者等への支援の環境を強化・充実させていく必要があります。</p> <p>こうした認識の下、神戸市は、市民、行政、並びに地域が一体となって、虐待のない子育てに優しい街を目指すとともに、虐待が起こった時にはそれを決して許さず、その事案解決に対して、これ以上起こさせないという厳しい態度で臨む必要があります。</p> <p>こどもの幸せは、神戸市民全体の幸せであり、希望、願いです。こどもが健やかに育つために家庭、行政、市民、地域のそれぞれの役割を機能させ、こどもたちの幸せを守り児童虐待を防止するため、全ての市民が一体となって、地域の力で子どもと家庭を支える社会を推進するため、この条例を制定する。</p>	<p><u>こどもの権利は、大人の権利と同等である。こどもは一人の人間として尊重されるべき存在であり、健やかに成長する権利がある。</u></p> <p><u>しかしながら、児童虐待はこどもの基本的人権を否定する著しい人権侵害であり、今般のわが国の児童虐待件数の増加をかんがみて、児童虐待からこどもを守ることが強く求められている。</u></p> <p><u>神戸市は、市民、行政、並びに地域が一体となって、虐待のない子育てに優しい街を目指すとともに、虐待が起こった時にはそれを決して許さず、その事案解決に対して、これ以上起こさせないという厳しい態度で臨む。</u></p> <p><u>こどもの幸せは、神戸市民全体の幸せであり、希望、願いである。こどもが健やかに育つために家庭、行政、市民、地域のそれぞれの役割を機能させ、こどもたちの幸せを守り児童虐待を防止するためにこの条例を制定する。</u></p> <div data-bbox="1353 1633 1754 1860" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p align="center">＜凡 例＞</p> <p>黒 色：共通する文言</p> <p>青 色：自民党案</p> <p>オレンジ色：公明党案</p> </div>	<p><u>子どもは生まれたときから一人の人間としてその権利が保障されています。そして、子ども一人ひとりを認めあい、子どもの生命(いのち)と心を守ること、子どもが自主性を持って成長していくよう促すこと、そして保護者の子育てを支えることは、社会全体の責務です。</u></p> <p><u>しかしながら、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。家庭環境の多様化 地域社会における人間関係の希薄化、経済状況の変化などから、家庭や地域社会における養育機能が低下し、子どもに対する虐待が後を絶たず、子どもの身体と心に大きな傷を残し、尊い命を落とすという痛ましい事件も発生しています。また、虐待を受けた子どもが適切なケアを受けないまま成長し、次の世代に虐待が連鎖する懸念も指摘されています。</u></p> <p><u>子どもへの虐待は、理由の如何に関わらず決して許されず、子どもに対する重大な人権侵害であり、子どもの心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識しなければなりません。</u></p> <p><u>子育ては、「第一義的には父母その他の保護者が責任を持つ」という基本的認識を前提としつつ、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができるよう、社会全体で支援していかねばなりません。</u></p> <p><u>そして、子どもへの虐待をなくしていくためには、虐待の未然防止、早期発見、早期対応、虐待対応後の子ども、保護者等への支援の環境を強化・充実させていく必要があります。</u></p> <p><u>こうした認識の下、私たちは、社会全体として、子どもを虐待から守り、その健やかな成長を支え、安心して子育てができるまちを目指し、全ての市民が一体となって、地域の力で子どもと家庭を支える社会を推進するため、この条例を制定する。</u></p>

	検討会案 ver.1の案	自民党案	公明党案
	理念条項		
目的	<p>(目的) 第1条 この条例は、子どもを虐待から守るための基本理念を定め、神戸市（以下「市」という。）、市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。）、保護者及び近親者、関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待が市内からなくなるよう、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子どもの保護その他子どもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子どもを虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子どもの心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、子どもを虐待から守るための基本理念を定め、神戸市（以下「市」という。）、市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。）、保護者及び親族、関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待が市内からなくなるよう施策の基本的事項を定めることにより、子どもを虐待から守る施策を総合的に推進し、子どもの健やかな成長に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、市、市民、保護者及び関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子どもの保護その他子どもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子どもを虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子どもの心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。</p>
定義	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「法」という。)第2条に規定する児童をいう。</p> <p>(2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。</p> <p>(3) 近親者 保護者の2親等以内の親族をいう。</p> <p>(4) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。</p> <p>(5) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。</p> <p>(6) 通告受理機関 神戸市児童相談所条例に基づく神戸市子ども家庭センター及び、区役所並びに神戸市区役所支所及び出張所設置条例に基づく区役所支所及び、神戸市福祉事務所条例に基づく福祉事務所をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「法」という。)第2条に規定する児童をいう。</p> <p>(2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。</p> <p>(3) 近親者 保護者の2親等以内の親族をいう。</p> <p>(4) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。</p> <p>(5) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。</p> <p>(6) 通告受理機関 神戸市児童相談所条例に基づく神戸市子ども家庭センター及び、区役所並びに神戸市区役所支所及び出張所設置条例に基づく区役所支所及び、神戸市福祉事務所条例に基づく福祉事務所をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。</p> <p>(2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。</p> <p>(3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。</p> <p>(4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院、その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士、その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。</p> <p>(5) 通告受理機関 神戸市児童相談所条例（昭和39年条例第70号）第1条に規定する神戸市子ども家庭センター及び区役所保健福祉部をいう。</p>
基本理念	<p>(基本理念) 第3条 虐待は子どもの人権を著しく侵害し、子どもの心身の健やかな成長及び発達並びに人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、何人も虐待を行ってはならず、また、虐待を許してはならない。</p> <p>2 虐待への対応は、子どもの利益に最大限の配慮を行わなければならない。</p> <p>3 市、市民、保護者及び関係機関等は、次世代を担うすべての子ども一人ひとりが尊重され、虐待がなく、子どもたちが健やかに成長することができる社会の実現をめざして、総力を挙げて取り組まなければならない。</p>	<p>(基本理念) 第3条 虐待は子どもの人権を著しく侵害し、子どもの心身の健やかな成長及び発達並びに人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、何人も虐待を行ってはならない。</p> <p>2 虐待への対応は、子どもの利益に最大限の配慮を行わなければならない。</p> <p>3 市、市民、保護者及び関係機関等は、次世代を担うすべての子ども一人ひとりが尊重され、虐待がなく、子どもたちが健やかに成長することができる社会の実現をめざして、総力を挙げて取り組まなければならない。</p>	<p>(基本理念) 第3条 虐待は、子どもの心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与るとともに、将来にわたって子どもを苦しめる重大な人権侵害であり、何人も決して虐待をしてはならず、また、虐待を許してはならない。</p> <p>2 子どもを虐待から守るに当たっては、子どもの利益を最大限に考慮しなければならない。</p> <p>3 何人も、次世代を担う全ての子ども一人ひとりの権利が尊重され、虐待がなく、子どもが健やかに成長することができる社会の形成に取り組まなければならない。</p>

	検討会案 ver.1の案	自民党案	公明党案
	原則条項		
市の責務	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、虐待を防止並びに予防するため、子育て家庭が孤立することのない地域社会の形成に向け、虐待の未然防止のための取り組みや子育て支援事業など子育てに役立つ施策を推進するとともに、こどもが安心して育つことができるよう、環境の整備に努めなければならない。</p> <p>2 市は、虐待の対応に当たっては、虐待を受けたこどもの安全を確保するとともに、子どもが心身とともに健やかに成長していけるよう支援しなければならない。</p> <p>3 市は、こども家庭センター、区役所及び関係機関等の連携を強化し、虐待の未然防止や早期発見及び支援の充実に努めなければならない。</p> <p>4 市は、虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づきより迅速で適切に行うことができるよう、こども家庭センター及び区役所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員その他虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び拡充に努めるとともに、虐待に関する専門的知識を有する職員の育成に努めなければならない。</p> <p>5 市は、虐待を防止するため、虐待の通告義務や市が実施する子育て支援策等について必要な広報その他の啓発活動を行わなければならない。</p> <p>6 市は、こども及び保護者への適切な支援が行えるよう、関係機関等の取り組みに対する支援に努めなければならない。</p> <p>7 市は、虐待を受けたこどもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び検証を行い、その検証に従い対策を講じるものとする。</p> <p>8 市は、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けたこどものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待防止しに果たすべき役割、その他虐待の防止のために必要な事項についての調査研究を行うものとする。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、虐待を防止並びに予防するため、子育てに役立つ施策を推進するとともに、こどもが安心して育つことができるよう、環境の整備に努めなければならない。</p> <p>2 市は、母子保健法に基づく母子保健事業の実施を通じて、虐待の予防及び早期発見に努めるとともに、市民、関係機関等及び警察と連携を図り、虐待に関する対応を適切に行わなければならない。</p> <p>3 市は、虐待に関して、より迅速で適切な対応を行うため、研修等の必要な措置を講じて、虐待に関する専門的知識を有する職員の育成に努めなければならない。</p> <p>4 市は、虐待を防止するため、虐待の通告義務や市が実施する子育て支援策等について必要な広報その他の啓発活動を行わなければならない。</p> <p>5 市は、こども及び保護者への適切な支援が行えるよう、関係機関等の取り組みに対する支援に努めなければならない。</p> <p>6 市は、前各号の施策を実施するにあたり、こども及び保護者への支援を適切に行えるようこども家庭センター及び各区役所及び支所並びに福祉事務所に必要な人員の確保及び施設の整備など、体制の整備に努めなければならない。</p> <p>7 市は、警察及び家庭裁判所との対応を円滑に行うため、法的な知見の強化を図ることを目的に弁護士等の専門的知識を有する者を置く。</p> <p>8 市は、虐待を受けたこどもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び検証を行うとともに、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けたこどものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待防止しに果たすべき役割、その他虐待の防止のために必要な事項についての調査研究を行うものとする。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、虐待の対応に当たっては、虐待を受けたこどもの安全を確保するとともに、子どもが心身とともに健やかに成長していけるよう支援しなければならない。</p> <p>2 市は、子育て家庭が孤立することのない地域社会の形成に向け、虐待の未然防止のための取り組みや子育て支援事業の充実、その他安心して子育てができるような環境を整備していくよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、こども家庭センター、区役所及び関係機関等の連携を強化し、虐待の未然防止や早期発見及び支援の充実に努めなければならない。</p> <p>4 市は、虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、こども家庭センター及び区役所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員その他虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び拡充に努めるとともに、資質の向上を図るための研修等を行うことにより人材の育成に努めなければならない。</p> <p>5 市は、児童を虐待から守るため、必要な広報及び啓発活動に努めなければならない。</p> <p>6 市は、法第4条第5項に規定する検証を行い、その検証に従い対策を講じるものとする。</p>

第8条と同じ趣旨
→第9条へ移動

第13条第4項と同じ

第13条第1項とほぼ同じ
→第15条へ移動

→第15条へ移動

	検討会案 ver.1の案	自民党案	公明党案
市民の責務	<p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、こどもを虐待から守り、虐待のない子育てしやすいまちづくりを進めるため、市の施策及び関係機関等の取組みに積極的に協力するとともに、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告するよう努めなければならない。</p> <p>3 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において子ども及び保護者を見守り、かつ、子ども及び保護者への声かけ等を行うことを通じて、子ども及び保護者との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。</p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、こどもを虐待から守り、虐待のない子育てしやすいまちづくりを進めるため、市の施策及び関係機関等の取組みに積極的に協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は速やかに通告受理機関に通告しなければならない。</p> <p>3 市民は、地域において子ども及び保護者を見守り、子ども及び保護者が地域社会において孤立することのないよう努めなければならない。</p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告するよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、子どもを虐待から守るために市が実施する施策その他の取組に積極的に協力するとともに、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。</p> <p>3 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において子ども及び保護者を見守り、かつ、子ども及び保護者への声かけ等を行うことを通じて、子ども及び保護者との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。</p>
保護者及び近親者の責務	<p>(保護者及び近親者の責務)</p> <p>第6条 保護者は、虐待を決して行ってはならない。虐待が正当化されることではないことを認識し、こどものしつけに際して、身体的もしくは精神的苦痛を与えぬよう、人権に配慮し、こどもの心身の健やかな成長及び発達を図るよう努めなければならない。</p> <p>2 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、自らが子育てについての第一義的責任を有することを自覚し、子どもに愛情を持って接するとともに、年齢に応じた配慮をしながら子どもの自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。</p> <p>3 保護者は、子育ての支援等が必要となった場合、子育て支援事業を利用するとともに、地域活動等へ積極的に参加することにより、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。</p> <p>4 保護者は、子育てに関して、市長、通告受理機関又は関係機関等による調査に協力し、指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行うよう努めなければならない。</p> <p>5 近親者は、保護者の子育てに積極的に協力し、こどもの健全育成の支援に努めなければならない。</p> <p>6 近親者は、虐待の事案及び虐待の疑いのある事案について、通告受理機関等と連携をして、こどもの安全確保に努めなければならない。</p>	<p>(保護者及び近親者の責務)</p> <p>第6条 保護者は、虐待を決して行ってはならない。虐待が正当化されることではないことを認識し、こどものしつけに際して、身体的もしくは精神的苦痛を与えぬよう、人権に配慮し、こどもの心身の健やかな成長及び発達を図るよう努めなければならない。</p> <p>2 保護者は、自らが子育ての責任を有していることを自覚し、子どもに愛情をもって接し、年齢に応じた配慮をしながら健全な養育に努めなければならない。</p> <p>3 保護者は、子育ての支援等が必要となった場合、子育て支援事業を利用するとともに、地域活動等へ積極的に参加することにより、地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。</p> <p>4 保護者は、通告受理機関に協力し、市長、通告受理機関または関係機関等による指導、助言、その他の支援に従って、必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 近親者は、保護者の子育てに積極的に協力し、こどもの健全育成の支援に努めなければならない。</p> <p>6 近親者は、虐待の事案及び虐待の疑いのある事案について、通告受理機関等と連携をして、こどもの安全確保に努めなければならない。</p>	<p>(保護者の責務)</p> <p>第6条 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、自らが子育てについての第一義的責任を有するものとして、子どもに愛情を持って接するとともに、子どもの自主性及び自発性を育む健全な養育に努めなければならない。</p> <p>2 保護者は、子育てに関し支援等が必要となった場合は、積極的に子育て支援事業を利用するとともに、地域活動に参加すること等により、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。</p> <p>3 保護者は、子育てに関して、市長、通告受理機関又は関係機関等による調査に協力し、指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行うよう努めなければならない。</p>

	検討会案 ver.1の案	自民党案	公明党案
関係機関等の責務	<p>(関係機関等の責務)</p> <p>第7条 関係機関等は、自らがすべてのこどもの心身の健やかな成長に資する職務を担っていることを自覚し、市が実施する虐待の予防のための施策の推進に協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 関係機関等は、その専門的知識及び経験を生かして、子どもを虐待から守るため、虐待の未然防止や虐待の早期発見のための取組みを行うよう努めるとともに、子どもが地域において安心・安全に生活できるよう支援に努めなければならない。</p> <p>3 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告するとともに、通告受理機関による調査や適切な保護や支援等に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 関係機関等は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、職員に対して必要な知識の修得が可能となるよう研修等の機会を設けるよう努めなければならない。</p> <p>5 関係機関等は、子ども及び保護者に対して、子育て支援にかかる事業等多様な機会を通じ、子育ての相談に応じたり、虐待の防止に係る啓発等に努めなければならない。</p>	<p>(関係機関等の責務)</p> <p>第7条 関係機関等に属する者は、自らがすべてのこどもの心身の健やかな成長に資する職務を担っていることを自覚し、市が実施する虐待の予防のための施策の推進に協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 関係機関等に属する者は、その専門的知識及び経験を生かして、虐待の早期発見のための取組みを行うよう努めなければならない。</p> <p>3 関係機関等は、子ども及び保護者に対して、虐待の防止のための教育または啓発に努めなければならない。</p>	<p>(関係機関等の責務)</p> <p>第7条 関係機関等は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告するとともに、通告受理機関による調査や適切な保護や支援等に協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 関係機関等は、子どもを虐待から守るため、虐待の未然防止や早期発見等に努めるほか、虐待のないまちづくりを推進するための市の施策に協力するとともに、子どもが地域において安心・安全に生活できるよう支援に努めなければならない。</p> <p>3 関係機関等は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、職員に対して必要な知識の修得が可能となるよう研修等の機会を設けるよう努めなければならない。</p> <p>4 関係機関等は、子育て支援にかかる事業等多様な機会を通じ、子育ての相談に応じたり、虐待の防止に係る啓発等に努めることとする。</p>
市長の責務	<p>(市長の責務)</p> <p>第8条 市長は通告受理機関から定期的に虐待に関する報告を受けるとともに、重大な事案については速やかに把握するとともに、こども家庭センター長に対して適切な助言をしなければならない。</p> <p>2 市長が重大と認めた事案については、市会への報告をしなければならない。</p>	<p>(市長の責務)</p> <p>第8条 市長は通告受理機関から定期的に虐待に関する報告を受けるとともに、重大な事案については速やかに把握するとともに、こども家庭センター長に対して適切な助言をしなければならない。</p> <p>2 市長が重大と認めた事案については、市会への報告をしなければならない。</p>	
制度条項			
母子保健施策等との連携	<p>(母子保健施策等との連携)</p> <p>第9条 市は、母子保健事業を通じて、子育て家庭が安心して子育てができるよう支援し、家庭の状況に応じた必要な対応に努めなければならない。</p> <p>2 市は、母子保健事業を通じて、虐待の予防及び早期発見に努めるとともに、市民、関係機関等及び警察と連携を図り、虐待に関する対応を適切に行わなければならない。</p> <p>3 児童に関わる医療機関や学校等は、支援を必要とする妊婦や要保護児童の情報を把握した場合は、市への情報提供を行うなど、市との連携を強化し、虐待の未然防止に努めるものとする。</p>	<p>(母子保健施策等との連携)</p> <p>【再掲載】</p> <p>第4条第2項 市は、母子保健法に基づく母子保健事業の実施を通じて、虐待の予防及び早期発見に努めるとともに、市民、関係機関等及び警察と連携を図り、虐待に関する対応を適切に行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">→第4条第2項より移動</p>	<p>(母子保健施策等との連携)</p> <p>第8条 市は、母子保健事業を通じて、子育て家庭が安心して子育てができるよう支援し、家庭の状況に応じた必要な対応に努めなければならない。</p> <p>2 児童に関わる医療機関や学校等は、支援を必要とする妊婦や要保護児童の情報を把握した場合は、市への情報提供を行うなど、市との連携を強化し、虐待の未然防止に努めるものとする。</p>

	検討会案 ver.1の案	自民党案	公明党案
情報共有	<p>(情報の共有) 第10条 市は、虐待の事案及び虐待の疑いのある事案並びに、児童福祉法第27条第1項第3号の措置を解除しようとする場合、若しくは同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を解除しようとする場合は、その旨の情報をこども家庭センター及び区役所、支所において適切に共有し、それぞれが管理する情報に差異が生じないよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 市は、虐待の事案及び虐待の疑いのある事案については、当該こども及び保護者の情報について警察との適切な情報共有に努めなければならない。</p> <p>3 市は、こどもの安全を確保することを目的として、必要に応じて当該事案に係る情報について関係機関等と共有することができる。</p>	<p>(情報共有) 第9条 市は、虐待の事案及び虐待の疑いのある事案について、その旨の情報を区・支所及びこども家庭センターにおいて適切に共有するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 市は、虐待の事案及び虐待の疑いのある事案については、当該こども及び保護者の情報について警察との適切な情報共有に努めなければならない。</p> <p>3 市は、こどもの安全を確保することを目的として、必要に応じて当該事案に係る情報について関係機関等と共有することができる。</p>	<p>(情報の共有) 第9条 市は、虐待の防止等のため、虐待が行われた、又は、行われるおそれがある場合及び、児童福祉法第27条第1項第3号の措置を解除しようとする場合、若しくは同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を解除しようとする場合はその旨の情報をこども家庭センター及び区役所において適切に共有し、それぞれが管理する情報に差異が生じないよう必要な措置を講ずるものとする。</p>
虐待の防止等のための個人情報提供	<p>(虐待の防止等のための個人情報の提供) 第11条 市は、こども家庭センター及び区役所における虐待の防止並びに虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援のため必要があると認める場合には、当該虐待に係る子ども又は保護者の氏名、住所、心身の状況その他これらの者に係る情報を、関係機関等に対し、その業務の遂行に必要な範囲内に限って提供することができる。</p>		<p>(虐待の防止等のための個人情報の提供) 第10条 市は、こども家庭センター及び区役所における虐待の防止並びに虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援のため必要があると認める場合には、当該虐待に係る子ども又は保護者の氏名、住所、心身の状況その他これらの者に係る情報を、関係機関等に対し、その業務の遂行に必要な範囲内に限って提供することができる。</p>
虐待を受けたこどもに対する保護及び支援等	<p>(虐待を受けたこどもに対する保護及び支援等) 第12条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けたこどもに対し、心身の健全な発達を促進するため、子どもの意思を尊重しつつ、適切な保護及び支援、並びに、家庭復帰及び自立に向けた指導及び援助を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、虐待を受けた子どもが良好な家庭的環境で養育を受けることができるよう必要な支援に努めるものとする。</p> <p>3 市長及び通告受理機関の長は、法第8条第2項に規定する安全の確認もしくは一時保護（以下、「安全確認等」という。）、第8条の2に規定する出頭要求及び必要な調査または質問（以下、「出頭要求等」）、第9条第1項に規定する立入りもしくは調査もしくは質問（以下、「立入調査等」という。）、第9条の3第1項の規定にする臨検もしくは捜索もしくは同条第2項に規定する調査もしくは質問（以下、「臨検等」という。）に係る権限など法に定める自らの権能を駆使して必要な措置を講じ、こどもの命を守らなければならない。</p> <p>4 市長及びこども家庭センター長は、前項に定める安全確認等、出頭要求等、立入検査等、または臨検等の執行に際して、必要があると認めるときは、法第10条に規定する警察への援助要請等の実施について検討しなければならない。</p> <p>5 市及び教育委員会は、虐待を受けた子どもがその年齢及び能力に応じ、十分な教育を受けられるよう環境を整備し、必要な支援を行うものとする。</p>	<p>(虐待を受けたこどもに対する保護及び支援等) 第10条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けたこどもに対し、心身の健全な発達を促進するため、適切な保護及び支援を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 市長及び通告受理機関の長は、法第8条第2項に規定する安全の確認もしくは一時保護（以下、「安全確認等」という。）、第8条の2に規定する出頭要求及び必要な調査または質問（以下、「出頭要求等」）、第9条第1項に規定する立入りもしくは調査もしくは質問（以下、「立入調査等」という。）、第9条の3第1項の規定にする臨検もしくは捜索もしくは同条第2項に規定する調査もしくは質問（以下、「臨検等」という。）に係る権限など法に定める自らの権能を駆使して必要な措置を講じ、こどもの命を守らなければならない。</p> <p>3 市長及びこども家庭センター長は、前項に定める安全確認等、出頭要求等、立入検査等、または臨検等の執行に際して、必要があると認めるときは、法第10条に規定する警察への援助要請等の実施について検討しなければならない。</p>	<p>(虐待を受けたこどもに対する保護及び支援) 第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けた子どもに対し、心身の健全な発達を促進するため、子どもの意思を尊重しつつ、適切な保護及び支援、並びに、家庭復帰及び自立に向けた指導及び援助を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、虐待を受けた子どもが良好な家庭的環境で養育を受けることができるよう必要な支援に努めるものとする。</p> <p>3 市及び教育委員会は、虐待を受けた子どもがその年齢及び能力に応じ、十分な教育を受けられるよう環境を整備し、必要な支援を行うものとする。</p>

	検討会案 ver.1の案	自民党案	公明党案
犯罪性の検討	<p>(犯罪性の検討)</p> <p>第13条 市長及び通告受理機関の長は、虐待は許さないという理念のもと、家庭の事情には配慮しつつ、犯罪性のある事案について告発の検討を怠ってはならない。</p> <p>2 子ども家庭センターは、弁護士等の専門家の意見を聴取し、虐待の事案について、その犯罪性について検討しなければならない。</p>	<p>(犯罪性の検討)</p> <p>第11条 市長及び通告受理機関の長は、虐待は許さないという理念のもと、家庭の事情には配慮しつつ、犯罪性のある事案について告発の検討を怠ってはならない。</p> <p>2 子ども家庭センターは、弁護士等の専門家の意見を聴取し、虐待の事案について、その犯罪性について検討しなければならない。</p>	
虐待を行った保護者への支援、指導等	<p>(虐待を行った保護者への支援、指導等)</p> <p>第14条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための援助計画のもと、虐待の再発防止の指導その他の支援を行うものとする。</p>		<p>(虐待を行った保護者への支援、指導等)</p> <p>第12条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けた子どもとの良好な関係を再構築するための援助計画のもと、虐待の再発防止の指導その他の支援を行うものとする。</p>
虐待の防止等に係る体制の整備	<p>(虐待の防止等に係る体制の整備)</p> <p>第15条 市は、子ども及び保護者への支援を適切に行えるよう、毎年度、子ども家庭センター及び各区役所及び支所並びに福祉事務所における虐待の防止に関する取組の状況を把握するとともに検証し、組織の役割、機能分担及び、国が定める職員の配置基準等を踏まえ人員の確保及び施設の整備など必要な体制を整備しなければならない。</p> <p>2 市は、区役所において子ども及び保護者への支援を適切に行うことができるよう、児童福祉法第10条の2に規定する要保護児童等に対する支援拠点としての整備及び職員の研修の徹底に努めなければならない。</p> <p>3 市は、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会が関係機関等と協力、連携し、適切に機能するよう努めなければならない。</p> <p>4 市は、警察及び家庭裁判所との対応を円滑に行うため、法的な知見の強化を図ることを目的に弁護士等の専門的知識を有する者を置く。</p>	<p>[再掲載]</p> <p>第4条第6項 市は、前各号の施策を実施するにあたり、子ども及び保護者への支援を適切に行えるよう子ども家庭センター及び各区役所及び支所並びに福祉事務所に必要な人員の確保及び施設の整備など、体制の整備に努めなければならない。</p> <p>第4条第6項とほぼ同じ</p> <p>第4条第5項と同じ →第4条第6項へ移動</p> <p>[再掲載]</p> <p>第4条第7項 市は、警察及び家庭裁判所との対応を円滑に行うため、法的な知見の強化を図ることを目的に弁護士等の専門的知識を有する者を置く。</p>	<p>(虐待の防止等に係る体制の整備)</p> <p>第13条 市は、毎年度、子ども家庭センター及び区役所における虐待の防止に関する取組の状況を把握するとともに検証し、組織の役割、機能分担及び、国が定める職員の配置基準など必要な体制を整備しなければならない。</p> <p>2 市は、区役所において子ども及び保護者への支援を適切に行うことができるよう、児童福祉法第10条の2に規定する要保護児童等に対する支援拠点としての整備及び職員の研修の徹底に努めなければならない。</p> <p>3 市は、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会が関係機関等と協力、連携し、適切に機能するよう努めなければならない。</p> <p>4 市は、子ども及び保護者への支援を適切に行うことができるよう、関係機関等の取り組みに対し必要な支援に努めるものとする。</p>
児童虐待防止の推進	<p>(児童虐待防止の推進)</p> <p>第16条 市は、関係機関等と連携し、虐待を早期に発見することができるよう相談又は通告を容易に行うことができる環境づくりに努めるものとする。</p> <p>2 市は、学校教育の場において、命の大切さ、人権の尊重といった観点から、生徒及びその保護者に対し、児童虐待防止の啓発に取り組むものとする。</p> <p>3 毎年11月を子ども虐待防止推進月間とし、市及び関係機関等は連携して、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。</p>		<p>(児童虐待防止の推進)</p> <p>第14条 市は、関係機関等と連携し、虐待を早期に発見することができるよう相談又は通告を容易に行うことができる環境づくりに努めるものとする。</p> <p>2 市は、学校教育の場において、命の大切さ、人権の尊重といった観点から、生徒及びその保護者に対し、児童虐待防止の啓発に取り組むものとする。</p> <p>3 毎年11月を子ども虐待防止推進月間とし、市及び関係機関等は連携して、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。</p>
財政上の措置	<p>(財政上の措置)</p> <p>第17条 市は子どもを虐待から守るための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>(財政上の措置)</p> <p>第12条 市は子どもを虐待から守るための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>(財政上の措置)</p> <p>第15条 市は、子どもを虐待から守るための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>

	検討会案 ver.1の案	自民党案	公明党案
市会への報告等	<p>(市会への報告及び公表) 第18条 市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況について、年次報告として取りまとめ、議会に報告するとともに市民に公表するものとする。</p>	<p>(市会への報告等) 第13条 市は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況について、年次報告として取りまとめ、議会に報告するとともに市民に公表するものとする。</p>	<p>(議会への報告及び公表) 第16条 市長は、毎年度、市の虐待に係る通告等の状況及び虐待の防止に関する取組の状況等を取りまとめ、議会に報告するとともに、その概要を公表するものとする。</p>
委任	<p>(委任) 第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。</p>		<p>(委任) 第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。</p>
附則	<p>附則 この条例は、平成**年**月**日から施行する。</p>		<p>附則 この条例は、平成**年**月**日から施行する。</p>

6. 与党会派検討会 第3回 (9月14日(金))

(仮称) こどもを虐待から守る条例 検討会案 ver.1

こどもは生まれたときから一人の人間としてその権利が保障され、こどもの権利は、大人の権利と同等です。こどもは一人の人間として尊重されるべき存在であり、健やかに成長する権利があります。そして、こども一人ひとりを認め、こどもの生命(いのち)と心を守ること、こどもが自主性を持って成長していくよう促すこと、そして保護者の子育てを支えることは、社会全体の責務です。

しかしながら、こどもを取り巻く環境は大きく変化しています。家庭環境の多様化 地域社会における人間関係の希薄化、経済状況の変化などから、家庭や地域社会における養育機能が低下し、こどもに対する虐待が後を絶たず、こどもの身体と心に大きな傷を残し、尊い命を落とすという痛ましい事件も発生しています。また、虐待を受けたこどもが適切なケアを受けないまま成長し、次の世代に虐待が連鎖する懸念も指摘されています。

こどもへの虐待は、理由の如何に関わらず決して許されず、こどもに対する基本的人権を否定する著しい人権侵害であり、こどもの心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識しなければなりません。

子育ては、「第一義的には父母その他の保護者が責任を持つ」という基本的認識を前提としつつも、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができるよう、社会全体で支援していかなければなりません。

そして、こどもへの虐待をなくしていくためには、虐待の未然防止、早期発見、早期対応、虐待対応後のこども、保護者等への支援の環境を強化・充実させていく必要があります。

こうした認識の下、神戸市は、市民、行政、並びに地域が一体となって、虐待のない子育てに優しい街を目指すとともに、虐待が起こった時にはそれを決して許さず、その事案解決に対して、これ以上起こさせないという厳しい態度で臨む必要があります。

こどもの幸せは、神戸市民全体の幸せであり、希望、願いです。こどもが健やかに育つために家庭、行政、市民、地域のそれぞれの役割を機能させ、こどもたちの幸せを守り児童虐待を防止するため、全ての市民が一体となって、地域の力でこどもと家庭を支える社会を推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、こどもを虐待から守るための基本理念を定め、神戸市（以下「市」という。）、市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。）、保護者及び近親者、関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待が市内からなくなるよう、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けたこどもの保護その他こどもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、こどもを虐待から守る施策を総合的に推進し、もってこどもの心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「法」という。)第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 近親者 保護者の2親等以内の親族をいう。
- (4) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (5) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関その他こどもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他こどもの福祉に職務上関係のある者をいう。
- (6) 通告受理機関 神戸市児童相談所条例に基づく神戸市こども家庭センター及び、区役所並びに神戸市区役所支所及び出張所設置条例に基づく区役所支所及び、神戸市福祉事務所条例に基づく福祉事務所をいう。

(基本理念)

第3条 虐待はこどもの人権を著しく侵害し、こどもの心身の健やかな成長及び発達並びに人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、何人も虐待を行ってはならず、また、虐待を許してはならない。

- 2 虐待への対応は、こどもの利益に最大限の配慮を行わなければならない。
- 3 市、市民、保護者及び関係機関等は、次世代を担うすべてのこども一人ひとりが尊重され、虐待がなく、こどもたちが健やかに成長することができる社会の実現をめざして、総力を挙げて取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、虐待を防止並びに予防するため、子育て家庭が孤立することのない地域社会の形成に向け、虐待の未然防止のための取り組みや子育て支援事業など子育てに役立つ施策を推進するとともに、こどもが安心して育つことがで

きるよう、環境の整備に努めなければならない。

- 2 市は、こども家庭センター、区役所及び関係機関等の連携を強化し、虐待の未然防止や早期発見及び支援の充実に努めなければならない。
- 3 市は、虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づきより迅速で適切に行うことができるよう、こども家庭センター及び区役所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員その他虐待を受けたこどもの保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び拡充に努めるとともに、研修等の必要な措置を講じて、虐待に関する専門的な知識を有する職員の育成に努めなければならない。
- 4 市は、虐待を防止するため、虐待の通告義務や市が実施する子育て支援策等について必要な広報その他の啓発活動を行わなければならない。
- 5 市は、こども及び保護者への適切な支援が行えるよう、関係機関等の取り組みに対する支援に努めなければならない。
- 6 市は、虐待を受けたこどもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び検証を行い、その検証に従い対策を講じるものとする。
- 7 市は、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けたこどものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待防止しに果たすべき役割、その他虐待の防止のために必要な事項についての調査研究を行うものとする。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、こどもを虐待から守り、虐待のない子育てしやすいまちづくりを進めるため、市の施策及び関係機関等の取り組みに積極的に協力するとともに、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。
- 2 市民は、虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告しなければならない。
 - 3 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域においてこども及び保護者を見守り、かつ、こども及び保護者への声かけ等を行うことを通じて、こども及び保護者との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。

(保護者及び近親者の責務)

- 第6条 保護者は、虐待を決して行ってはならない。虐待が正当化されることではないことを認識し、こどものしつけに際して、身体的もしくは精神的苦痛を与えぬよう、人権に配慮し、こどもの心身の健やかな成長及び発達を図るよう努めなければならない。
- 2 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、自らが子育てについての第一

義的責任を有することを自覚し、こどもに愛情を持って接するとともに、年齢に応じた配慮をしながら **こどもの自主性及び自発性を育む** 健全な養育に努めなければならない。

- 3 保護者は、子育ての支援等が必要となった場合、子育て支援事業を利用するとともに、地域活動等へ積極的に参加することにより、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
- 4 保護者は、市長、通告受理機関又は関係機関等による調査に協力し、指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行うよう努めなければならない。
- 5 近親者は、保護者の子育てに積極的に協力し、こどもの健全育成の支援に努めなければならない。
- 6 近親者は、虐待の事案及び虐待の疑いのある事案について、通告受理機関等と連携をして、こどもの安全確保に努めなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、自らがすべてのこどもの心身の健やかな成長に資する職務を担っていることを自覚し、市が実施する虐待の予防のための施策の推進に協力するよう努めなければならない。

- 2 関係機関等は、その専門的知識及び経験を生かして、こどもを虐待から守るため、虐待の未然防止や虐待の早期発見のための取組みを行うよう努めとともに、こどもが地域において安心・安全に生活できるよう支援に努めなければならない。
- 3 関係機関等は、虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告するとともに、通告受理機関による調査や適切な保護や支援等に協力するよう努めなければならない。
- 4 関係機関等は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、職員に対して必要な知識の修得が可能となるよう研修等の機会を設けるよう努めなければならない。
- 5 関係機関等は、こども及び保護者に対して、子育て支援にかかる事業等多様な機会を通じ、子育ての相談に応じたり、虐待の防止に係る啓発等に努めなければならない。

(市長の責務)

第8条 市長は通告受理機関から定期的に虐待に関する報告を受けるとともに、重大な事案については速やかに把握するとともに、こども家庭センター長に対して適切な助言をしなければならない。

- 2 市長が重大と認めた事案については、市会への報告をしなければならない。

(母子保健施策等との連携)

- 第9条 市は、母子保健事業を通じて、子育て家庭が安心して子育てができるよう支援し、家庭の状況に応じた必要な対応に努めなければならない。
- 2 市は、母子保健事業を通じて、虐待の予防及び早期発見に努めるとともに、市民、関係機関等及び警察と連携を図り、虐待に関する対応を適切に行わなければならない。
- 3 児童に関わる医療機関や学校等は、支援を必要とする妊婦や要保護児童の情報を把握した場合は、市への情報提供を行うなど、市との連携を強化し、虐待の未然防止に努めるものとする。

(情報の共有)

- 第10条 市は、虐待の事案及び虐待の疑いのある事案並びに、児童福祉法第27条第1項第3号の措置を解除しようとする場合、若しくは同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を解除しようとする場合は、その旨の情報をこども家庭センター及び区役所、支所において適切に共有し、それぞれが管理する情報に差異が生じないように必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、虐待の事案及び虐待の疑いのある事案については、当該こども及び保護者の情報について警察との適切な情報共有に努めなければならない。
- 3 市は、こどもの安全を確保することを目的として、必要に応じて当該事案に係る情報について関係機関等と共有することができる。

(虐待の防止等のための個人情報の提供)

- 第11条 市は、こども家庭センター及び区役所における虐待の防止並びに虐待を受けたこどもの保護及び自立の支援のため必要があると認める場合には、当該虐待に係るこども又は保護者の氏名、住所、心身の状況その他これらに係る情報を、関係機関等に対し、その業務の遂行に必要な範囲内に限って提供することができる。

(虐待を受けたこどもに対する保護及び支援等)

- 第12条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けたこどもに対し、心身の健全な発達を促進するため、こどもの意思を尊重しつつ、適切な保護及び支援、並びに、自立に向けた指導及び援助を行うよう努めなければならない。
- 2 市は、虐待を受けたこどもが良好な家庭的環境で養育を受けることができるよう施設の整備及び里親等の拡充等必要な支援に努めるものとする。
- 3 市長及び通告受理機関の長は、法第8条第2項に規定する安全の確認もしくは一時保護（以下、「安全確認等」という。）、第8条の2に規定する出頭要求及び必要な調査または質問（以下、「出頭要求等」）、第9条第1項に規定する立入りもしくは調査もしくは質問（以下、「立入調査等」という。）、第9条の

3 第1項の規定にする臨検もしくは捜索もしくは同条第2項に規定する調査もしくは質問（以下、「臨検等」という。）に係る権限など法に定める自らの権能を駆使して必要な措置を講じ、こどもの命を守らなければならない。

4 市長及びこども家庭センター長は、前項に定める安全確認等、出頭要求等、立入検査等、または臨検等の執行に際して、必要があると認めるときは、法第10条に規定する警察への援助要請等の実施について検討しなければならない。

5 市及び教育委員会は、虐待を受けたこどもがその年齢及び能力に応じ、十分な教育を受けられるよう環境を整備し、必要な支援を行うものとする。

（犯罪性の検討）

第13条 市長及び通告受理機関の長は、虐待は許さないという理念のもと、家庭の事情には配慮しつつ、犯罪性のある事案について告発の検討を怠ってはならない。

2 こども家庭センターは、弁護士等の専門家の意見を聴取し、虐待の事案について、その犯罪性について検討しなければならない。

（虐待を行った保護者への支援、指導等）

第14条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けたこどもとの良好な関係を再構築するための援助計画のもと、虐待の再発防止の指導その他の支援を行うものとする。

（虐待の防止等に係る体制の整備）

第15条 市は、こども及び保護者への支援を適切に行えるよう、毎年度、こども家庭センター及び各区役所及び支所並びに福祉事務所における虐待の防止に関する取組の状況を把握するとともに検証し、組織の役割、機能分担及び、国が定める職員の配置基準等を踏まえ人員の確保及び施設の整備など必要な体制を整備しなければならない。

2 市は、区役所においてこども及び保護者への支援を適切に行うことができるよう、児童福祉法第10条の2に規定する要保護児童等に対する支援拠点としての整備及び職員の研修の徹底に努めなければならない。

3 市は、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会が関係機関等と協力、連携し、適切に機能するよう努めなければならない。

4 市は、警察及び家庭裁判所との対応を円滑に行うため、法的な知見の強化を図ることを目的に弁護士等の専門的知識を有する者を置く。

（児童虐待防止の推進）

第16条 市は、関係機関等と連携し、虐待を早期に発見することができるよう

相談又は通告を容易に行うことができる環境づくりに努めるものとする。

- 2 市は、学校教育の場において、命の大切さ、人権の尊重といった観点から、生徒及びその保護者に対し、児童虐待防止の啓発に取り組むものとする。
- 3 毎年11月をこども虐待防止推進月間とし、市及び関係機関等は連携して、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 市はこどもを虐待から守るための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告及び公表)

第18条 市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況について、年次報告として取りまとめ、議会に報告するとともに市民に公表するものとする。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附則

この条例は、平成**年**月**日から施行する。

(仮称) こどもを虐待から守る条例
策定のスケジュール (案)

月 日	各党内検討、与党会派調整、市担当課協議	市会	
4・5月			
6月	条例の骨子案	【与党会派検討会】 第1回検討会 (6/28)	
7月			
8月	条例(案)作成 ↓ 協議		第2回検討会 (8/7) 勉強会
9月	条例(案) ver.1 ↓ 協議 ↓ 条例(案) ver.2		第3回検討会 (9/14) 条例(案) ver.1 を検討 第4回検討会 (9/**) 条例素案 決定
10月		運営委員会 議案説明 本会議上程	
11月		文教こども常任委員会審査 (参考人から意見聴取)	
12月		文教こども常任委員会 審査、採択 本会議 採択	

7. 与党会派検討会 第4回 (9月20日(木))

(仮称) こどもを虐待から守る条例 検討会案 ver.2 (修正説明用)

こどもは生まれたときから一人の人間としてその権利が保障され、こどもの権利は、大人の権利と同等です。こどもは一人の人間として尊重されるべき存在であり、健やかに成長する権利があります。そして、こども一人ひとりを認め、こどもの生命(いのち)と心を守ること、こどもが自主性を持って成長していくよう促すこと、そして保護者の子育てを支えることは、社会全体の責務です。

しかしながら、こどもを取り巻く環境は大きく変化しています。家庭環境の多様化 地域社会における人間関係の希薄化、経済状況の変化などから、家庭や地域社会における養育機能が低下し、こどもに対する虐待が後を絶たず、こどもの身体と心に大きな傷を残し、尊い命を落とすという痛ましい事件も発生しています。また、虐待を受けたこどもが適切なケアを受けないまま成長し、次の世代に虐待が連鎖する懸念も指摘されています。

こどもへの虐待は、理由の如何に関わらず決して許されず、こどもに対する基本的人権を否定する著しい人権侵害であり、こどもの心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識しなければなりません。

子育ては、「第一義的には父母その他の保護者が責任を持つ」という基本的認識を前提としつつも、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができるよう、社会全体で支援していかなければなりません。

そして、こどもへの虐待をなくしていくためには、虐待の未然防止、早期発見、早期対応、虐待対応後のこども、保護者等への支援の環境を強化・充実させていく必要があります。

こうした認識の下、神戸市は、市民、行政、並びに地域が一体となって、虐待のない子育てに優しい街を目指すとともに、虐待が起こった時にはそれを決して許さず、その事案解決に対して、これ以上起こさせないという厳しい態度で臨む必要があります。

こどもの幸せは、神戸市民全体の幸せであり、希望、願いです。こどもが健やかに育つために家庭、行政、市民、地域のそれぞれの役割を機能させ、こどもたちの幸せを守り児童虐待を防止するため、全ての市民が一体となって、地域の力でこどもと家庭を支える社会を推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、こどもを虐待から守るための基本理念を定め、神戸市（以下「市」という。）、市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。）、保護者及び近親者、関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待が市内からなくなるよう、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けたこどもの保護その他こどもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、こどもを虐待から守る施策を総合的に推進し、もってこどもの心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「法」という。)第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 近親者 保護者の2親等以内の親族をいう。
- (4) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (5) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関その他こどもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他こどもの福祉に職務上関係のある者をいう。
- (6) 通告受理機関 神戸市児童相談所条例に基づく神戸市こども家庭センター及び、区役所並びに神戸市区役所支所及び出張所設置条例に基づく区役所支所及び、神戸市福祉事務所条例に基づく福祉事務所をいう。

(基本理念)

第3条 虐待はこどもの人権を著しく侵害し、こどもの心身の健やかな成長及び発達並びに人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、何人も虐待を行ってはならず、また、虐待を許してはならない。

- 2 虐待への対応は、こどもの利益に最大限の配慮を行わなければならない。
- 3 市、市民、保護者及び関係機関等は、次世代を担うすべてのこども一人ひとりが尊重され、虐待がなく、こどもたちが健やかに成長することができる社会の実現をめざして、総力を挙げて取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、虐待を防止並びに予防するため、子育て家庭が孤立することのない地域社会の形成に向け、虐待の未然防止のための取り組みや子育て支援事業及び子育てに係る心身の負担を軽減する事業などの子育てに役立つ施策を推進するとともに、こどもが安心して育つことができるよう、環境の整備に努めなければならない。

↑

市は、虐待の未然防止に向け、子育て中の保護者の孤立を防ぐ施策に取り組むとともに、一時的にリフレッシュできる機会の整備に努めるものとする。(川原田議員より追記提案)

- 2 市は、こども家庭センター、区役所及び関係機関等の連携を強化し、虐待の未然防止や早期発見及び支援の充実に努めなければならない。
- 3 市は、虐待を受けたこどもの保護及び自立の支援を専門的知識に基づきより迅速で適切に行うことができるよう、こども家庭センター及び区役所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員その他虐待を受けたこどもの保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び拡充に努めるとともに、研修等の必要な措置を講じて、虐待に関する専門的な知識を有する職員の育成に努めなければならない。
- 4 市は、虐待を防止するため、虐待の通告義務や市が実施する子育て支援策等について必要な広報その他の啓発活動を行わなければならない。
- 5 市は、こども及び保護者への適切な支援が行えるよう、関係機関等の取り組みに対する支援に努めなければならない。
- 6 市は、虐待を受けたこどもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び検証を行い、その検証に従い対策を講じるものとする。
- 7 市は、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けたこどものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待防止しに果たすべき役割、その他虐待の防止のために必要な事項についての調査研究を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、こどもを虐待から守り、虐待のない子育てしやすいまちづくりを進めるため、市の施策及び関係機関等の取り組みに積極的に協力するとともに、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

- 2 市民は、虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告しなければならない。
- 3 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域においてこども及び保護者を見守り、かつ、こども及び保護者への声かけ等を行うことを通じて、こど

も及び保護者との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。

(保護者及び近親者の責務)

- 第6条 保護者は、虐待を決して行ってはならない。虐待が正当化されることではないことを認識し、こどものしつけに際して、身体的もしくは精神的苦痛を与えぬよう、人権に配慮し、こどもの心身の健やかな成長及び発達を図るよう努めなければならない。
- 2 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、自らが子育てについての第一義的責任を有することを自覚し、こどもに愛情を持って接するとともに、年齢に応じた配慮をしながら健全な養育に努めなければならない。
 - 3 保護者は、子育ての支援等が必要となった場合、子育て支援事業を利用するとともに、地域活動等へ積極的に参加することにより、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
 - 4 保護者は、市長、通告受理機関又は関係機関等による調査に協力し、指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行うよう努めなければならない。
 - 5 近親者は、保護者の子育てに積極的に協力し、こどもの健全育成の支援に努めなければならない。
 - 6 近親者は、虐待の事案及び虐待の疑いのある事案について、通告受理機関等と連携をして、こどもの安全確保に努めなければならない。

(関係機関等の責務)

- 第7条 関係機関等は、自らがすべてのこどもの心身の健やかな成長に資する職務を担っていることを自覚し、市が実施する虐待の予防のための施策の推進に協力するよう努めなければならない。
- 2 関係機関等は、その専門的知識及び経験を生かして、こどもを虐待から守るため、虐待の未然防止や虐待の早期発見のための取組みを行うよう努めとともに、こどもが地域において安心・安全に生活できるよう支援に努めなければならない。
 - 3 関係機関等は、虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告するとともに、通告受理機関による調査や適切な保護や支援等に協力するよう努めなければならない。
 - 4 関係機関等は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、職員に対して必要な知識の修得が可能となるよう研修等の機会を設けるよう努めなければならない。
 - 5 関係機関等は、こども及び保護者に対して、子育て支援にかかる事業等多様な機会を通じ、子育ての相談に応じたり、虐待の防止に係る啓発等に努めなければならない。

(市長の責務)

- 第8条 市長は通告受理機関から定期的に虐待に関する報告を受けるとともに、重大な事案については速やかに把握するとともに、こども家庭センター長に対して適切な助言をしなければならない。
- 2 市長が重大と認めた事案については、市会への報告をしなければならない。

(母子保健施策等との連携)

- 第9条 市は、母子保健事業を通じて、子育て家庭が安心して子育てができるよう支援し、家庭の状況に応じた必要な対応に努めなければならない。
- 2 市は、母子保健事業を通じて、虐待の予防及び早期発見に努めるとともに、市民、関係機関等及び警察と連携を図り、虐待に関する対応を適切に行わなければならない。
- 3 こどもに関わる医療機関や学校等は、支援を必要とする妊婦や要保護児童の情報を把握した場合は、市への情報提供を行うなど、市との連携を強化し、虐待の未然防止に努めるものとする。

(情報の共有)

- 第10条 市は、虐待の事案及び虐待の疑いのある事案並びに、児童福祉法第27条第1項第3号の措置を解除しようとする場合、若しくは同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を解除しようとする場合は、その旨の情報をこども家庭センター及び区役所、支所において適切に共有し、それぞれが管理する情報に差異が生じないように必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、虐待の事案及び虐待の疑いのある事案については、当該こども及び保護者の情報について警察との適切な情報共有に努めなければならない。
- 3 市は、こどもの安全の確保及び自立支援することを目的として、必要に応じて当該虐待に係るこども又は保護者の氏名、住所、心身の状況その他これらの者に係る情報について、関係機関等と共有することができる。
- 4 前項の規定に基づき情報を得た者は、正当な理由なく、他のものに当該情報を漏らしてはならない。

(虐待を受けたこどもに対する保護及び支援等)

- 第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けたこどもに対し、心身の健全な発達を促進するため、こどもの意思を尊重しつつ、適切な保護及び支援、並びに、自立に向けた指導及び援助を行うよう努めなければならない。
- 2 市は、虐待を受けたこどもがその年齢に応じた教育や良好な家庭的環境において養育を受けることができるよう一時保護をする施設等の整備、並びに、里親等の拡充を推進するために必要な支援に努めるものとする。
- 3 市長及び通告受理機関の長は、法第8条第2項に規定する安全の確認もしくは一時保護（以下、「安全確認等」という。）、第8条の2に規定する出頭要求

及び必要な調査または質問（以下、「出頭要求等」）、第9条第1項に規定する立入りもしくは調査もしくは質問（以下、「立入調査等」という。）、第9条の3第1項の規定にする臨検もしくは捜索もしくは同条第2項に規定する調査もしくは質問（以下、「臨検等」という。）に係る権限など法に定める自らの権能を駆使して必要な措置を講じ、こどもの命を守らなければならない。

- 4 市長及びこども家庭センター長は、前項に定める安全確認等、出頭要求等、立入検査等、または臨検等の執行に際して、必要があると認めるときは、法第10条に規定する警察への援助要請等の実施について検討しなければならない。

(犯罪性の検討)

第12条 市長及び通告受理機関の長は、虐待は許さないという理念のもと、家庭の事情には配慮しつつ、犯罪性のある事案について告発の検討を怠ってはならない。

- 2 こども家庭センターは、弁護士等の専門家の意見を聴取し、虐待の事案について、その犯罪性について検討しなければならない。

(虐待を行った保護者への支援、指導等)

第13条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けたこどもとの良好な関係を再構築するための援助計画のもと、虐待の再発防止の指導その他の支援を行うものとする。

(虐待の防止等に係る体制の整備)

第14条 市は、こども及び保護者への支援を適切に行えるよう、毎年度、こども家庭センター及び各区役所及び支所並びに福祉事務所における虐待の防止に関する取組の状況を把握するとともに検証し、組織の役割、機能分担及び、国が定める職員の配置基準等を踏まえ人員の確保及び施設の整備など必要な体制を整備しなければならない。

- 2 市は、区役所においてこども及び保護者への支援を適切に行うことができるよう、児童福祉法第10条の2に規定する要保護児童等に対する支援拠点としての整備及び職員の研修の徹底に努めなければならない。
- 3 市は、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会が関係機関等と協力、連携し、適切に機能するよう努めなければならない。
- 4 市は、警察及び家庭裁判所との対応を円滑に行うため、法的な知見の強化を図ることを目的に弁護士等の専門的知識を有する者を置く。

(児童虐待防止の推進)

第15条 市は、関係機関等と連携し、虐待を早期に発見することができるよう相談又は通告を容易に行うことができる環境づくりに努めるものとする。

- 2 市は、学校教育の場において、命の大切さ、人権の尊重といった観点から、生徒及びその保護者に対し、児童虐待防止の啓発に取り組むものとする。
- 3 毎年 11 月をこども虐待防止推進月間とし、市及び関係機関等は連携して、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 16 条 市はこどもを虐待から守るための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告及び公表)

第 17 条 市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況について、年次報告として取りまとめ、議会に報告するとともに市民に公表するものとする。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附則

この条例は、平成**年**月**日から施行する。

8. 与党会派検討会 第5回 (10月11日(木))

(仮称) こどもを虐待から守る条例 検討会案 ver.3

こどもは生まれたときから一人の人間としてその権利が保障され、尊重されるべき存在であり、健やかに成長する権利があります。そして、こどもの幸せは、神戸市民全体の幸せであり、希望、願いです。そのためには、地域や社会が保護者に寄り添い、保護者が喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができるよう、社会全体で支援していく必要があります。

こどもへの虐待は、理由の如何に関わらず決して許されず、こどもに対する基本的人権を否定する著しい人権侵害であり、こどもの心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えることを深く認識しなければなりません。

こうした認識の下、神戸市は、市民、行政、並びに地域が一体となって、虐待のない子育てに優しい街を目指すとともに、虐待が起こった時にはそれを決して許さず、厳しい態度で臨むことが求められています。

こどもへの虐待をなくしていくためには、虐待の未然防止、早期発見、早期対応、虐待対応後のこども、保護者等への支援を強化・充実させていく必要があります。

こどもたちの幸せを守り児童虐待を防止するため、全ての神戸市民が一体となって、地域の力でこどもと家庭を支える社会を推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、こどもを虐待から守るための基本理念を定め、神戸市（以下「市」という。）、市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。）、保護者及び近親者、関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待が市内からなくなるよう、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けたこどもの保護その他こどもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、こどもを虐待から守る施策を総合的に推進し、もってこどもの心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「法」という。)第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 近親者 保護者の2親等以内の親族をいう。
- (4) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (5) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関その他こどもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他こどもの福祉に職務上関係のある者をいう。
- (6) 通告受理機関 神戸市児童相談所条例に基づく神戸市こども家庭センター及び、区役所並びに神戸市区役所支所及び出張所設置条例に基づく区役所支所及び、神戸市福祉事務所条例に基づく福祉事務所をいう。

(基本理念)

第3条 虐待はこどもの人権を著しく侵害し、こどもの心身の健やかな成長及び発達並びに人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、何人も虐待を行ってはならず、また、虐待を許してはならない。

2 虐待への対応は、こどもの利益に最大限の配慮を行わなければならない。

3 市、市民、保護者及び関係機関等は、次世代を担うすべてのこども一人ひとりが尊重され、虐待がなく、こどもたちが健やかに成長することができる社会の実現をめざして、総力を挙げて取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、虐待を防止並びに予防するため、子育て家庭が孤立することのない地域社会の形成に向け、虐待の未然防止のための取り組みや子育てに係る心身の負担を軽減する事業などの子育てに役立つ施策を推進するとともに、こどもが安心して育つことができるよう、環境の整備に努めなければならない。

- 2 市は、こども家庭センター、区役所及び関係機関等の連携を強化し、虐待の未然防止や早期発見及び支援の充実に努めなければならない。
- 3 市は、虐待を受けたこどもの保護及び自立の支援を専門的知識に基づきより迅速で適切に行うことができるよう、こども家庭センター及び区役所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員その他虐待を受けたこどもの保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び拡充に努めるとともに、研修等の必要な措置を講じて、虐待に関する専門的な知識を有する職員の育成に努めなければならない。
- 4 市は、虐待を防止するため、虐待の通告義務や市が実施する子育て支援策等について必要な広報その他の啓発活動を行わなければならない。
- 5 市は、こども及び保護者への適切な支援が行えるよう、関係機関等の取り組みに対する支援に努めなければならない。
- 6 市は、虐待を受けたこどもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び検証を行い、その検証に従い対策を講じるものとする。
- 7 市は、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けたこどものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待防止しに果たすべき役割、その他虐待の防止のために必要な事項についての調査研究を行うものとする。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、こどもを虐待から守り、虐待のない子育てしやすいまちづくりを進めるため、市の施策及び関係機関等の取組みに積極的に協力するとともに、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。
- 2 市民は、虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告しなければならない。
 - 3 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域においてこども及び保護者を見守り、かつ、こども及び保護者への声かけ等を行うことを通じて、こども及び保護者との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。

(保護者及び近親者の責務)

- 第6条 保護者は、虐待を決して行ってはならない。虐待が正当化されることではないことを認識し、こどものしつけに際して、身体的もしくは精神的苦痛を与えぬよう、人権に配慮し、こどもの心身の健やかな成長及び発達を図るよう努めなければならない。
- 2 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、自らが子育てについての第一義的責任を有することを自覚し、こどもに愛情を持って接するとともに、年齢に応じた配慮をしながら健全な養育に努めなければならない。

- 3 保護者は、子育ての支援等が必要となった場合、子育て支援事業を利用するとともに、地域活動等へ積極的に参加することにより、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
- 4 保護者は、市長、通告受理機関又は関係機関等による調査に協力し、指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行うよう努めなければならない。
- 5 近親者は、保護者の子育てに積極的に協力し、こどもの健全育成の支援に努めなければならない。
- 6 近親者は、虐待の事案及び虐待の疑いのある事案について、通告受理機関等と連携をして、こどもの安全確保に努めなければならない。

(関係機関等の責務)

- 第7条 関係機関等は、自らがすべてのこどもの心身の健やかな成長に資する職務を担っていることを自覚し、市が実施する虐待の予防のための施策の推進に協力するよう努めなければならない。
- 2 関係機関等は、その専門的知識及び経験を生かして、こどもを虐待から守るため、虐待の未然防止や虐待の早期発見のための取組みを行うよう努めとともに、こどもが地域において安心・安全に生活できるよう支援に努めなければならない。
 - 3 関係機関等は、虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告するとともに、通告受理機関による調査や適切な保護や支援等に協力するよう努めなければならない。
 - 4 関係機関等は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、職員に対して必要な知識の修得が可能となるよう研修等の機会を設けるよう努めなければならない。
 - 5 関係機関等は、こども及び保護者に対して、子育て支援にかかる事業等多様な機会を通じ、子育ての相談に応じたり、虐待の防止に係る啓発等に努めなければならない。

(市長の責務)

- 第8条 市長は通告受理機関から定期的に虐待に関する報告を受けるとともに、重大な事案については速やかに把握するとともに、こども家庭センター長に対して適切な助言をしなければならない。
- 2 市長が重大と認めた事案については、市会への報告をしなければならない。

(母子保健施策等との連携)

- 第9条 市は、母子保健事業を通じて、子育て家庭が安心して子育てができるよう支援し、家庭の状況に応じた必要な対応に努めなければならない。
- 2 市は、母子保健事業を通じて、虐待の予防及び早期発見に努めるとともに、市民、関係機関等及び警察と連携を図り、虐待に関する対応を適切に行わな

ればならない。

- 3 こどもに関わる医療機関や学校等は、支援を必要とする妊婦や要保護児童の情報を把握した場合は、市への情報提供を行うなど、市との連携を強化し、虐待の未然防止に努めるものとする。

(情報の共有)

- 第 10 条 市は、虐待の事案及び虐待の疑いのある事案並びに、児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の措置を解除しようとする場合、若しくは同法第 33 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による一時保護を解除しようとする場合は、その旨の情報をこども家庭センター及び区役所、支所において適切に共有し、それぞれが管理する情報に差異が生じないように必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、虐待の事案及び虐待の疑いのある事案については、当該こども及び保護者の情報について警察との適切な情報共有に努めなければならない。
- 3 市は、こどもの安全の確保及び自立支援することを目的として、必要に応じて当該虐待に係るこども又は保護者の氏名、住所、心身の状況その他これらの者に係る情報について、関係機関等と共有することができる。
- 4 前項の規定に基づき情報を得た者は、正当な理由なく、他のものに当該情報を漏らしてはならない。
- 5 通告受理機関は、虐待の事案及び虐待の疑いのある事案のこども及びその保護者が転入又は転出した場合、転入又は転出にかかる地方公共団体と当該こども及びその保護者を支援するために必要な情報を共有するなど、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(虐待を受けたこどもに対する保護及び支援等)

- 第 11 条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けたこどもに対し、心身の健全な発達を促進するため、こどもの意思を尊重しつつ、適切な保護及び支援、並びに、自立に向けた指導及び援助を行うよう努めなければならない。
- 2 市は、虐待を受けたこどもがその年齢に応じた教育や良好な家庭的環境において養育を受けることができるよう一時保護をする施設等の整備、並びに、里親等の拡充を推進するために必要な支援に努めるものとする。
- 3 市長及び通告受理機関の長は、法第 8 条第 2 項に規定する安全の確認もしくは一時保護（以下、「安全確認等」という。）、第 8 条の 2 に規定する出頭要求及び必要な調査または質問（以下、「出頭要求等」）、第 9 条第 1 項に規定する立入りもしくは調査もしくは質問（以下、「立入調査等」という。）、第 9 条の 3 第 1 項の規定にする臨検もしくは捜索もしくは同条第 2 項に規定する調査もしくは質問（以下、「臨検等」という。）に係る権限など法に定める自らの権能を駆使して必要な措置を講じ、こどもの命を守らなければならない。
- 4 市長及びこども家庭センター長は、前項に定める安全確認等、出頭要求等、立入検査等、または臨検等の執行に際して、必要があると認めるときは、法第

10条に規定する警察への援助要請等の実施について検討しなければならない。

(犯罪性の検討)

第12条 市長及び通告受理機関の長は、虐待は許さないという理念のもと、家庭の事情には配慮しつつ、犯罪性のある事案について告発の検討を怠ってはならない。

2 こども家庭センターは、弁護士等の専門家の意見を聴取し、虐待の事案について、その犯罪性について検討しなければならない。

(虐待を行った保護者への支援、指導等)

第13条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けたこどもとの良好な関係を再構築するための援助計画のもと、虐待の再発防止の指導その他の支援を行うものとする。

(虐待の防止等に係る体制の整備)

第14条 市は、こども及び保護者への支援を適切に行えるよう、毎年度、こども家庭センター及び各区役所及び支所並びに福祉事務所における虐待の防止に関する取組の状況を把握するとともに検証し、組織の役割、機能分担及び、国が定める職員の配置基準等を踏まえ人員の確保及び施設の整備など必要な体制を整備しなければならない。

2 市は、区役所においてこども及び保護者への支援を適切に行うことができるよう、児童福祉法第10条の2に規定する要保護児童等に対する支援拠点としての整備及び職員の研修の徹底に努めなければならない。

3 市は、児童福祉法第25条の2に規定する要保護児童対策地域協議会が関係機関等と協力、連携し、適切に機能するよう努めなければならない。

4 市は、警察及び家庭裁判所との対応を円滑に行うため、法的な知見の強化を図ることを目的に弁護士等の専門的知識を有する者を置く。

(児童虐待防止の推進)

第15条 市は、関係機関等と連携し、虐待を早期に発見することができるよう相談又は通告を容易に行うことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市は、学校教育の場において、命の大切さ、人権の尊重といった観点から、生徒及びその保護者に対し、児童虐待防止の啓発に取り組むものとする。

3 毎年11月をこども虐待防止推進月間とし、市及び関係機関等は連携して、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 16 条 市はこどもを虐待から守るための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告及び公表)

第 17 条 市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況について、年次報告として取りまとめ、議会に報告するとともに市民に公表するものとする。

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。

附則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

9. 与党会派検討会 第6回 (11月7日(水))

(仮称) 子どもを虐待から守る条例 (案) 比較表

検討会案 ver.3 の案	法制チェック案	コメント
<p>(仮称) 子どもを虐待から守る条例</p> <p>子どもは生まれたときから一人の人間としてその権利が保障され、尊重されるべき存在であり、健やかに成長する権利があります。そして、神戸市民全体の幸せであり、希望、願いでもある子どもの幸せの実現のためには、保護者が喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができるよう、社会全体で支援していく必要があります。</p> <p>子どもへの虐待は、子どもの基本的な人権を否定する著しい人権侵害であり、子どもの心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるもので、理由の如何に関わらず決して許されません。</p> <p>こうした認識の下、神戸市は、市民、行政、並びに地域が一体となって、虐待のない子育てに優しい街を目指すとともに、虐待が起こった時にはそれを決して許さず、厳しい態度で臨むことが求められています。</p> <p>子どもへの虐待をなくしていくためには、虐待の未然防止、早期発見、早期対応、虐待対応後の子ども、保護者等への支援を強化・充実させていく必要があります。</p> <p>子どもたちの幸せを守り児童虐待を防止するため、全ての神戸市民が一体となって、地域の力で子どもと家庭を支える社会を推進するため、この条例を制定する。</p>	<p>(仮称) 神戸市子どもを虐待から守る条例</p> <p>子どもは生まれた時から一人の人間としてその権利が保障され、尊重されるべき存在であり、健やかに成長する権利がある。そして、神戸市民全体の幸せであり、希望、願いでもある子どもの幸せの実現のためには、保護者が喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができるよう、社会全体で支援していく必要があるある。</p> <p>子どもへの虐待は、子どもの基本的な人権を否定する著しい人権侵害であり、子どもの心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるもので、理由の如何に関わらず決して許されない。</p> <p>こうした認識の下、神戸市は、市民、行政及び地域が一体となって、虐待のない子育てに優しい街を目指すとともに、虐待が起こった時にはそれを決して許さず、厳しい態度で臨むことが求められているある。</p> <p>子どもへの虐待をなくしていくためには、虐待の未然防止、早期発見、早期対応、虐待対応後の子ども、保護者等への支援を強化・充実させていく必要があるある。</p> <p>子どもたちの幸せを守り児童虐待を防止するため、全ての神戸市民が一体となって、地域の力で子どもと家庭を支える社会を推進するため、この条例を制定する。</p> <div data-bbox="1308 1220 1804 1566" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 20px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">＜凡 例＞</p> <p>黒 色：第5回検討会時点の文言</p> <p>赤 色：法制チェックにより修正した箇所</p> <p>青 色：当局の要望により修正した箇所</p> </div>	<p>名称</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の名称に「神戸市」を追加 <p>前文</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「です ます 調」を「である 調」に統一 ・文言の軽微な修正

検討会案 ver.3の案	法制チェック案	コメント
理念条項	理念条項	
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子どもを虐待から守るための基本理念を定め、神戸市（以下「市」という。）、市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。）、保護者及び近親者、関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待が市内からなくなるよう、虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた子どもの保護その他子どもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子どもを虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子どもの心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、子どもを虐待から守るための基本理念を定め、神戸市（以下「市」という。）、市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。）、保護者及び近親者、関係機関等の責務を明らかにするとともに、市内から虐待がなくなるよう、虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けた子どもの保護その他子どもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、子どもを虐待から守る施策を総合的に推進し、もって子どもの心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。</p>	
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「法」という。)第2条に規定する児童をいう。</p> <p>(2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。</p> <p>(3) 近親者 保護者の2親等以内の親族をいう。</p> <p>(4) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。</p> <p>(5) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。</p> <p>(6) 通告受理機関 神戸市児童相談所条例に基づく神戸市子ども家庭センター及び、区役所並びに神戸市区役所支所及び出張所設置条例に基づく区役所支所及び、神戸市福祉事務所条例に基づく福祉事務所をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「法」という。)第2条に規定する児童をいう。</p> <p>(2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。</p> <p>(3) 近親者 保護者の2親等以内の親族をいう。</p> <p>(4) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。</p> <p>(5) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。</p> <p>(6) 通告受理機関 神戸市児童相談所条例(昭和39年3月条例第70号)に基づく神戸市子ども家庭センター(以下「子ども家庭センター」という。)、区役所(神戸市区の事務所の名称、位置及び所管区域等に関する条例(昭和25年3月条例第164号)に規定する区の事務所をいう。以下同じ。)、神戸市区役所支所及び出張所設置条例(平成29年3月条例第47号)に基づく区役所支所(以下「支所」という。)並びに神戸市福祉事務所条例(昭和26年10月条例第68号)に基づく福祉事務所をいう。</p>	

検討会案 ver.3の案	法制チェック案	コメント
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 虐待はこどもの人権を著しく侵害し、こどもの心身の健やかな成長及び発達並びに人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、何人も虐待を行ってはならず、また、虐待を許してはならない。</p> <p>2 虐待への対応は、こどもの利益に最大限の配慮を行わなければならない。</p> <p>3 市、市民、保護者及び関係機関等は、次世代を担うすべてのこども一人ひとりが尊重され、虐待がなく、こどもたちが健やかに成長することができる社会の実現をめざして、総力を挙げて取り組まなければならない。</p>	<p>(基本理念)</p> <p>第3条 虐待は、こどもの人権を著しく侵害し、こどもの心身の健やかな成長及び発達並びに人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、何人も虐待を行い、又は虐待を許してはならない。</p> <p>2 虐待への対応は、こどもの利益に最大限配慮しなければならない。</p> <p>3 市、市民、保護者及び関係機関等は、次世代を担う全てのこども一人一人が尊重され、及び健やかに成長することができる虐待のない社会の実現を目指し、総力を挙げて取り組まなければならない。</p>	

検討会案 ver.3 の案	法制チェック案	コメント
原則条項	原則条項	
<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、虐待を防止並びに予防するため、子育て家庭が孤立することのない地域社会の形成に向け、虐待の未然防止のための取り組みや子育てに係る心身の負担を軽減する事業などの子育てに役立つ施策を推進するとともに、子どもが安心して育つことができるよう、環境の整備に努めなければならない。</p> <p>2 市は、子ども家庭センター、区役所及び関係機関等の連携を強化し、虐待の未然防止や早期発見及び支援の充実に努めなければならない。</p> <p>3 市は、虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援を専門的知識に基づきより迅速で適切に行うことができるよう、子ども家庭センター及び区役所の職員並びに学校の教職員、児童福祉施設の職員その他虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援の職務に携わる者の大材の確保及び拡充に努めるとともに、研修等の必要な措置を講じて、虐待に関する専門的な知識を有する職員の育成に努めなければならない。</p> <p>4 市は、虐待を防止するため、虐待の通告義務や市が実施する子育て支援策等について必要な広報その他の啓発活動を行わなければならない。</p> <p>5 市は、子ども及び保護者への適切な支援が行えるよう、関係機関等の取り組みに対する支援に努めなければならない。</p> <p>6 市は、虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び検証を行い、その検証に従い対策を講じるものとする。</p> <p>7 市は、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けた子どものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待防止に果たすべき役割、その他虐待の防止のために必要な事項についての調査研究を行うものとする。</p>	<p>(市の責務)</p> <p>第4条 市は、虐待の防止及び予防のため、子育て家庭が孤立することのない地域社会の形成に向け、虐待の未然防止及び早期発見のための取組、子育てに係る心身の負担を軽減する事業その他の子育てに役立つ施策を推進するとともに、子どもが安心して成長できるよう、環境の整備に努めなければならない。</p> <p>2 市は、子ども家庭センター、区役所及び関係機関等の連携を強化し、虐待の未然防止、早期発見及び支援の充実に努めなければならない。</p> <p>3 市は、専門的知識に基づき虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援をより迅速かつ適切に行うことができるよう、子ども家庭センター及び区役所の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他虐待を受けた子どもの保護及び自立の支援を行う職務に携わる者の確保及び体制の拡充に努めるとともに、研修その他の必要な措置を講じ、虐待に関する専門的な知識を有する職員の育成に努めなければならない。</p> <p>4 市は、虐待を防止するため、虐待に係る通告義務及び市が実施する子育て支援策等について必要な広報その他の啓発活動を行わなければならない。</p> <p>5 市は、関係機関等が子ども及び保護者への適切な支援を行えるよう、関係機関等の取組を支援するよう努めなければならない。</p> <p>6 市は、虐待を受けた子どもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び検証を行うとともに、当該検証に基づき必要な対策を講ずるものとする。</p> <p>7 市は、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けた子どものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待防止に果たすべき役割その他虐待の防止のために必要な事項についての調査研究を行うものとする。</p>	<p>文言の並び替え</p> <p>第5項 子ども及び保護者の支援をする主語（関係機関等）を追記。</p>

検討会案 ver.3 の案	法制チェック案	コメント
<p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、子どもを虐待から守り、虐待のない子育てしやすいまちづくりを進めるため、市の施策及び関係機関等の取組みに積極的に協力するとともに、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告しなければならない。</p> <p>3 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解し、地域において子ども及び保護者を見守り、かつ、子ども及び保護者への声かけ等を行うことを通じ、子ども及び保護者との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。</p>	<p>(市民の責務)</p> <p>第5条 市民は、子どもを虐待から守り、虐待のない子育てしやすいまちづくりを進めるため、市の施策及び関係機関等の取組みに積極的に協力するとともに、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告しなければならない。</p> <p>3 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解するとともに、地域において子ども及び保護者（以下この項において「子ども等」という。）を見守り、及び子ども等への声かけ等を行うことを通じ、子ども等との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。</p>	
<p>(保護者及び近親者の責務)</p> <p>第6条 保護者は、虐待を決して行ってはならない。虐待が正当化されることではないことを認識し、子どものしつけに際して、身体的もしくは精神的苦痛を与えぬよう、人権に配慮し、子どもの心身の健やかな成長及び発達を図るよう努めなければならない。</p> <p>2 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、自らが子育てについての第一義的責任を有することを自覚し、子どもに愛情を持って接するとともに、年齢に応じた配慮をしながら健全な養育に努めなければならない。</p> <p>3 保護者は、子育ての支援等が必要となった場合、子育て支援事業を利用するとともに、地域活動等へ積極的に参加することにより、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。</p> <p>4 保護者は、市長、通告受理機関又は関係機関等による調査に協力し、指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行うよう努めなければならない。</p> <p>5 近親者は、保護者の子育てに積極的に協力し、子どもの健全育成の支援に努めなければならない。</p> <p>6 近親者は、虐待の事案及び虐待の疑いのある事案について、通告受理機関等と連携をし、子どもの安全確保に努めなければならない。</p>	<p>(保護者及び近親者の責務)</p> <p>第6条 保護者は、虐待を行ってはならない。</p> <p>2 保護者は、虐待が正当化されないことを認識するとともに、しつけに際して子どもに身体的又は精神的苦痛を与えることのないよう、子どもの人権に配慮し、及び子どもの心身の健やかな成長及び発達を図るよう努めなければならない。</p> <p>3 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、自らが子育てについての第一義的責任を有することを自覚し、及び子どもに愛情を持って接するとともに、年齢に応じた配慮をしながら子どもの健全な養育に努めなければならない。</p> <p>4 保護者は、子育ての支援等が必要となった場合、子育て支援事業を利用するとともに、地域活動等へ積極的に参加することにより、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。</p> <p>5 保護者は、市長、通告受理機関又は関係機関等による調査に協力するとともに、市又は関係機関等から指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行うよう努めなければならない。</p> <p>6 近親者は、保護者の子育てに積極的に協力し、子どもの健全育成の支援に努めなければならない。</p> <p>7 近親者は、虐待の事案又は虐待の疑いのある事案について、通告受理機関等と連携し、子どもの安全確保に努めなければならない。</p>	<p>第1項 1項の前段と後段では規定しづらい内容だったので、後半部分を2項に規定。</p> <p>「決して…してはならない」は、法律や条例の用語として使用例が見当たらないので、「決して」を削除。「○○してはならない」で行為の禁止になる。</p> <p>第5項 指導、助言、支援を行う主体を追記。</p>

検討会案 ver.3 の案	法制チェック案	コメント
<p>(関係機関等の責務)</p> <p>第7条 関係機関等は、自らがすべてのこどもの心身の健やかな成長に資する職務を担っていることを自覚し、市が実施する虐待の予防のための施策の推進に協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 関係機関等は、その専門的知識及び経験を生かし、こどもを虐待から守るため、虐待の未然防止や虐待の早期発見のための取組みを行うよう努めとともに、こどもが地域において安心・安全に生活できるよう支援に努めなければならない。</p> <p>3 関係機関等は、虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告するとともに、通告受理機関による調査や適切な保護や支援等に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 関係機関等は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、職員に対して必要な知識の修得が可能となるよう研修等の機会を設けるよう努めなければならない。</p> <p>5 関係機関等は、こども及び保護者に対して、子育て支援にかかる事業等多様な機会を通じ、子育ての相談に応じたり、虐待の防止に係る啓発等に努めなければならない。</p>	<p>(関係機関等の責務)</p> <p>第7条 関係機関等は、自らが全てのこどもの心身の健やかな成長に資する職務を担っていることを自覚し、市が実施する虐待の予防及び早期発見のための施策の推進に協力するよう努めなければならない。</p> <p>2 関係機関等は、その専門的知識及び経験を生かし、こどもを虐待から守るため、虐待の未然防止及び早期発見のための取組を行うよう努めるとともに、こどもが地域において安心かつ安全に生活できるようこども及び保護者の支援に努めなければならない。</p> <p>3 関係機関等は、虐待を受けたと思われるこども又は支援を必要とする妊産婦を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告するとともに、通告受理機関による調査、適切な保護、虐待の未然防止及び支援等に協力するよう努めなければならない。</p> <p>4 関係機関等は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、職員が必要な知識を修得できるよう、職員に対する研修等の機会を設けるよう努めなければならない。</p> <p>5 関係機関等は、子育て支援事業等多様な機会を通じ、広く子育ての相談に応じるとともに、市民に対し広く虐待の防止に係る啓発等を行うよう努めなければならない。</p>	<p>第2項 支援の対象を追記。</p> <p>第3項 9条第3項の内容を加え統合した。</p> <p>第5項 「こどもから子育て相談を受ける」との意味になってしまうので「こども及び保護者に対して」を削除。 子育て相談は保護者からに限らず広く受けるようにしたいこと、虐待防止の啓発も対保護者に限らず行うようにしたいとの制定意図をふまえ、対象者を保護者に限定しない書き方にした。</p>
<p>(市長の責務)</p> <p>第8条 市長は通告受理機関から定期的に虐待に関する報告を受けるとともに、重大な事案については速やかに把握するとともに、こども家庭センター長に対して適切な助言をしなければならない。</p> <p>2 市長が重大と認めた事案については、市会への報告をしなければならない。</p>	<p>(市長の責務)</p> <p>第8条 市長は、通告受理機関の長から定期的に虐待の事案に関する報告を受けるとともに、当該事案のうち市長が重大と認めたものについて速やかに対応状況を把握し、及びこども家庭センター長に対して適切な助言をしなければならない。</p> <p>2 市長は、重大と認めた事案について、市会へ報告しなければならない。</p>	

検討会案 ver.3 の案	法制チェック案	コメント
制度条項	制度条項	
<p>(母子保健施策等との連携)</p> <p>第9条 市は、母子保健事業を通じ、子育て家庭が安心して子育てができるよう支援し、家庭の状況に応じた必要な対応に努めなければならない。</p> <p>2 市は、母子保健事業を通じて、虐待の予防及び早期発見に努めるとともに、市民、関係機関等及び警察と連携を図り、虐待に関する対応を適切に行わなければならない。</p> <p>3 子どもに関わる医療機関や学校等は、支援を必要とする妊婦や要保護児童の情報を把握した場合は、市への情報提供を行うなど、市との連携を強化し、虐待の未然防止に努めるものとする。</p>	<p>(母子保健施策等との連携)</p> <p>第9条 市は、母子保健事業を通じ、子育て家庭が安心して子育てができるよう支援し、家庭の状況に応じて必要な対応を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、母子保健事業を通じて、虐待の予防及び早期発見に努めるとともに、市民、関係機関等及び警察と連携を図り、虐待に適切に対応しなければならない。</p> <p>3 7条第3項に集約</p>	
<p>(情報の共有)</p> <p>第10条 市は、虐待の事案及び虐待の疑いのある事案並びに、児童福祉法第27条第1項第3号の措置を解除しようとする場合、若しくは同法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護を解除しようとする場合は、その旨の情報を子ども家庭センター及び区役所、支所において適切に共有し、それぞれが管理する情報に差異が生じないよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>2 市は、虐待の事案及び虐待の疑いのある事案については、当該子ども及び保護者の情報について警察との適切な情報共有に努めなければならない。</p> <p>3 市は、子どもの安全の確保及び自立支援することを目的として、必要に応じて当該虐待に係る子ども又は保護者の氏名、住所、心身の状況その他これらの者に係る情報について、関係機関等と共有することができる。</p> <p>4 前項の規定に基づき情報を得た者は、正当な理由なく、他のものに当該情報を漏らしてはならない。</p> <p>5 通告受理機関は、虐待の事案及び虐待の疑いのある事案の子ども及びその保護者が転入又は転出した場合、転入又は転出にかかる地方公共団体と当該子ども及びその保護者を支援するために必要な情報を共有するなど、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>(情報の共有等)</p> <p>第10条 市は、次の各号に掲げる場合には、当該事案の情報を通告受理機関において適切に共有し、各通告受理機関が管理する情報に差異が生じないよう必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(1) 虐待の事案又は虐待の疑いのある事案を把握した場合</p> <p>(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の措置を解除しようとする場合</p> <p>(3) 児童福祉法第33条第1項又は第2項の規定による一時保護を解除しようとする場合</p> <p>2 市は、前項第1号に規定する事案について、当該事案に係る子ども及び保護者の情報を警察と適切に共有するよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、子どもの安全確保及び自立支援を目的として、必要に応じて、第1項第1号に規定する事案に係る子ども又は保護者の氏名、住所、心身の状況その他これらの者に係る情報を関係機関等と共有することができる。</p> <p>4 前項の規定に基づき情報を得た者は、正当な理由がなく、第1項第1号に規定する事案に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。</p> <p>5 通告受理機関は、第1項第1号に規定する事案に係る子ども又はその保護者が転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の転入をいう。）をし、又は転出（同法第24条の転出をいう。）をした場合、転入又は転出に係る地方公共団体と当該子ども又はその保護者を支援するために必要な情報を共有するなどの必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>見出し 第4項に守秘義務を規定するので、見出しに「等」を追加。</p> <p>第1項 書き方を整理するため号形式に。</p> <p>第4項 法律で見られる守秘義務の規定の仕方に合わせて調整。</p> <p>第5項 虐待事案の子どものみ、保護者のみの転入・転出の場合でも情報共有することを想定し、「子ども及びその保護者が」→「子ども又はその保護者が」とした。</p>

検討会案 ver.3 の案	法制チェック案	コメント
<p>(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援等)</p> <p>第 11 条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けた子どもに対し、心身の健全な発達を促進するため、子どもの意思を尊重しつつ、適切な保護及び支援、並びに、自立に向けた指導及び援助を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、虐待を受けた子どもがその年齢に応じた教育や良好な家庭的環境において養育を受けることができるよう一時保護をする施設等の整備、並びに、里親等の拡充を推進するために必要な支援に努めるものとする。</p> <p>3 市長及び通告受理機関の長は、法第 8 条第 2 項に規定する安全の確認もしくは一時保護（以下、「安全確認等」という。）、第 8 条の 2 に規定する出頭要求及び必要な調査または質問（以下、「出頭要求等」）、第 9 条第 1 項に規定する立入りもしくは調査もしくは質問（以下、「立入調査等」という。）、第 9 条の 3 第 1 項の規定にする臨検もしくは捜索もしくは同条第 2 項に規定する調査もしくは質問（以下、「臨検等」という。）に係る権限など法に定める自らの権能を駆使して必要な措置を講じ、子どもの命を守らなければならない。</p> <p>4 市長及び子ども家庭センター長は、前項に定める安全確認等、出頭要求等、立入検査等、または臨検等の執行に際して、必要があると認めるときは、法第 10 条に規定する警察への援助要請等の実施について検討しなければならない。</p>	<p>(虐待を受けた子どもに対する保護及び支援等)</p> <p>第 11 条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けた子どもの心身の健全な発達を促進するため、当該子どもの意思を尊重しつつ、当該子どもに対し適切な保護及び支援を実施し、及び自立に向けた指導及び援助を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、虐待を受けた子どもが良好な家庭的環境において養育を受け、及びその年齢に応じた教育を受けることができるよう、一時保護をする施設等を整備し、及び里親等の拡充を推進するために必要な支援に努めるものとする。</p> <p>3 福祉事務所長は、法第 8 条第 1 項に規定する安全の確認を行うための措置その他の法に規定する権限を行使し、子どもの命を守るために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>4 子ども家庭センター長は、法第 8 条第 2 項に規定する安全の確認を行うための措置又は同項第 1 号に規定する一時保護（以下「安全確認等」という。）その他の法に規定する権限を行使し、子どもの命を守るために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 市長は、法第 8 条の 2 に規定する出頭要求及び必要な調査又は質問（以下「出頭要求等」という。）、法第 9 条第 1 項に規定する立入り及び必要な調査又は質問（以下「立入調査等」という。）、法第 9 条の 2 第 1 項に規定する出頭要求及び必要な調査又は質問（以下「再出頭要求等」という。）、法第 9 条の 3 第 1 項に規定する臨検又は捜索及び同条第 2 項に規定する必要な調査又は質問（以下「臨検等」という。）その他の法に規定する権限を行使し、子どもの命を守るために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 子ども家庭センター長は、第 4 項に規定する安全確認等を行う場合において、必要があると認めるときは、法第 10 条に規定する警察署長に対する援助要請の実施について検討しなければならない。市長が、前項に規定する立入調査等又は臨検等を行う場合についても、同様とする。</p>	<p>第 3 項 福祉事務所長に関する法 8 条 1 項の規定を追加。</p> <p>福祉事務所長、子ども家庭センター長、市長が行使する法の権限を分けて規定することとし、3 項は福祉事務所長のみ、4 項は子ども家庭センター長のみ、5 項は市長のみの権限を規定した。</p> <p>第 4 項 子ども家庭センター長が行使する法の権限を 4 項に独立させた。</p> <p>第 5 項 市長が行使する法の権限を 4 項に独立させた。 法 9 条の 2 第 1 項（再出頭要求及び調査・質問）を追加した。</p> <p>第 6 項 子ども家庭センター長が警察署長へ援助要請するときと市長が警察署長へ援助要請するときを分けて規定した。 法 10 条の援助要請には、出頭要求は含まれていないので削除した。</p>

検討会案 ver.3 の案	法制チェック案	コメント
<p>(犯罪性の検討)</p> <p>第 12 条 市長及び通告受理機関の長は、虐待は許さないという理念のもと、家庭の事情には配慮しつつ、犯罪性のある事案について告発の検討を怠ってはならない。</p> <p>2 こと家庭センターは、弁護士等の専門家の意見を聴取し、虐待の事案について、その犯罪性について検討しなければならない。</p>	<p>(犯罪性の検討)</p> <p>第 12 条 市長及び通告受理機関の長は、第 3 条第 1 項の理念に基づき、家庭の事情に配慮しつつ、犯罪性のある事案について告発の検討を怠ってはならない。</p> <p>2 こと家庭センター長は、虐待の事案について、弁護士等の専門家の意見を聴取し、当該事案の犯罪性の有無について検討しなければならない。</p>	<p>第 2 項 第 1 項との比較で、主語は「…センター長」と規定</p>
<p>(虐待を行った保護者への支援、指導等)</p> <p>第 13 条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者に対し、その虐待を受けたこととの良好な関係を再構築するための援助計画のもと、虐待の再発防止の指導その他の支援を行うものとする。</p>	<p>(虐待を行った保護者への支援、指導等)</p> <p>第 13 条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者と当該保護者から虐待を受けたこととの良好な関係を再構築するための援助計画を作成するとともに、当該援助計画に基づき、当該保護者に対して虐待の再発防止の指導その他の支援を行うものとする。</p>	<p>書き方の調整</p>
<p>(虐待の防止等に係る体制の整備)</p> <p>第 14 条 市は、子ども及び保護者への支援を適切に行えるよう、毎年度、こと家庭センター及び各区役所及び支所並びに福祉事務所における虐待の防止に関する取組の状況を把握するとともに検証し、組織の役割、機能分担及び、国が定める職員の配置基準等を踏まえ人員の確保及び施設の整備など必要な体制を整備しなければならない。</p> <p>2 市は、区役所において子ども及び保護者への支援を適切に行うことができるよう、児童福祉法第 10 条の 2 に規定する要保護児童等に対する支援拠点としての整備及び職員の研修の徹底に努めなければならない。</p> <p>3 市は、児童福祉法第 25 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会が関係機関等と協力、連携し、適切に機能するよう努めなければならない。</p> <p>4 市は、警察及び家庭裁判所との対応を円滑に行うため、法的な知見の強化を図ることを目的に弁護士等の専門的知識を有する者を置く。</p>	<p>(虐待の防止等に係る体制の整備)</p> <p>第 14 条 市は、子ども及び保護者への支援を適切に行えるよう、毎年度、通告受理機関における虐待の防止に関する取組の状況を把握し、及び検証するとともに、組織の役割及び機能分担並びに国が定める職員の配置基準等を踏まえ、人員の確保、施設の整備その他の虐待の防止に必要な体制を整備しなければならない。</p> <p>2 市は、区役所において子ども及び保護者の支援を適切に行うことができるよう、支援を行うための拠点として区役所を整備し、及び職員の研修を徹底するよう努めなければならない。</p> <p>3 市は、児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項に規定する要保護児童対策地域協議会が関係機関等と協力し、連携し、及び適切に機能するよう努めなければならない。</p> <p>4 市は、警察及び家庭裁判所との対応を円滑に行うため、法的な知見の強化を図ることを目的として、弁護士等の専門的知識を有する者を置く。</p>	<p>第 1 項 「こと家庭センター及び各区役所及び支所並びに福祉事務所」は第 2 条第 6 号で「通告受理機関」と定義しているので、記載を合わせた。</p> <p>第 2 項 「こと及び保護者」、「児童福祉法 10 条の 2 に規定する支援拠点（＝児童及び妊産婦）」、「要保護児童」はそれぞれ対象者が異なるため、「児童福祉法第 10 条の 2 に規定する要保護児童等」を削除。</p>

検討会案 ver.3 の案	法制チェック案	コメント
<p>(児童虐待防止の推進) 第 15 条 市は、関係機関等と連携し、虐待を早期に発見することができるよう相談又は通告を容易に行うことができる環境づくりに努めるものとする。 2 市は、学校教育の場において、命の大切さ、人権の尊重といった観点から、生徒及びその保護者に対し、児童虐待防止の啓発に取り組むものとする。</p>	<p>(児童虐待防止の推進) 第 15 条 市は、関係機関等と連携し、虐待を早期に発見することができるよう、相談又は通告を容易に行うことができる環境づくりに努めるものとする。 2 市は、学校教育の場において、命の大切さ及び人権尊重の観点から、子ども及びその保護者に対し、児童虐待防止の啓発に取り組むものとする。</p>	<p>第 2 項 学校教育の対象は市立の小・中・高校であるとの制定意図をふまえ、「生徒」だけでは小学校が対象にならないので、「生徒」→「子ども」に。 虐待防止推進月間の規定は、第 16 条に移動。</p>
<p>3 毎年 11 月を子ども虐待防止推進月間とし、市及び関係機関等は連携して、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。</p>	<p>(虐待防止推進月間) 第 16 条 市民の間に広く虐待の防止等についての関心と理解を深めるため、虐待防止推進月間を設ける。 2 虐待防止推進月間は、11 月とする。 3 市は、関係機関等と連携して、虐待防止推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。</p>	<p>法律で見られる規定の仕方に合わせて文言を補足し、条として独立させた。 第 3 項 事業実施の主体が市と関係機関等の両方の場合には、主語の書き方を変えることになる。</p>
<p>(財政上の措置) 第 16 条 市は子どもを虐待から守るための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>(財政上の措置) 第 17 条 市は、子どもを虐待から守るための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	
<p>(市会への報告及び公表) 第 17 条 市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況について、年次報告として取りまとめ、議会に報告するとともに市民に公表するものとする。</p>	<p>(市会への報告及び公表) 第 18 条 市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況について、年次報告として取りまとめ議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。</p>	
<p>(委任) 第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めるものとする。</p>	<p>(施行細目の委任) 第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</p>	
<p>附則 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p>	<p>附 則 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。</p>	

(仮称)神戸市子どもを虐待から守る条例 法制チェック条例案

子どもは生まれた時から一人の人間としてその権利が保障され、尊重されるべき存在であり、健やかに成長する権利がある。そして、神戸市民全体の幸せであり、希望、願いでもある子どもの幸せの実現のためには、保護者が喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができるよう、社会全体で支援していく必要がある。

子どもへの虐待は、子どもの基本的人権を否定する著しい人権侵害であり、子どもの心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるもので、理由の如何に関わらず決して許されない。

こうした認識の下、神戸市は、市民、行政及び地域が一体となって、虐待のない子育てに優しい街を目指すとともに、虐待が起こった時にはそれを決して許さず、厳しい態度で臨むことが求められている。

子どもへの虐待をなくしていくためには、虐待の未然防止、早期発見、早期対応、虐待対応後の子ども、保護者等への支援を強化・充実させていく必要がある。

子どもたちの幸せを守り児童虐待を防止するため、全ての神戸市民が一体となって、地域の力で子どもと家庭を支える社会を推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、こどもを虐待から守るための基本理念を定め、神戸市（以下「市」という。）、市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。）、保護者及び近親者、関係機関等の責務を明らかにするとともに、市内から虐待がなくなるよう、虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けたこどもの保護その他こどもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより、こどもを虐待から守る施策を総合的に推進し、もってこどもの心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 近親者 保護者の2親等以内の親族をいう。
- (4) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (5) 関係機関等 学校、児童福祉施設、医療機関その他こどもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他こどもの福祉に職務上関係のある者をいう。
- (6) 通告受理機関 神戸市児童相談所条例（昭和39年3月条例第70号）に基づく神戸市こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）、区役所（神戸市区の事務所の名称、位置及び所管区域等に関する条例（昭和25年3月条例第164号）に規定する区の事務所をいう。以下同じ。）、神戸市区役所支所及び出張所設置条例（平成29年3月条例第47号）に基づく区役所支所（以下「支所」という。）並びに神戸市福祉事務所条例（昭和26年10月条例第68号）に基づく福祉事務所をいう。

(基本理念)

第3条 虐待は、こどもの人権を著しく侵害し、こどもの心身の健やかな成長及び発達並びに人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、何人も虐待を行い、又は虐待を許してはならない。

- 2 虐待への対応は、こどもの利益に最大限配慮しなければならない。
- 3 市、市民、保護者及び関係機関等は、次世代を担う全てのこども一人一人が尊重され、及び健やかに成長することができる虐待のない社会の実現を目指し、総力を挙げて取り組まなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、虐待の防止及び予防のため、子育て家庭が孤立することのない地域社会の形成に向け、虐待の未然防止及び早期発見のための取組、子育てに係る心身の負担を軽減する事業その他の子育てに役立つ施策を推進するとともに、こどもが安心して成長できるよう、環境の整備に努めなければならない。
- 2 市は、こども家庭センター、区役所及び関係機関等の連携を強化し、虐待の未然防止、早期発見及び支援の充実に努めなければならない。
- 3 市は、専門的知識に基づき虐待を受けたこどもの保護及び自立の支援をより迅速かつ適切に行うことができるよう、こども家庭センター及び区役所の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他虐待を受けたこどもの保護及び自立の支援を行う職務に携わる者の確保及び体制の拡充に努めるとともに、研修その他の必要な措置を講じ、虐待に関する専門的な知識を有する職員の育成に努めなければならない。
- 4 市は、虐待を防止するため、虐待に係る通告義務及び市が実施する子育て支援策等について必要な広報その他の啓発活動を行わなければならない。
- 5 市は、関係機関等がこども及び保護者への適切な支援を行えるよう、関係機関等の取組を支援するよう努めなければならない。
- 6 市は、虐待を受けたこどもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び検証を行うとともに、当該検証に基づき必要な対策を講ずるものとする。
- 7 市は、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けたこどものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待防止に果たすべき役割その他虐待の防止のために必要な事項についての調査研究を行うものとする。

(市民の責務)

- 第5条 市民は、こどもを虐待から守り、虐待のない子育てしやすいまちづくりを進めるため、市の施策及び関係機関等の取組に積極的に協力するとともに、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。
- 2 市民は、虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告しなければならない。
- 3 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解するとともに、地域においてこども及び保護者（以下この項において「こども等」という。）を見守り、及びこども等への声かけ等を行うことを通じ、こども等との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。

(保護者及び近親者の責務)

- 第6条 保護者は、虐待を行ってはならない。
- 2 保護者は、虐待が正当化されないことを認識するとともに、しつけに際してこどもに身体的又は精神的苦痛を与えることのないよう、こどもの人権に配慮

し、及びこどもの心身の健やかな成長及び発達を図るよう努めなければならない。

- 3 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、自らが子育てについての第一義的責任を有することを自覚し、及びこどもに愛情を持って接するとともに、年齢に応じた配慮をしながらこどもの健全な養育に努めなければならない。
- 4 保護者は、子育ての支援等が必要となった場合、子育て支援事業を利用するとともに、地域活動等へ積極的に参加することにより、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。
- 5 保護者は、市長、通告受理機関又は関係機関等による調査に協力するとともに、市又は関係機関等から指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行うよう努めなければならない。
- 6 近親者は、保護者の子育てに積極的に協力し、こどもの健全育成の支援に努めなければならない。
- 7 近親者は、虐待の事案又は虐待の疑いのある事案について、通告受理機関等と連携し、こどもの安全確保に努めなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、自らが全てのこどもの心身の健やかな成長に資する職務を担っていることを自覚し、市が実施する虐待の予防及び早期発見のための施策の推進に協力するよう努めなければならない。

- 2 関係機関等は、その専門的知識及び経験を生かし、こどもを虐待から守るため、虐待の未然防止及び早期発見のための取組を行うよう努めるとともに、こどもが地域において安心かつ安全に生活できるようこども及び保護者の支援に努めなければならない。
- 3 関係機関等は、虐待を受けたと思われるこども又は支援を必要とする妊産婦を発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告するとともに、通告受理機関による調査、適切な保護、虐待の未然防止及び支援等に協力するよう努めなければならない。
- 4 関係機関等は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、職員が必要な知識を修得できるよう、職員に対する研修等の機会を設けるよう努めなければならない。
- 5 関係機関等は、子育て支援事業等多様な機会を通じ、広く子育ての相談に応じるとともに、市民に対し広く虐待の防止に係る啓発等を行うよう努めなければならない。

(市長の責務)

第8条 市長は、通告受理機関の長から定期的に虐待の事案に関する報告を受けるとともに、当該事案のうち市長が重大と認めたものについて速やかに対応状況を把握し、及びこども家庭センター長に対して適切な助言をしなければならない。

2 市長は、重大と認めた事案について、市会へ報告しなければならない。

(母子保健施策等との連携)

第9条 市は、母子保健事業を通じ、子育て家庭が安心して子育てができるよう支援し、家庭の状況に応じて必要な対応を行うよう努めなければならない。

2 市は、母子保健事業を通じて、虐待の予防及び早期発見に努めるとともに、市民、関係機関等及び警察と連携を図り、虐待に適切に対応しなければならない。

(情報の共有等)

第10条 市は、次の各号に掲げる場合には、当該事案の情報を通告受理機関において適切に共有し、各通告受理機関が管理する情報に差異が生じないように必要な措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の事案又は虐待の疑いのある事案を把握した場合

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の措置を解除しようとする場合

(3) 児童福祉法第33条第1項又は第2項の規定による一時保護を解除しようとする場合

2 市は、前項第1号に規定する事案について、当該事案に係るこども及び保護者の情報を警察と適切に共有するよう努めなければならない。

3 市は、こどもの安全確保及び自立支援を目的として、必要に応じて、第1項第1号に規定する事案に係るこども又は保護者の氏名、住所、心身の状況その他これらの者に係る情報を関係機関等と共有することができる。

4 前項の規定に基づき情報を得た者は、正当な理由がなく、第1項第1号に規定する事案に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 通告受理機関は、第1項第1号に規定する事案に係るこども又はその保護者が転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の転入をいう。）をし、又は転出（同法第24条の転出をいう。）をした場合、転入又は転出に係る地方公共団体と当該こども又はその保護者を支援するために必要な情報を共有するなどの必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(虐待を受けたこどもに対する保護及び支援等)

第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けたこどもの心身の健全な発達を促進するため、当該こどもの意思を尊重しつつ、当該こどもに対し適切な保護及び支援を実施し、及び自立に向けた指導及び援助を行うよう努めなければならない。

2 市は、虐待を受けたこどもが良好な家庭的環境において養育を受け、及びその年齢に応じた教育を受けることができるよう、一時保護をする施設等を整備し、及び里親等の拡充を推進するために必要な支援に努めるものとする。

- 3 福祉事務所長は、法第8条第1項に規定する安全の確認を行うための措置その他の法に規定する権限を行使し、こどもの命を守るために必要な措置を講じなければならない。
- 4 こども家庭センター長は、法第8条第2項に規定する安全の確認を行うための措置又は同項第1号に規定する一時保護（以下「安全確認等」という。）その他の法に規定する権限を行使し、こどもの命を守るために必要な措置を講じなければならない。
- 5 市長は、法第8条の2に規定する出頭要求及び必要な調査又は質問（以下「出頭要求等」という。）、法第9条第1項に規定する立入り及び必要な調査又は質問（以下「立入調査等」という。）、法第9条の2第1項に規定する出頭要求及び必要な調査又は質問（以下「再出頭要求等」という。）、法第9条の3第1項に規定する臨検又は捜索及び同条第2項に規定する必要な調査又は質問（以下「臨検等」という。）その他の法に規定する権限を行使し、こどもの命を守るために必要な措置を講じなければならない。
- 6 こども家庭センター長は、第4項に規定する安全確認等を行う場合において、必要があると認めるときは、法第10条に規定する警察署長に対する援助要請の実施について検討しなければならない。市長が、前項に規定する立入調査等又は臨検等を行う場合についても、同様とする。

（犯罪性の検討）

- 第12条 市長及び通告受理機関の長は、第3条第1項の理念に基づき、家庭の事情に配慮しつつ、犯罪性のある事案について告発の検討を怠ってはならない。
- 2 こども家庭センター長は、虐待の事案について、弁護士等の専門家の意見を聴取し、当該事案の犯罪性の有無について検討しなければならない。

（虐待を行った保護者への支援、指導等）

- 第13条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者と当該保護者から虐待を受けたこどもの良好な関係を再構築するための援助計画を作成するとともに、当該援助計画に基づき、当該保護者に対して虐待の再発防止の指導その他の支援を行うものとする。

（虐待の防止等に係る体制の整備）

- 第14条 市は、こども及び保護者への支援を適切に行えるよう、毎年度、通告受理機関における虐待の防止に関する取組の状況を把握し、及び検証するとともに、組織の役割及び機能分担並びに国が定める職員の配置基準等を踏まえ、人員の確保、施設の整備その他の虐待の防止に必要な体制を整備しなければならない。
- 2 市は、区役所においてこども及び保護者の支援を適切に行うことができるよう、支援を行うための拠点として区役所を整備し、及び職員の研修を徹底する

よう努めなければならない。

- 3 市は、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会が関係機関等と協力し、連携し、及び適切に機能するよう努めなければならない。
- 4 市は、警察及び家庭裁判所との対応を円滑に行うため、法的な知見の強化を図ることを目的として、弁護士等の専門的知識を有する者を置く。

(児童虐待防止の推進)

- 第15条 市は、関係機関等と連携し、虐待を早期に発見することができるよう、相談又は通告を容易に行うことができる環境づくりに努めるものとする。
- 2 市は、学校教育の場において、命の大切さ及び人権尊重の観点から、こども及びその保護者に対し、児童虐待防止の啓発に取り組むものとする。

(虐待防止推進月間)

- 第16条 市民の間に広く虐待の防止等についての関心と理解を深めるため、虐待防止推進月間を設ける。
- 2 虐待防止推進月間は、11月とする。
 - 3 市は、関係機関等と連携して、虐待防止推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

- 第17条 市は、こどもを虐待から守るための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告及び公表)

- 第18条 市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況について、年次報告として取りまとめ議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

(施行細目の委任)

- 第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議員提出第〇号議案

神戸市子どもを虐待から守る条例の件

神戸市子どもを虐待から守る条例を次のように制定する。

平成30年11月〇日提出

提出者 神戸市会議員

〇 〇 〇 〇

神戸市子どもを虐待から守る条例

子どもは生まれた時から一人の人間としてその権利が保障され、尊重されるべき存在であり、健やかに成長する権利がある。そして、神戸市民全体の幸せであり、希望、願いでもある子どもの幸せの実現のためには、保護者が喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができるよう、社会全体で支援していく必要がある。

子どもへの虐待は、子どもの基本的人権を否定する著しい人権侵害であり、子どもの心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるもので、理由の如何に関わらず決して許されない。

こうした認識の下、神戸市は、市民、行政及び地域が一体となって、虐待のない子育てに優しい街を目指すとともに、虐待が起こった時にはそれを決して許さず、厳しい態度で臨むことが求められている。

子どもへの虐待をなくしていくためには、虐待の未然防止、早期発見、早期対応、対応後の子ども、保護者等への支援を強化・充実させていく必要がある。

子どもたちの幸せを守り児童虐待を防止するため、全ての神戸市民が一体となって、地域の力で子どもと家庭を支える社会を推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、子どもを虐待から守るための基本理念を定め、神戸市（以下「市」という。）、市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。）、保護者及び近親者並びに関係機関等の責務を明らかにするとともに、市内から虐待がなくなるよう、虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けた子どもの保護その他子どもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めることに

より，こどもを虐待から守る施策を総合的に推進し，もってこどもの心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 近親者 保護者の2親等以内の親族をいう。
- (4) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (5) 関係機関等 学校，児童福祉施設，医療機関その他こどもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員，児童福祉施設の職員，医師，歯科医師，薬剤師，保健師，助産師，看護師，弁護士その他こどもの福祉に職務上関係のある者をいう。
- (6) 通告受理機関 神戸市児童相談所条例（昭和39年3月条例第70号）に基づく神戸市こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。），区役所（神戸市区の事務所の名称，位置及び所管区域等に関する条例（昭和25年3月条例第164号）に規定する区の事務所をいう。以下同じ。），神戸市区役所支所及び出張所設置条例（平成29年3月条例第47号）に基づく区役所支所（以下「支所」という。）並びに神戸市福祉事務所条例（昭和26年10月条例第68号）に基づく福祉事務所をいう。

(基本理念)

第3条 虐待は，こどもの人権を著しく侵害し，こどもの心身の健やかな成長及び発達並びに人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり，何人も虐待を行い，又は虐待を許してはならない。

2 虐待への対応は，こどもの利益に最大限配慮しなければならない。

3 市，市民，保護者及び関係機関等は，次世代を担う全てのこども一人一人が尊重され，及び健やかに成長することができる虐待のない社会の実現を目指し，総力を挙げて取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、虐待の防止及び予防のため、子育て家庭が孤立することのない地域社会の形成に向け、虐待の未然防止及び早期発見のための取組、子育てに係る心身の負担を軽減する事業その他の子育てに役立つ施策を推進するとともに、こどもが安心して成長できるよう、環境の整備に努めなければならない。

2 市は、こども家庭センター、区役所及び関係機関等の連携を強化し、虐待の未然防止、早期発見及び支援の充実に努めなければならない。

3 市は、専門的知識に基づき虐待を受けたこどもの保護及び自立の支援をより迅速かつ適切に行うことができるよう、こども家庭センター及び区役所の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他虐待を受けたこどもの保護及び自立の支援を行う職務に携わる者の確保及び体制の拡充に努めるとともに、研修その他の必要な措置を講じ、虐待に関する専門的な知識を有する職員の育成に努めなければならない。

4 市は、虐待を防止するため、虐待に係る通告義務及び市が実施する子育て支援策等について必要な広報その他の啓発活動を行わなければならない。

5 市は、関係機関等がこども及び保護者への適切な支援を行えるよう、関係機関等の取組を支援するよう努めなければならない。

6 市は、虐待を受けたこどもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び検証を行うとともに、当該検証に基づき必要な対策を講ずるものとする。

7 市は、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けたこどものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待防止に果たすべき役割その他虐待の防止のために必要な事項についての調査研究を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、こどもを虐待から守り、虐待のない子育てしやすいまちづくりを進めるため、市の施策及び関係機関等の取組に積極的に協力するとともに、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

ない。

2 市民は、虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告しなければならない。

3 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解するとともに、地域においてこども及び保護者（以下この項において「こども等」という。）を見守り、及びこども等への声かけ等を行うことを通じ、こども等との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。

（保護者及び近親者の責務）

第6条 保護者は、虐待を行ってはならない。

2 保護者は、虐待が正当化されないことを認識するとともに、しつけに際してこどもに身体的又は精神的苦痛を与えることのないよう、こどもの人権に配慮し、及びこどもの心身の健やかな成長及び発達を図るよう努めなければならない。

3 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、自らが子育てについての第一義的責任を有することを自覚し、及びこどもに愛情を持って接するとともに、年齢に応じた配慮をしながらこどもの健全な養育に努めなければならない。

4 保護者は、子育ての支援等が必要となった場合、子育て支援事業を利用するとともに、地域活動等へ積極的に参加することにより、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。

5 保護者は、市長、通告受理機関又は関係機関等による調査に協力するとともに、市又は関係機関等から指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行うよう努めなければならない。

6 近親者は、保護者の子育てに積極的に協力し、こどもの健全育成の支援に努めなければならない。

7 近親者は、虐待の事案又は虐待の疑いのある事案について、通告受理機関等と連携し、こどもの安全確保に努めなければならない。

（関係機関等の責務）

第7条 関係機関等は、自らが全てのこどもの心身の健やかな成長に資する職務

を担っていることを自覚し，市が実施する虐待の予防及び早期発見のための施策の推進に協力するよう努めなければならない。

2 関係機関等は，その専門的知識及び経験を生かし，子どもを虐待から守るため，虐待の未然防止及び早期発見のための取組を行うよう努めるとともに，子どもが地域において安心かつ安全に生活できるよう子ども及び保護者の支援に努めなければならない。

3 関係機関等は，虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は，速やかに，通告受理機関に通告するとともに，通告受理機関による調査，適切な保護及び支援等に協力するよう努めなければならない。

4 関係機関等は，虐待の未然防止及び早期発見に向け，職員が必要な知識を修得できるよう，職員に対する研修等の機会を設けるよう努めなければならない。

5 関係機関等は，子育て支援事業等多様な機会を通じ，広く子育ての相談に応じるとともに，市民に対し広く虐待の防止に係る啓発等を行うよう努めなければならない。

（市長の責務）

第8条 市長は，通告受理機関の長から定期的に虐待の事案に関する報告を受けるとともに，当該事案のうち市長が重大と認めたものについて速やかに対応状況を把握し，及び子ども家庭センター長に対して適切な助言をしなければならない。

2 市長は，重大と認めた事案について，市会へ報告しなければならない。

（母子保健施策等との連携）

第9条 市は，母子保健事業を通じ，子育て家庭が安心して子育てができるよう支援し，家庭の状況に応じて必要な対応を行うよう努めなければならない。

2 市は，母子保健事業を通じ，虐待の予防及び早期発見に努めるとともに，市民，関係機関等及び警察と連携を図り，虐待に適切に対応しなければならない。

3 こどもに関わる医療機関又は学校等は，支援を必要とする妊産婦又はこどもの情報を把握した場合は，市への情報提供等，市との連携を強化することに

より，虐待の未然防止に努めるものとする。

（情報の共有等）

第10条 市は，次の各号に掲げる場合には，当該事案の情報を通告受理機関において適切に共有し，各通告受理機関が管理する情報に差異が生じないように必要な措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の事案又は虐待の疑いのある事案を把握した場合

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の措置を解除しようとする場合

(3) 児童福祉法第33条第1項又は第2項の規定による一時保護を解除しようとする場合

2 市は，前項第1号に規定する事案について，当該事案に係るこども及び保護者の情報を警察と適切に共有するよう努めなければならない。

3 市は，こどもの安全確保及び自立支援を目的として，必要に応じて，第1項第1号に規定する事案に係るこども又は保護者の氏名，住所，心身の状況その他これらの者に係る情報を関係機関等と共有することができる。

4 前項の規定に基づき情報を得た者は，正当な理由がなく，第1項第1号に規定する事案に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 通告受理機関は，第1項第1号に規定する事案に係るこども又は保護者が転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の転入をいう。）をし，又は転出（同法第24条の転出をいう。）をした場合，転入又は転出に係る地方公共団体と当該こども又は保護者を支援するために必要な情報を共有するなどの必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（虐待を受けたこどもに対する保護及び支援等）

第11条 市は，関係機関等と連携し，虐待を受けたこどもの心身の健全な発達を促進するため，当該こどもの意思を尊重しつつ，当該こどもに対し適切な保護及び支援を実施し，及び自立に向けた指導及び援助を行うよう努めなければならない。

2 市は，虐待を受けたこどもが良好な家庭的環境において養育を受け，及びその年齢に応じた教育を受けることができるよう，一時保護をする施設等を整

備し、及び里親等の拡充を推進するために必要な支援に努めるものとする。

- 3 市長又は福祉事務所長は、法第8条第1項に規定する安全の確認を行うための措置その他の法に規定する権限を行使し、こどもの命を守るために必要な措置を講じなければならない。
- 4 こども家庭センター長は、法第8条第2項に規定する安全の確認を行うための措置又は同項第1号に規定する一時保護（以下「安全確認等」という。）その他の法に規定する権限を行使し、こどもの命を守るために必要な措置を講じなければならない。
- 5 市長は、法第8条の2に規定する出頭要求及び必要な調査又は質問（以下「出頭要求等」という。）、法第9条第1項に規定する立入り及び必要な調査又は質問（以下「立入調査等」という。）、法第9条の2第1項に規定する出頭要求及び必要な調査又は質問（以下「再出頭要求等」という。）、法第9条の3第1項に規定する臨検又は捜索及び同条第2項に規定する必要な調査又は質問（以下「臨検等」という。）その他の法に規定する権限を行使し、こどもの命を守るために必要な措置を講じなければならない。
- 6 こども家庭センター長は、第4項に規定する安全確認等を行う場合において、必要があると認めるときは、法第10条に規定する警察署長に対する援助要請の実施について検討しなければならない。市長が、前項に規定する立入調査等又は臨検等を行う場合についても、同様とする。

（犯罪性の検討）

第12条 市長及び通告受理機関の長は、第3条第1項の理念に基づき、家庭の事情に配慮しつつ、犯罪性のある事案について告発の検討を怠ってはならない。

- 2 こども家庭センター長は、虐待の事案について、弁護士等の専門家の意見を聴取し、当該事案の犯罪性の有無について検討しなければならない。

（虐待を行った保護者の支援、指導等）

第13条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者と当該保護者から虐待を受けたこどもの良好な関係を再構築するための援助計画を作成するとともに、当該援助計画に基づき、当該保護者に対して虐待の再発防止の指導その他の支援を行うものとする。

(虐待の防止等に係る体制の整備)

第14条 市は、こども及び保護者の支援を適切に行えるよう、毎年度、通告受理機関における虐待の防止に関する取組の状況を把握し、及び検証するとともに、組織の役割及び機能分担並びに国が定める職員の配置基準等を踏まえ、人員の確保、施設の整備その他の虐待の防止に必要な体制を整備しなければならない。

2 市は、区役所においてこども及び保護者の支援を適切に行うことができるよう、支援を行うための拠点として整備し、及び職員の研修を徹底するよう努めなければならない。

3 市は、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会が関係機関等と協力し、及び連携し、並びに適切に機能するよう努めなければならない。

4 市は、警察及び家庭裁判所との対応を円滑に行うため、法的な知見の強化を図ることを目的として、弁護士等の専門的知識を有する者を置く。

(児童虐待防止の推進)

第15条 市は、関係機関等と連携し、虐待を早期に発見することができるよう、相談又は通告を容易に行うことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市は、学校教育の場において、命の大切さ及び人権尊重の観点から、こども及び保護者に対し、児童虐待防止の啓発に取り組むものとする。

(虐待防止推進月間)

第16条 市民の間に広く虐待の防止等についての関心と理解を深めるため、虐待防止推進月間を設ける。

2 虐待防止推進月間は、11月とする。

3 市は、関係機関等と連携して、虐待防止推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 市は、こどもを虐待から守るための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告及び公表)

第18条 市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況について、年次報告として取りまとめ議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

（施行細目の委任）

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

理 由

こどもたちの幸せを守り児童虐待を防止するに当たり、条例を制定する必要があるため。

10. 文教こども委員会より提案（11月30日（金））

「神戸市子どもを虐待から守る条例（案）」 提案趣旨

子どもは生まれた時から一人の人間としてその権利が保障され、尊重されるべき存在であり、健やかに成長する権利があります。そして、神戸市民全体の幸せであり、希望、願いでもある子どもの幸せの実現のためには、保護者が喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができるよう、社会全体で支援していく必要があります。

子どもへの虐待は、子どもの基本的人権を否定する著しい人権侵害であり、子どもの心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるもので、理由の如何に関わらず決して許されるものではありません。

こうした認識の下、神戸市は、市民、行政及び地域が一体となって、虐待のない子育てに優しい街を目指すとともに、虐待が起こった時にはそれを決して許さず、厳しい態度で臨むことが求められています。

子どもへの虐待をなくしていくためには、虐待の未然防止、早期発見、早期対応、虐待の対応後の子ども、保護者等への支援を強化し、充実させていく必要があります。

そこで、子どもたちの幸せを守り、虐待を防止するため、全ての神戸市民が一体となって、地域の力で子どもと家庭を支える社会を推進することを目指し、「神戸市子どもを虐待から守る条例」を提案いたします。

議員提出第39号議案

神戸市子どもを虐待から守る条例の件

神戸市子どもを虐待から守る条例を次のように制定する。

平成30年11月28日提出

提出者 神戸市会議員

北山 順一	安井 俊彦	平野 昌司
安達 和彦	守屋 隆司	坊 やすなが
むらの 誠一	坊 池 正	平井 真千子
山口 由美	佐藤 公彦	河南 ただかず
長瀬 たけし	しらくに高太郎	山下 てんせい
五島 大亮	植中 雅子	かわべ 宣宏
岡田 ゆうじ	吉田 健吾	上 畠 寛弘
吉田 謙治	大澤 和士	北川 道夫
壬生 潤	藤本 浩二	向井 道尋
沖久 正留	菅野 吉記	軒原 順子
堂下 豊史	高瀬 勝也	徳山 敏子
藤原 武光	池田りんたろう	大井 としひろ
川内 清尚	川原田 弘子	岩田 嘉晃
平木 博美	人見 誠	永江 一之

神戸市子どもを虐待から守る条例

こどもは生まれた時から一人の人間としてその権利が保障され、尊重されるべき存在であり、健やかに成長する権利がある。そして、神戸市民全体の幸せであり、希望、願いでもあるこどもの幸せの実現のためには、保護者が喜びや生きがいを感じながら、安心して子育てができるよう、社会全体で支援していく必要がある。

こどもへの虐待は、こどもの基本的人権を否定する著しい人権侵害であり、こどもの心身の健やかな成長及び人格の形成に重大な影響を与えるもので、理由の如何に関わらず決して許されない。

こうした認識の下、神戸市は、市民、行政及び地域が一体となって、虐待の

ない子育てに優しい街を目指すとともに、虐待が起こった時にはそれを決して許さず、厳しい態度で臨むことが求められている。

こどもへの虐待をなくしていくためには、虐待の未然防止，早期発見，早期対応，対応後のこども，保護者等への支援を強化・充実させていく必要がある。

こどもたちの幸せを守り虐待を防止するため，全ての神戸市民が一体となって，地域力でこどもと家庭を支える社会を推進するため，この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は，こどもを虐待から守るための基本理念を定め，神戸市（以下「市」という。），市民（市内で活動する者及び団体を含む。以下同じ。），保護者及び近親者並びに関係機関等の責務を明らかにするとともに，市内から虐待がなくなるよう，虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けたこどもの保護その他こどもを虐待から守るための施策の基本的事項を定めることにより，こどもを虐待から守る施策を総合的に推進し，もってこどもの心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。
- (2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。
- (3) 近親者 保護者の2親等以内の親族をいう。
- (4) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいう。
- (5) 関係機関等 学校，児童福祉施設，医療機関その他こどもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員，児童福祉施設の職員，医師，歯科医師，薬剤師，保健師，助産師，看護師，弁護士その他こどもの福祉に職務上関係のある者をいう。
- (6) 通告受理機関 神戸市児童相談所条例（昭和39年3月条例第70号）に基づく神戸市こども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。），区役所（神戸市区の事務所の名称，位置及び所管区域等に関する条例（昭

和25年3月条例第164号)に規定する区の事務所をいう。以下同じ。), 神戸市区役所支所及び出張所設置条例(平成29年3月条例第47号)に基づく区役所支所(以下「支所」という。)並びに神戸市福祉事務所条例(昭和26年10月条例第68号)に基づく福祉事務所をいう。

(基本理念)

第3条 虐待は、こどもの人権を著しく侵害し、こどもの心身の健やかな成長及び発達並びに人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、何人も虐待を行い、又は虐待を許してはならない。

2 虐待への対応は、こどもの利益に最大限配慮しなければならない。

3 市、市民、保護者及び関係機関等は、次世代を担う全てのこども一人一人が尊重され、及び健やかに成長することができる虐待のない社会の実現を目指し、総力を挙げて取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、虐待の防止及び予防のため、子育て家庭が孤立することのない地域社会の形成に向け、虐待の未然防止及び早期発見のための取組、子育てに係る心身の負担を軽減する事業その他の子育てに役立つ施策を推進するとともに、こどもが安心して成長できるよう、環境の整備に努めなければならない。

2 市は、こども家庭センター、区役所及び関係機関等の連携を強化し、虐待の未然防止、早期発見及び支援の充実に努めなければならない。

3 市は、専門的知識に基づき虐待を受けたこどもの保護及び自立の支援をより迅速かつ適切に行うことができるよう、こども家庭センター及び区役所の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他虐待を受けたこどもの保護及び自立の支援を行う職務に携わる者の確保及び体制の拡充に努めるとともに、研修その他の必要な措置を講じ、虐待に関する専門的な知識を有する職員の育成に努めなければならない。

4 市は、虐待を防止するため、虐待に係る通告義務及び市が実施する子育て支援策等について必要な広報その他の啓発活動を行わなければならない。

5 市は、関係機関等がこども及び保護者への適切な支援を行えるよう、関係機

関等の取組を支援するよう努めなければならない。

6 市は、虐待を受けたこどもがその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び検証を行うとともに、当該検証に基づき必要な対策を講ずるものとする。

7 市は、虐待の未然防止及び早期発見のための方策、虐待を受けたこどものケア並びに虐待を行った保護者の指導及び支援の在り方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が虐待防止に果たすべき役割その他虐待の防止のために必要な事項についての調査研究を行うものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、こどもを虐待から守り、虐待のない子育てしやすいまちづくりを進めるため、市の施策及び関係機関等の取組に積極的に協力するとともに、虐待のないまちづくりの推進に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

2 市民は、虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告しなければならない。

3 市民は、子育てに係る保護者の負担を理解するとともに、地域においてこども及び保護者（以下この項において「こども等」という。）を見守り、及びこども等への声かけ等を行うことを通じ、こども等との関わりを深め、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。

(保護者及び近親者の責務)

第6条 保護者は、虐待を行ってはならない。

2 保護者は、虐待が正当化されないことを認識するとともに、しつけに際してこどもに身体的又は精神的苦痛を与えることのないよう、こどもの人権に配慮し、及びこどもの心身の健やかな成長及び発達を図るよう努めなければならない。

3 保護者は、子育てに関する知識の習得に努め、自らが子育てについての第一義的責任を有することを自覚し、及びこどもに愛情を持って接するとともに、年齢に応じた配慮をしながらこどもの健全な養育に努めなければならない。

4 保護者は、子育ての支援等が必要となった場合、子育て支援事業を利用するとともに、地域活動等へ積極的に参加することにより、子育てに係る生活環境が地域社会から孤立することのないよう努めなければならない。

5 保護者は、市長、通告受理機関又は関係機関等による調査に協力するとともに、市又は関係機関等から指導又は助言その他の支援を受けた場合は、これらに従って必要な改善等を行うよう努めなければならない。

6 近親者は、保護者の子育てに積極的に協力し、こどもの健全育成の支援に努めなければならない。

7 近親者は、虐待の事案又は虐待の疑いのある事案について、通告受理機関等と連携し、こどもの安全確保に努めなければならない。

(関係機関等の責務)

第7条 関係機関等は、自らが全てのこどもの心身の健やかな成長に資する職務を担っていることを自覚し、市が実施する虐待の予防及び早期発見のための施策の推進に協力するよう努めなければならない。

2 関係機関等は、その専門的知識及び経験を生かし、こどもを虐待から守るため、虐待の未然防止及び早期発見のための取組を行うよう努めるとともに、こどもが地域において安心かつ安全に生活できるようこども及び保護者の支援に努めなければならない。

3 関係機関等は、虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合は、速やかに、通告受理機関に通告するとともに、通告受理機関による調査、適切な保護及び支援等に協力するよう努めなければならない。

4 関係機関等は、虐待の未然防止及び早期発見に向け、職員が必要な知識を修得できるよう、職員に対する研修等の機会を設けるよう努めなければならない。

5 関係機関等は、子育て支援事業等多様な機会を通じ、広く子育ての相談に応じるとともに、市民に対し広く虐待の防止に係る啓発等を行うよう努めなければならない。

(市長の責務)

第8条 市長は、通告受理機関の長から定期的に虐待の事案に関する報告を受け

るとともに、当該事案のうち市長が重大と認めたものについて速やかに対応状況を把握し、及びこども家庭センター長に対して適切な助言をしなければならない。

2 市長は、重大と認めた事案について、市会へ報告しなければならない。

(母子保健施策等との連携)

第9条 市は、母子保健事業を通じ、子育て家庭が安心して子育てができるよう支援し、家庭の状況に応じて必要な対応を行うよう努めなければならない。

2 市は、母子保健事業を通じ、虐待の予防及び早期発見に努めるとともに、市民、関係機関等及び警察と連携を図り、虐待に適切に対応しなければならない。

3 こどもに関わる医療機関又は学校等は、支援を必要とする妊産婦又はこどもの情報を把握した場合は、市への情報提供等、市との連携を強化することにより、虐待の未然防止に努めるものとする。

(情報の共有等)

第10条 市は、次の各号に掲げる場合には、当該場合に係る事案の情報を通告受理機関において適切に共有し、各通告受理機関が管理する情報に差異が生じないように必要な措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の事案又は虐待の疑いのある事案を把握した場合

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の措置を解除しようとする場合

(3) 児童福祉法第33条第1項又は第2項の規定による一時保護を解除しようとする場合

2 市は、前項第1号に規定する事案について、当該事案に係るこども及び保護者の情報を警察と適切に共有するよう努めなければならない。

3 市は、こどもの安全確保及び自立支援を目的として、必要に応じて、第1項第1号に規定する事案に係るこども又は保護者の氏名、住所、心身の状況その他これらの者に係る情報を関係機関等と共有することができる。

4 前項の規定に基づき情報を得た者は、正当な理由がなく、第1項第1号に規定する事案に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

5 通告受理機関は、第1項第1号に規定する事案に係るこども又は保護者が転入（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の転入をいう。）をし、又は転出（同法第24条の転出をいう。）をした場合、転入又は転出に係る地方公共団体と当該こども又は保護者を支援するために必要な情報を共有するなどの必要な措置を講じるよう努めるものとする。

（虐待を受けたこどもに対する保護及び支援等）

第11条 市は、関係機関等と連携し、虐待を受けたこどもの心身の健全な発達を促進するため、当該こどもの意思を尊重しつつ、当該こどもに対し適切な保護及び支援を実施し、及び自立に向けた指導及び援助を行うよう努めなければならない。

2 市は、虐待を受けたこどもが良好な家庭的環境において養育を受け、及びその年齢に応じた教育を受けることができるよう、一時保護をする施設等を整備し、及び里親等の拡充を推進するために必要な支援に努めるものとする。

3 市長又は福祉事務所長は、法第8条第1項に規定する安全の確認を行うための措置その他の法に規定する権限を行使し、こどもの命を守るために必要な措置を講じなければならない。

4 こども家庭センター長は、法第8条第2項に規定する安全の確認を行うための措置又は同項第1号に規定する一時保護（以下「安全確認等」という。）その他の法に規定する権限を行使し、こどもの命を守るために必要な措置を講じなければならない。

5 市長は、法第8条の2に規定する出頭要求及び必要な調査又は質問（以下「出頭要求等」という。）、法第9条第1項に規定する立入り及び必要な調査又は質問（以下「立入調査等」という。）、法第9条の2第1項に規定する出頭要求及び必要な調査又は質問（以下「再出頭要求等」という。）、法第9条の3第1項に規定する臨検又は捜索及び同条第2項に規定する必要な調査又は質問（以下「臨検等」という。）その他の法に規定する権限を行使し、こどもの命を守るために必要な措置を講じなければならない。

6 こども家庭センター長は、第4項に規定する安全確認等を行う場合において、必要があると認めるときは、法第10条に規定する警察署長に対する援助要請

の実施について検討しなければならない。市長が、前項に規定する立入調査等又は臨検等を行う場合についても、同様とする。

(犯罪性の検討)

第12条 市長及び通告受理機関の長は、第3条第1項の理念に基づき、家庭の事情に配慮しつつ、犯罪性のある事案について告発の検討を怠ってはならない。

2 こども家庭センター長は、虐待の事案について、弁護士等の専門家の意見を聴取し、当該事案の犯罪性の有無について検討しなければならない。

(虐待を行った保護者の支援、指導等)

第13条 市は、関係機関等と連携し、虐待を行った保護者と当該保護者から虐待を受けたこどもの良好な関係を再構築するための援助計画を作成するとともに、当該援助計画に基づき、当該保護者に対して虐待の再発防止の指導その他の支援を行うものとする。

(虐待の防止等に係る体制の整備)

第14条 市は、こども及び保護者の支援を適切に行えるよう、毎年度、通告受理機関における虐待の防止に関する取組の状況を把握し、及び検証するとともに、組織の役割及び機能分担並びに国が定める職員の配置基準等を踏まえ、人員の確保、施設の整備その他の虐待の防止に必要な体制を整備しなければならない。

2 市は、区役所においてこども及び保護者の支援を適切に行うことができるよう、支援を行うための拠点として整備し、及び職員の研修を徹底するよう努めなければならない。

3 市は、児童福祉法第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会が関係機関等と協力し、及び連携し、並びに適切に機能するよう努めなければならない。

4 市は、警察及び家庭裁判所との対応を円滑に行うため、法的な知見の強化を図ることを目的として、弁護士等の専門的知識を有する者を置く。

(虐待防止の推進)

第15条 市は、関係機関等と連携し、虐待を早期に発見することができるよう、相談又は通告を容易に行うことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市は、学校教育の場において、命の大切さ及び人権尊重の観点から、子ども及び保護者に対し、虐待防止の啓発に取り組むものとする。

(虐待防止推進月間)

第16条 市民の間に広く虐待の防止等についての関心と理解を深めるため、虐待防止推進月間を設ける。

2 虐待防止推進月間は、11月とする。

3 市は、関係機関等と連携し、虐待防止推進月間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 市は、子どもを虐待から守るための施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市会への報告及び公表)

第18条 市長は、毎年、虐待の発生状況、通告の状況、虐待に係る市の施策の実施状況その他の市内における虐待に係る状況について、年次報告として取りまとめ議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。

(施行細目の委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

理 由

子どもたちの幸せを守り虐待を防止するに当たり、条例を制定する必要があるため。

文教こども委員会
(こども家庭局)
平成30年11月30日

文教こども委員会資料
＜神戸市こどもを虐待から守る条例（案）関連＞

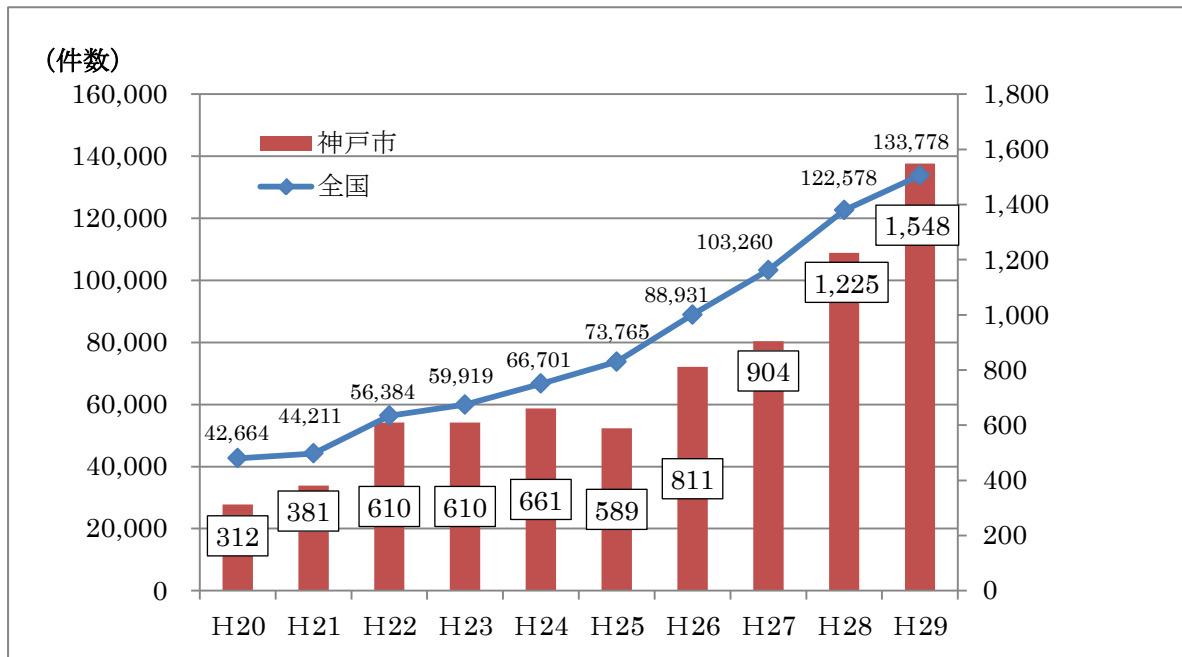
平成30年11月30日
こども家庭局

「神戸市こどもを虐待から守る条例」 (案) に関する神戸市の取り組み状況

1. 児童虐待相談・通告件数の推移

児童虐待に関する相談件数は、年々増加する傾向にあり、本市こども家庭センターの平成 29 年度の児童虐待相談件数は 1,548 件と過去最も多い件数となった。

相談通告の経路としては、警察からの通告が最も多く、1,548 件中、758 件と 49% を占めている。



※平成 30 年度は 29 年度を上回るペースで推移している。

※平成 29 年 9 月 30 日時点 757 件→平成 30 年 9 月 30 日時点 913 件

2. 国における児童虐待対応に係る最近の動向

(1) 児童福祉法改正 (平成 28 年 5 月 27 日成立)

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、平成 28 年に児童福祉法の改正が行なわれた。

<主な改正内容>

- ・児童福祉法の理念の明確化等
- ・児童虐待の発生予防
- ・児童虐待発生時の迅速・的確な対応
- ・被虐待児童への自立支援

(2) 児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の改正

(平成 29 年 6 月 14 日成立)

虐待を受けている児童等の保護を図るため、児童等の保護についての司法関与を強化する等の措置を講ずるため、平成 29 年に児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の改正が行なわれた。

<主な改正内容>

- ・虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与
- ・家庭裁判所による一時保護の審査の導入
- ・接近禁止命令を行うことができる場合の拡大

(3) 児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策

(平成 30 年 7 月 20 日 厚生労働省子ども家庭局長通知)

平成 30 年 3 月に発生した東京都目黒区の児童虐待による女児の死亡事故を受け、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議が 6 月に開催された。

この会議において、子どもの命を守ることを何より第一に据え、すべての行政機関があらゆる手段を尽くすよう緊急に対策を講じることとされたことを受け、平成 30 年 7 月 20 日付で「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」が取りまとめられた。

<主な内容>

- ・転居した場合の児童相談所間における情報共有の徹底
 - ・子どもの安全確認が出来ない場合の対応の徹底
 - ・児童相談所と警察の情報共有の強化
 - ・子どもの安全確保を最優先とした適切な一時保護や施設入所等の措置の実施解除
 - ・乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の緊急把握の実施
 - ・「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の策定
- など 13 項目

3. 本市の取り組み状況

本市では、児童虐待対応の専門機関として、こども家庭センターに児童虐待に対応する部署を設けている。また、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援等を通じて、妊娠や子育て不安、孤立感等に対応するため、地域に身近な育児相談窓口として、各区・支所に「こども家庭支援室」を設置し、児童虐待の早期発見・早期対応に努めている。これらの部署が連携することにより、児童虐待の発生予防から早期対応、家庭支援といった一連の対応を行っている。

(1) 連携強化

① こども家庭センターとこども家庭支援室の連携強化

- ・こども家庭センターでは、地域における身近な育児相談窓口として各区・支所に設置している「こども家庭支援室」と連携しながら、虐待の早期発見・早期対応に努めている。
- ・現在、「こども家庭支援室」で稼働中の児童相談システムを住基情報等と連動させるとともに、こども家庭センターへも導入し、情報の共有化・一元化を図る。

② 関係機関等との連携強化

イ 神戸市区・要保護児童対策地域協議会

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、児童に関わりのある地域の関係機関が情報や考え方を共有し、適切に連携することで、速やかな対応、再発防止を図っている。

ロ 児童家庭支援センターとの連携強化

こども家庭センターの補完的役割を果たす地域の拠点として、中央区と北区に児童家庭支援センターを設置している。

ハ 警察との連携強化

- ・「児童虐待事案に係る神戸市及び兵庫県警察との連携に関する協定」締結（平成26年2月5日）
- ・平時から情報共有を行うことで、相互の連携・協力体制を強化
- ・警察OB職員を2名配置（平成28年度～）

ニ 弁護士との連携強化

児童虐待の対応における法的判断や裁判手続き等において、サポート弁護士（3名）による法的な助言・指導を受けている。

(2) 体制強化

① こども家庭センター・区役所の体制強化

- ・平成 29 年度に各区・支所のこども家庭支援課に児童虐待対応職員を 1 名ずつ(計 11 名) 増員配置
- ・平成 30 年度より、こども家庭センターに児童福祉司 2 名を増員配置
- ・児童福祉司任用後研修、要保護児童対策調整機関調整担当者研修の実施

② 児童福祉施設の職員の人材育成

- ・家庭支援専門相談員連絡会、新任職員研修会(児童養護施設連盟主催)、衛生管理講習会の実施

(3) 普及啓発

- ・子育て市民講座や虐待防止シンポジウムの開催
- ・毎年 11 月の児童虐待防止推進月間を中心としたオレンジリボンキャンペーンの実施(平成 30 年度は 11 月 3 日にオレンジウォークを開催)
- ・研修会等へこども家庭センター職員を派遣

(4) 調査研究

・児童虐待死亡等事例検証委員会

児童虐待等の防止に関する法律第 4 条第 5 項に基づき、虐待による重症または死亡事例があった場合、児童虐待死亡等事例検証委員会を開催し、再発防止策等について提言を受けている。

4. 児童虐待に関する条例の他都市の制定状況

都市名	条例	備考
川崎市	川崎市子どもを虐待から守る条例	議員立法 H25. 4. 1 施行
横浜市	横浜市子供を虐待から守る条例	議員立法 H26. 11. 5 施行
名古屋市	名古屋市児童を虐待から守る条例	議員立法 H25. 4. 1 施行
大阪市	大阪市児童を虐待から守り 子育てを支援する条例	議員立法 H22. 12. 15 施行
堺市	堺市子どもを虐待から守る条例	議員立法 H23. 6. 23 施行

11. 文教こども委員会 参考人意見陳述

(31年1月22日(火))

文教こども委員会 参考人意見陳述レジュメ

議員提出第 39 号議案 神戸市こどもを虐待から守る条例の件

【参考人】藤林 武史 氏

(福岡市こども総合相談センター所長・精神科医師)

【テーマ】子どもを虐待から守る仕組みの構築

—児童相談所・区・地域の役割と連携に向けて—

【参考人略歴等】

昭和 33 年生まれ。九州大学医学部卒業後、2 年間の研修を経て、国立肥前療養所（現 肥前精神医療センター）、佐賀医科大学精神科（現 佐賀大学）、佐賀県精神保健福祉センター勤務を経て、平成 15 年 4 月に福岡市こども総合相談センター所長に就任し、現在に至る。

・著書

『国連子どもの代替養育に関するガイドライン SOS 子どもの村と福岡の取り組み』（共著・福村出版）

『子ども虐待への新たなケア』（共著・学研教育出版）

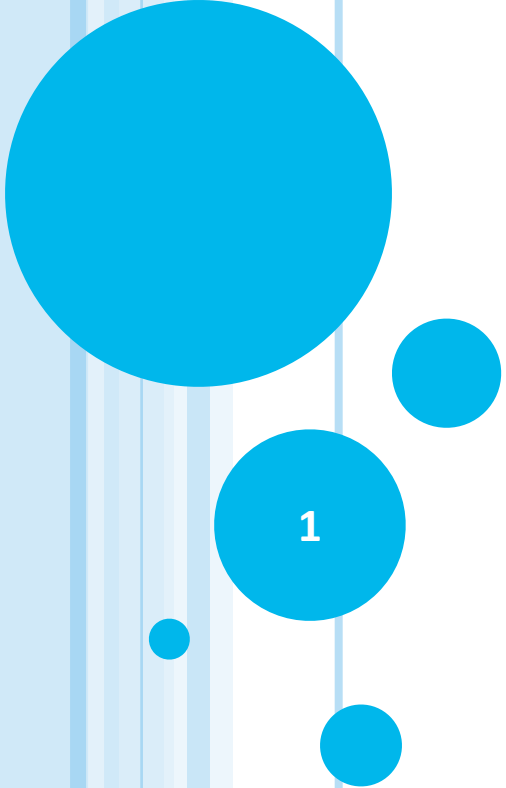
『児童相談所改革と協働の道のり 子どもの権利を中心とした福岡市モデル』（編著・明石書店）

・公職等

厚生労働省社会保障審議会児童部会社会的養育専門委員会 委員

法務省法制審議会特別養子制度部会 委員

日本子ども虐待防止学会 理事



子どもを虐待から守る仕組みの構築

—児童相談所・区・地域の役割と連携に向けて—

1

福岡市こども総合相談センター 藤林武史

本日の講演の内容

- 児童虐待防止施策の経過
- 「ニーズとケア・サポートのギャップ」
- もう一つの問題—家族を失った子どもたち
- パーマネンシー保障の重要性
- 平成28年29年改正児童福祉法等と「新しい社会的養育ビジョン」
- 福岡市の取り組み
 - 社会的養護改革
 - 児童相談所・区・地域における相談支援体制
 - 家庭移行支援（パーマネンシー保障）
 - 虐待防止活動推進委員会・地域ケアに向けて

児童虐待防止の経過（1980～2000）

- 1980年代、一部の小児科医の間で児童虐待問題に関心が広がる
- 1990年代、大阪、東京など各地で、児童虐待に対する研究会や民間のネットワークが始まり、社会問題として認識されるようになる。
- 1994年、日本子ども虐待防止研究会（現、日本子ども虐待防止学会）
- 2000年（平成12年）、児童虐待防止法。児童相談所への虐待通告はその後、爆発的に増加
- 虐待を受けている子どもの通告・保護体制がスタート

日本の児童虐待防止の経過（2000～2015）

- 虐待死亡事件の発生を受けて、立入調査、臨検捜索、親権制限の申し立て権など、多くの法的権限が児童相談所に付与
- 児童相談所は、高い専門性を持って、虐待通告に的確かつ迅速に対応。保護者との関係性にとらわれずに、毅然とした態度で、子どもを保護する役割
- 市区町村は、相談支援の最前線として、個々に子どもや家庭を支援する役割、要保護児童対策地域協議会を通じて地域の関係機関とのネットワークを構築し、虐待のサインを早期にキャッチする役割
- 施設や里親は、保護・措置された大勢の子どもに対するケアの役割
- 妊娠期から始まる関係機関とのネットワーク構築、法的権限の強化、保護後のケア体制「発見→通告→保護→措置」のシステムが整備

児童虐待防止のための法制度と現場との乖離

- 児童相談所や市区町村子ども家庭相談支援体制は、人数も専門性も少ない状況からスタート
- 社会的養護は施設が中心で、委託可能な里親は少ない
施設の職員配置基準は、国際的に低水準
里親への支援体制も、国際的に低水準
- 法制度は整えられ、社会的な要請が高まる一方、応えられるだけの体制が児童相談所にも市区町村にも施設・里親にも十分ではなかった。
- 「ニーズとサポート・ケアの大きなギャップ」

ギャップの背景ー児童相談所と市区町村の人員体制

- 「児童福祉司は公務員であれば、誰でもできる」という発想を基にした児童福祉法の仕組み
 - ・ 緩い任用要件で、公務員を児童福祉司に任用可能
 - ・ 児童福祉司の研修・スーパーバイザーの法的規定がない
 - ・ 児童福祉司の配置基準は国際的に低水準
- 本来、虐待ケースの対応は、高度な専門性を持ったスーパーバイザーの下、専門的な訓練を受けたソーシャルワーカーが担うべき。親子分離という重大な決定に、裁判所の関与がない。児童相談所が分離の判断実施と支援まで担う
- 個別支援やネットワーク支援を担う市区町村に、高度なソーシャルワーク技術が必要であるにもかかわらず、十分な専門人材を配置する枠組みはない

ギャップの背景—社会的養護（施設・里親）の体制

- 必要十分なケア環境を整えることがないまま、従来の大規模な施設に大勢の虐待を受けた子どもが措置された
- 職員の専門性、研修機会、専門職の配置、職員の配置基準は若干の改善はされたものの、虐待防止法以前と以後とで、根本的な変換はなかった
- 1対1の愛着形成を必要とする乳幼児が、乳児院や児童養護施設の集団養育の環境に、長期間措置されていた。（里親委託優先の原則が明確になったのは2011年）
- 里親に被虐待児が委託されたとしても、十分な研修機会や支援は届いていなかった

ニーズとサポート・ケアの大きなギャップ

増え続ける虐待通告
多くの困難事例
潜在するハイリスク事例
高度な子どものケア
高度な親支援

ギャップ

児相・市区町村・施設・里親の
人員や専門性、法制度

- 虐待死亡、重症虐待
- 施設内虐待、子ども間暴力、施設崩壊
- 里親の疲弊、不調
- 一時保護の長期化
- 不十分な在宅支援
- 成人期の不適応
虐待の連鎖
- 行政職員や施設職員、
里親のバーンアウト
- 人材の枯渇

福井充 「子どもの長期入所からの脱却をめざして—施設入退所調査に基づく家庭移行支援—」

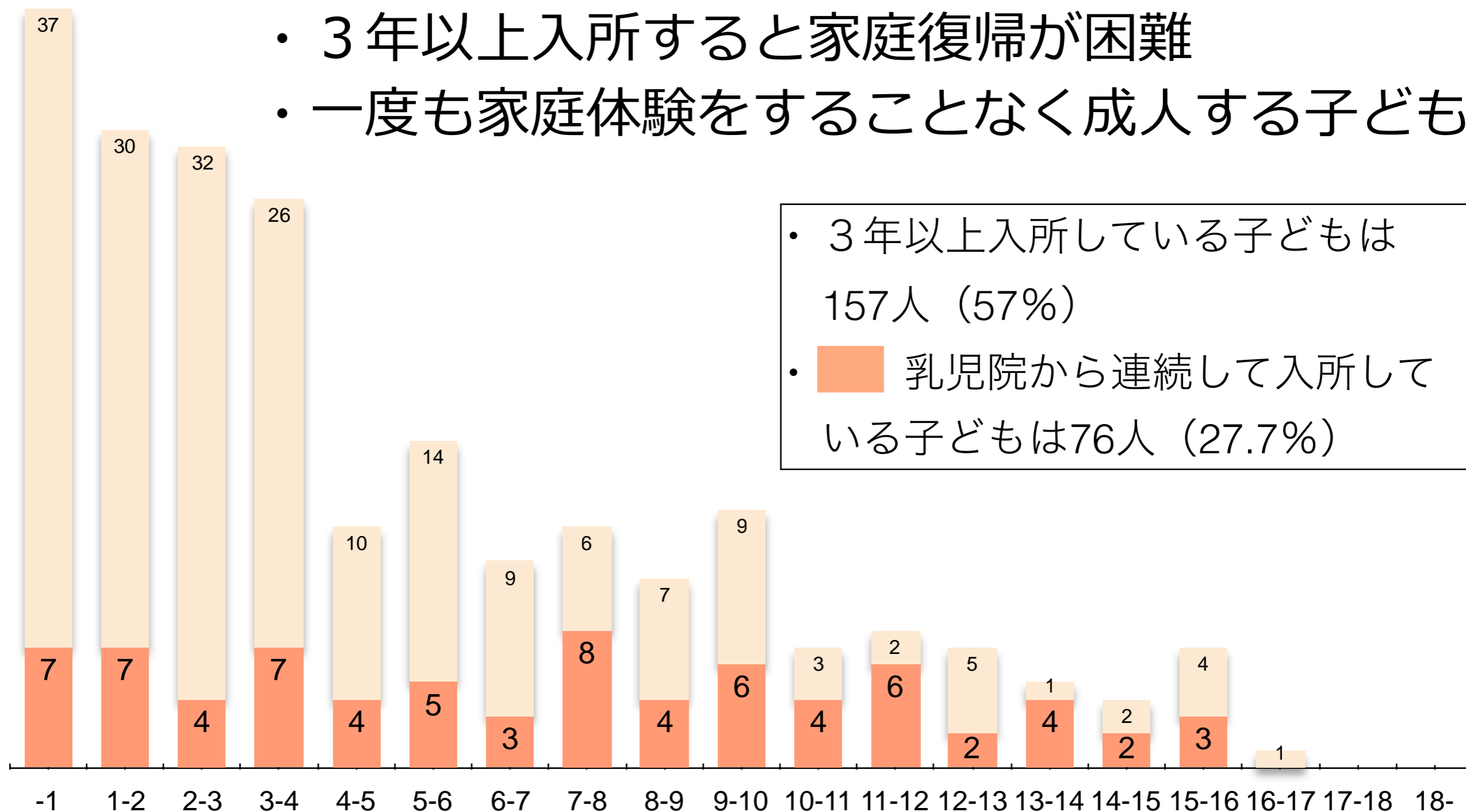
- 「生活保護ケースワーカーとしても3年目を迎えた2010年の春、冒頭の青年との出会いが、この視点に変化をもたらした。**30歳を目前とした彼は、人生の様々な憤りを「お前らのせい」で「一匹狼」という言葉と拳に込めて、担当である私と福祉事務所の机にぶつけた。**未婚の母は彼を出産直後に乳児院へ託し、その後、彼は児童養護施設で暮らしたが、16歳で高校を中退して社会に出た。就職した土木業は数か月で辞め、10年ほど、日雇い寮と公園のベンチ、そして塀の中の暮らしを転々とし、生活保護受給に至った。

福井充 「子どもの長期入所からの脱却をめざして—施設入退所調査に基づく家庭移行支援—」

- 前任者の支援で療育手帳（軽度知的障がい）を得てからの数年は、障がい者就労支援を利用していましたが、職場での度重なる対人トラブルによって職業紹介先が徐々に狭まり、そのことが、ますます彼を苛立たせていた。なぜ「お前らのせい」なのかと尋ねると、彼は、施設職員のいない所で上級生から命令や暴力を受けて育ったこと、人間は信用に値しないことを教えてくれた。**小学校の入学式で一度母を見た覚えがあるが、その後は連絡もなく、遠くにいるとの情報だけが記憶にあるとのことだった。施設を出て一匹狼になった、あんたにわかるか、**と凄む彼の目は、私をにらみながら、私の背後にある何かに向けられているようでもあった。母の住民票は長らく職権消除されたままであり、行方を知る者はいなかった」

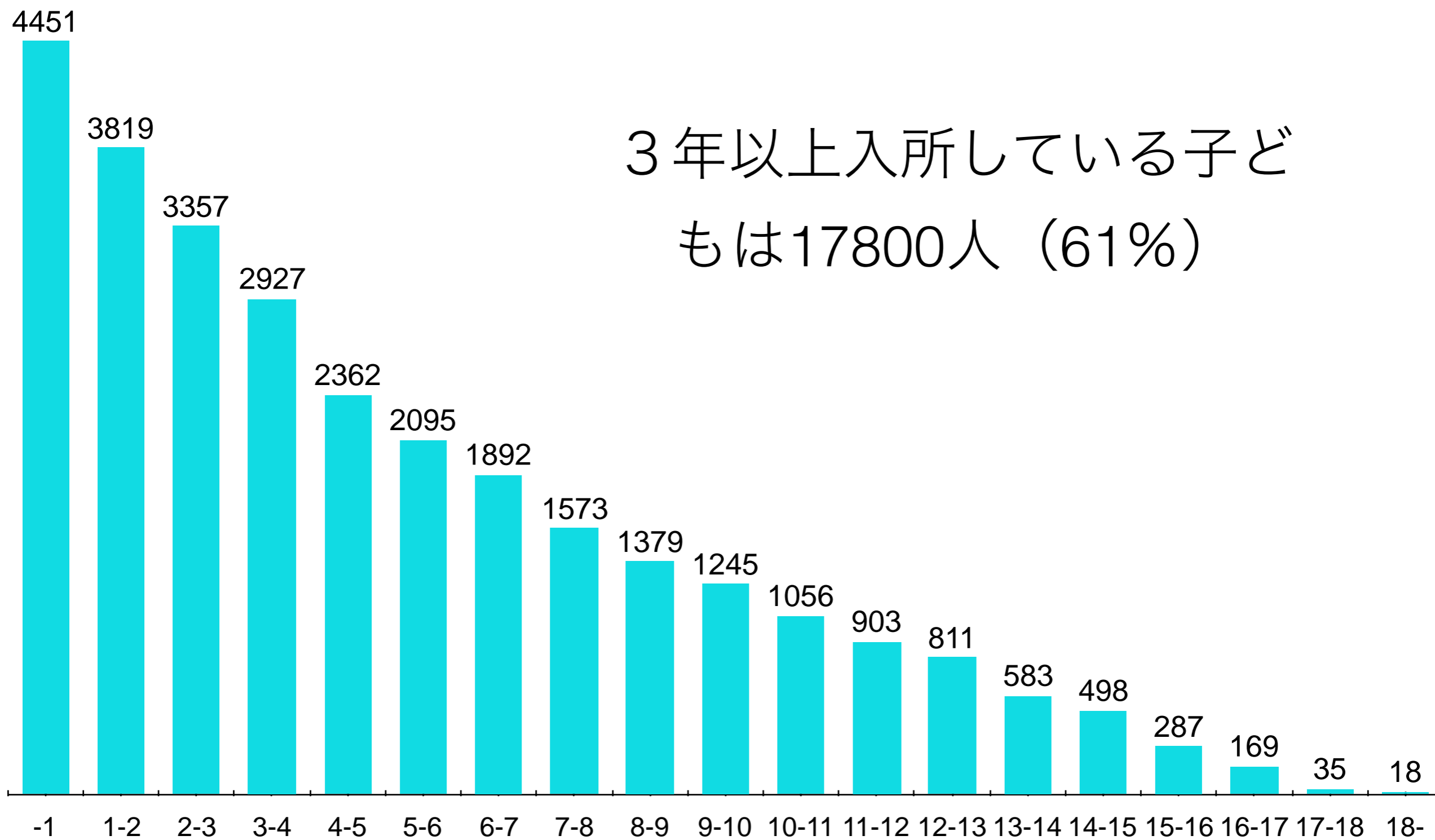
児童養護施設の入所期間（福岡：2015）

- 施設に長期間入所している子どもは57%
- 3年以上入所すると家庭復帰が困難
- 一度も家庭体験をすることなく成人する子ども



- 3年以上入所している子どもは157人 (57%)
- 乳児院から連続して入所している子どもは76人 (27.7%)

児童養護施設の入所期間（平成25年 厚生労働省調査）



アメリカの児童虐待防止の経過

- 1974年児童虐待防止及び対処処置法（CAPTA）
通告件数の増加6万(1974)、100万(1980)、200万(1990)
福祉資源は、家族への支援よりも介入や調査に向けられた
- 保護されない子どもは、支援対象から外れる
- 保護された子どもは、家庭復帰や養子縁組といった明確な将来の保障もなく、複数の里親家庭を転々としていた（foster care drift）
- そして、措置解除後に、安心して頼れる家族（日本語で言うところの「実家」）を持たないまま、社会的自立を強いられた。

アメリカの児童虐待防止の経過

- 安心して頼れる家族を持たない若者たち（ケアリーバー）は、成人期に経験する失業や病気、離婚など様々なライフイベントに際して、ホームレス、生活保護、犯罪等に陥るリスクが高かった
- そもそも、子どもにとって親子分離されていること自体がストレスな体験。しかも、いつになったら戻れるかという目処も説明もないまま、先の見えない不安の中で、何年も過ごすことは子どもに大きな負担を与え、子どもの成長、発達、情緒の安定に影響を与える。
- 大人になるまで長期間フォスターケア（アメリカでは施設や里親両方含めた呼び方）に漫然と措置していることの弊害

パーマネンシー（永続性）の重要性

- フォスターケアの当面の目的は、子どもの安全。暴力がなく、十分なケアが提供される環境の提供。しかし、子どもにとってのゴールではない。
- 重要な目標は、子ども時代のみならず、生涯にわたって継続する、心理的・法的に繋がり所属感を感じる家族関係（パーマネンシー）の保障。
里親家庭は、家庭環境ではあるが、法的に永続的ではない。
- 「大人になった後も生涯にわたって、いざとなったら帰り頼ることができるところ」日本語で言うところの「実家」

パーマネンシー・プランニング

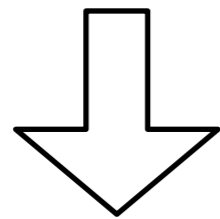
- 社会的養護は暫定的な代替案であり、子ども時代だけでなく生涯にわたって継続する、安全安心な家族の元で子どもが暮らせることが目標
- 目標に向けて、短期の限定的な期間内に支援するためにデザインされた、一連の実践プロセスをパーマネンシープランニング
- パーマネンシープランニングの優先順位は、
1 家庭維持 2 家庭復帰（親族も含む） 3 養子縁組 4 代替養育からの自立支援（法的後見人）
- 1997年養子縁組及び子ども家庭安全法（ASFA）パーマネンシープランを規定

日本の児童虐待防止施策（2000～2015）の限界

- 児童虐待を発見、通告、保護、ケアするシステムは定着
- 保護や親権を制限する法制度は整備（裁判所の関与は少ない）
- 的確に保護を行う児童相談所や、個別の支援を行う市区町村の専門性や体制に、ニーズとのギャップが存在
- 保護した後の、子どものケアを実施する社会的養護体制に、ニーズとのギャップが存在
- 子どもを施設や里親に措置し後のパーマネンシー保障まで手が回らない
- 子どもにとって、生涯にわたって続く安心で安全な家庭を保障するという発想や支援が希薄（特別養子縁組制度など）

児童福祉法改正に向けた課題

- 児童相談所・市町村職員の専門性と人員の不足
- 子どものケアニーズに合っていない社会的養護
- 市区町村支援・在宅支援の不十分さ
- 児童相談所の一極集中・裁判所関与の薄さ
- パーマネンシー保障の発想の欠如
- 特別養子縁組の利用制限（年齢問題、親の同意問題）
- 自立後の支援体制の乏しさ
- 子どもの権利や意見表明権の保障が法的に規定されていない



2016年3月、社会保障審議会児童部会 新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告(提言)

Ⅲ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

○ 児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、市町村や児童相談所の体制や権限の強化等を行う。

(1) 市町村における支援拠点の整備

■ 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。(児童福祉法)

(2) 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

■ 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。(児童福祉法)(☆)

※ 現行は、要保護児童対策調整機関における専門職(児童福祉司たる資格を有する者、保健師等)の配置は努力義務であり、1,387市区町村(80.4%)が配置済。(平成27年4月1日)

■ 調整機関に配置される専門職は、国が定める基準に適合する研修を受けなければならないものとする。(児童福祉法)

(3) 児童相談所設置自治体の拡大

■ 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。(児童福祉法)

※ 現行法上、政令で定める市(現在、横須賀市・金沢市)は児童相談所を設置するものとされており、政令で定める特別区についてもこれと同様とする。

■ 政府は、改正法の施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

(4) 児童相談所の体制強化

- ①児童心理司、②医師又は保健師、③スーパーバイザー(他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司)を配置するものとする。(児童福祉法)(☆)

※ 児童福祉司の配置標準について、区域内の人口等に加え、児童虐待相談対応件数を考慮するものとする。(児童福祉法・同法施行令)

※ 専門職の配置充実を促進するため、厚生労働省において、「児童相談所体制強化プラン」を策定。

- 児童福祉司(スーパーバイザーを含む)は、国の基準に適合する研修を受講しなければならないものとする。(児童福祉法)

※ 社会福祉主事を児童福祉司に任用する場合、任用前の指定講習会を受講させなければならないものとする。(児童福祉法)

- 児童相談所設置自治体は、法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務を適切かつ円滑に行うため、弁護士¹の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。(児童福祉法)

(5) 児童相談所の権限強化等

- 児童相談所から市町村への事案送致を新設。(児童福祉法・児童虐待防止法)

※ 現行は、市町村から児童相談所への事案送致のみ規定。

※ 併せて、児童相談所・市町村に共通のアセスメントツールを開発し、共通基準による初期評価に基づく役割分担を明確化。これにより、漏れのない対応を確保。

- 臨検・捜索について、再出頭要求を経ずとも、裁判所の許可状により、実施できるものとする。(児童虐待防止法)(☆)

※ 現行は、保護者が立入調査を拒むことに加え、再出頭要求にも応じないことが要件。

- 児童相談所・市町村から被虐待児童等に関する資料等の提供を求められた場合、地方公共団体の機関に加え、医療機関、児童福祉施設、学校等が当該資料を提供できる旨を規定。(児童虐待防止法)(☆)

- 政府は、改正法の施行後速やかに、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

(6) 通告・相談窓口等

- 政府は、改正法の施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方や、児童福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

IV 被虐待児童への自立支援

○ 被虐待児童について、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつける。

(1) 親子関係再構築支援

- 親子関係再構築支援は、関係機関等が連携して行わなければならない旨を明記。(児童福祉法)
- 施設入所や里親委託等の措置を解除する際に、都道府県(児童相談所)が委託した民間団体等が必要な助言を実施できるようにする。(児童虐待防止法)(☆)
- 施設入所や里親委託等の措置を解除された児童について、関係機関等が連携して、児童の継続的な安全確認を行うとともに、保護者への相談・支援を実施するものとする。(児童虐待防止法)

(2) 里親委託等の推進

- 里親支援について、都道府県(児童相談所)の業務として位置付け。(児童福祉法)(☆)
- 養子縁組里親を法定化し、研修の義務化、欠格要件や都道府県による名簿の登録について規定。(児童福祉法)(☆)
- 養子縁組に関する相談・支援について、都道府県(児童相談所)の業務として位置付け。(児童福祉法)(☆)
- 政府は、改正法の施行後速やかに、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

(3) 18歳以上の者に対する支援の継続

- 一時保護中の18歳以上の者等について、20歳に達するまでの間、新たに施設入所等措置を行えるようにするとともに、その保護者に対する面会・通信制限等の対象とする。(児童福祉法・児童虐待防止法)
- 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加。(児童福祉法)(☆)

※ 現行は、20歳未満の児童養護施設退所者等が対象。

※ 併せて、施設入所等措置を受けていた者について、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設を検討。

- 第3条の2 「国及び地方公共団体は、**児童が家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなければならない。**ただし、児童及びその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が**家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、**児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童が**できる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、**必要な措置を講じなければならない」

家庭と同様の環境における養育の推進【公布日施行（平成28年6月3日）・児童福祉法】

- 課題**
- 児童が心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭に近い環境での養育の推進を図ることが必要。
 - しかしながら、社会的養護を必要とする児童の約9割が施設に入所しているのが現状。
 - このため、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方を法律において明確化することが必要。

改正法による対応

- 国・地方公共団体（都道府県・市町村）の責務として家庭と同様の環境における養育の推進等を明記。
 - ①まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援。
 - ②家庭における養育が適当でない場合、児童が「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されるよう、必要な措置。
 - ③②の措置が適当でない場合、児童が「できる限り良好な家庭的環境」で養育されるよう、必要な措置。
- ※ 特に就学前の児童については、②の措置を原則とすること等を通知において明確化。



$$\text{里親等委託率} = \frac{\text{里親} + \text{ファミリーホーム}}{\text{養護} + \text{乳児} + \text{里親} + \text{ファミリーホーム}} \quad \text{平成29年3月末} \quad 18.3\%$$

「新しい社会的養育ビジョン」

- 市区町村の子ども家庭支援体制の構築
- 児童相談所・一時保護改革
- 里親への包括的支援体制(フォスタリング機関)の抜本的強化と里親制度改革
- 永続的解決(パーマネンシー保障)としての特別養子縁組の推進
- 乳幼児の家庭養育原則の徹底と、年限を明確にした取組目標
- 子どもニーズに応じた養育の提供と施設の抜本改革
- 自立支援（リービング・ケア、アフター・ケア）
- 担う人材の専門性の向上など
- 都道府県計画の見直し、国による支援

1.家庭(代替養育家庭も含む)で生活している子どもへの支援

- ショートステイ機能の強化（ショートステイ定員枠、ショートステイ里親）
- 訪問型支援（家事援助）：例）養育支援訪問事業の活用
- 子どもへの直接的支援：例）各種子どもの生活・学習支援事業の活用（ひとり親対策・子どもの貧困対策）
- 通所型支援：カウンセリング、ペアレンティング、心理治療プログラム、治療的デイケア
- 親子入所支援（乳児院の親子訓練室を活用した親訓練、産前産後母子ホーム、親子里親の創設）

家庭の抱えている困難は多様→複数の解決策を開拓・開発、実践へ→支援の担い手は、児童家庭支援センターや民間機関を活用

(5) 乳幼児家庭養育原則徹底と年限を明確にした取組目標

- 特に**就学前の子どもは、家庭養育原則**を実現するため、原則として施設への新規措置入所を停止する。このため、遅くとも平成32年度までに全国で行われるフォスタリング機関事業整備を確実に完了する。
- 具体的には、実親支援や養子縁組利用促進を進めた上で、愛着形成等子どもの発達ニーズから考え、**乳幼児期を最優先に****しつつ、フォスタリング機関の整備**と合わせ、全年齢層にわたって代替養育としての里親委託率の向上に向けた取組を今から開始する。
- これにより、愛着形成に最も重要な時期である**3歳未満**については概ね**5年以内**に、それ以外の**就学前の子ども**については概ね**7年以内**に里親委託率**75%以上**を実現し、**学童期以降**は概ね**10年以内**を目途に里親委託率**50%以上**を実現する。

2. 「できる限り良好な家庭的環境」とは

- 小規模施設における小集団を生活単位とした養育環境を意味しており、具体的には、地域小規模児童養護施設や分園型グループケアを指す。こうした養育環境では、最大でも 6 人以下の子どもとケアワーカーが一生活単位を構成し、子どもは、独立性と自律性を備えたこの生活単位において日常生活を送る（略）
- ケアの地域化も重要であり、小規模施設が地域の中に分散して設置されていること（地域化・分散化）を原則とする（略）
- 心理職や医師、看護師など多様な専門職の即時の対応を必要とするような、子どものケアニーズが非常に高い場合や緊急一時保護施設など特別な場合には、生活単位を地域に分散させず、同じ敷地内に複数の生活単位を存在させることもあり得る。そのような場合であっても、生活単位は 4 か所程度とし全体としての規模を大きくしないことが望ましい。

2. 「社会的養護」の考え方と永続的解決の必要性

- **代替養育は、本来は一時的な解決であり、** 家庭復帰、親族との同居、あるいは、それらが不適當な場合の養子縁組、中でも特別養子縁組といった**永続的解決を目的とした対応を、児童相談所は、里親や施設と一致してすべての子どもに対して行われなければならない**、漫然とした長期間にわたる代替養育措置はなくなる必要がある。
- しかしながら、子どもの最善の利益として家庭復帰や養子縁組が困難な場合に長期養育里親委託や長期施設入所措置もやむを得ない場合がありうるが、その場合も、子どものニーズに応じた養育形態が選択されるべきであり、かつ、永続的解決に向けた計画の立案とその実現に向けた不断の努力が必須となる。

○

児童相談所運営指針（2018）

- 「その後の援助により、子どもや家庭の有する問題等が軽減され、又は新たな方向に問題が展開する等、子どもや家庭の問題は変化する。この変化に対応するため、援助指針(援助方針)については、里親等又は児童福祉施設等の意見も踏まえながら、一定の期間（3～4か月に1回程度）をおいて再検討を加えることとし、
- その際、施設入所中の子どもについては、個々の状況に応じて、里親委託や養子縁組を検討するなど家庭養護への移行に向けた最大限の努力を行うこと。特に、乳幼児は、安定した家族の関係の中で愛着関係の基礎を作る時期であることから、数か月以内には家庭養護へ移行できるよう検討すること」

児童相談所運営指針（2018）

- 「まずは家庭復帰に向けた努力を最大限に行う必要があり、それが困難と判断された場合は、親族・知人による養育（親族里親、養育里親や養子縁組）を検討し、さらには特別養子縁組を検討し、これらが子どもにとって適当でないと判断された場合には、里親等への委託や児童福祉施設等への措置を検討すること」

平成28年29年改正児童福祉法と「新しい社会的養育ビジョン」 次のステージ

- 専門人材の確保、司法関与、特別養子縁組制度など、いくつか今後の課題を残している
- ニーズとケア・サポートのギャップを埋める法制度上の大きな転換を果たした
- 国レベルの法制度の転換を、子どもの最善の利益の実現に向けて、「都道府県社会的養育推進計画」を策定し、自治体の実現に向けて取り組んでいく段階
- 児童相談所・区の体制・専門性の強化
民間機関も含めた在宅支援体制、地域ケアの強化
一時保護も含めた社会的養護改革

福岡市の取り組み

社会的養護改革

児童相談所・区・地域における相談支援体制

家庭移行支援（パーマネンシー保障）

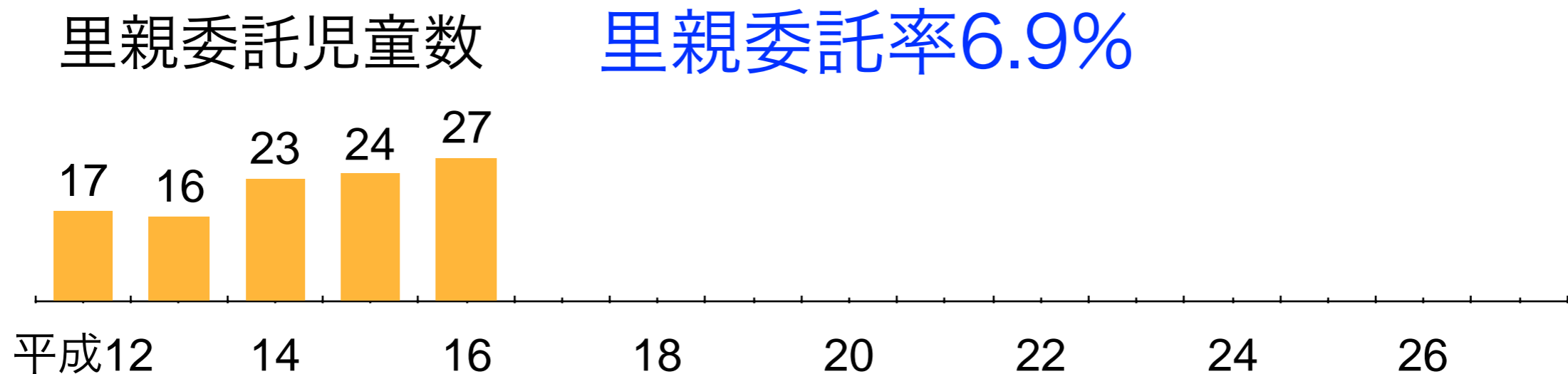
虐待防止活動推進委員会・地域ケアに向けて

福岡市における改革への道のり

- 15(2003)年 えがお館オープン
- 17年 里親委託の推進(新しい絆)
- 21年 福祉職採用開始
えがお館を拠点に、2中学校区にSSW配置
- 22年 子ども虐待防止活動推進委員会
- 23年 常勤弁護士配置
- 24年 社会人福祉職採用、子育て見守り訪問員派遣事業
- 25年 子ども家庭支援センターの設置 (休日夜間相談)
- 26年 福岡市児童虐待防止医療ネットワーク事業
- 28年 家庭移行支援係の設置
乳幼児里親リクルート事業
- 29年 児童心理治療施設設置・一時保護所改革を決定

福岡市における里親委託推進一始まりー

- 平成16年度、虐待など養護相談の増加で市内県内の児童養護施設が満杯
- 遠くの県外の児童養護施設にも子どもたちを入所
- 市内に施設を新設するのではなく、里親委託を活用
- しかし、委託可能な養育里親はいない



市民参加型里親普及事業



- 行政とNPOの共働による里親制度の普及啓発を開始「市民と共に、社会的養護の課題を広め、里親制度の周知を図る」
- 実行委員会「ファミリーシップ」で様々なプランの企画や情報交換、年2回のフォーラム、年十数回の出前講座
- 地元メディアの活用
- NPOと行政の協働の始まり

朝日新聞朝刊 2006年3月9日

里親福岡市で増加中

福岡市南区の夫妻宅で今春、高校3年の男の子が東京で就職する。昨年9月、里親として登録し、翌月に迎え入れた。福岡市南区の夫妻宅で今春、高校3年の男の子が東京で就職する。昨年9月、里親として登録し、翌月に迎え入れた。



福岡市南区の夫妻宅で今春、高校3年の男の子が東京で就職する。昨年9月、里親として登録し、翌月に迎え入れた。

NPO、希望者を橋渡し

福岡市は今年度から同センターに委託して「市民参加型里親普及事業」に取り組み、登録した親子もその一環だ。センターはセシオンに先駆けて昨年7月、児童福祉の専門家らとともに、家庭を失った子どもに現状や里親の体験談を聞き、9月には里親になるための説明会を開く。福岡市は今年度から同センターに委託して「市民参加型里親普及事業」に取り組み、登録した親子もその一環だ。センターはセシオンに先駆けて昨年7月、児童福祉の専門家らとともに、家庭を失った子どもに現状や里親の体験談を聞き、9月には里親になるための説明会を開く。

保護必要な子 大部分は施設

福岡市は今年度から同センターに委託して「市民参加型里親普及事業」に取り組み、登録した親子もその一環だ。センターはセシオンに先駆けて昨年7月、児童福祉の専門家らとともに、家庭を失った子どもに現状や里親の体験談を聞き、9月には里親になるための説明会を開く。

里親制度 親がいなかったり、親た子どもを養育に当たる「専門里親」から虐待を受けたりして、親も02年に創設された。里親には一定額の子育て費や教育費などが公費で、長期にわたる「養育里親」から支給されるほか、養育、短期里親原則1年以内の「短期里親」などが、親には月約3万円、専門里親には月約9万円の手当がある。

民間フォスタリング機関の活用

- 乳幼児の養育里親（一時保護も対応）の開拓，養成，委託，委託後支援を民間機関に対して包括的に委託（乳幼児里親リクルート事業）
- 事業開始 平成28年8月
- 実施方法 委託事業所を公募
キーアセットに委託
- 「攻めるリクルート」
チラシのポスティング，商業施設でのイベントやブース設置、バス車内広告，市政だよりなど広く広報。問い合わせに迅速な対応
- 「きめ細かな養成システム」
ガイダンス後里親候補者の状況を考慮した登録前研修の実施 ⇒ 土日にも開催，少人数の参加型研修。里親候補者の強み弱みの把握
- 「きめ細かで頻回な委託後支援」
委託直後からの訪問（多いときは週に3回）や電話、解除後のフォロー



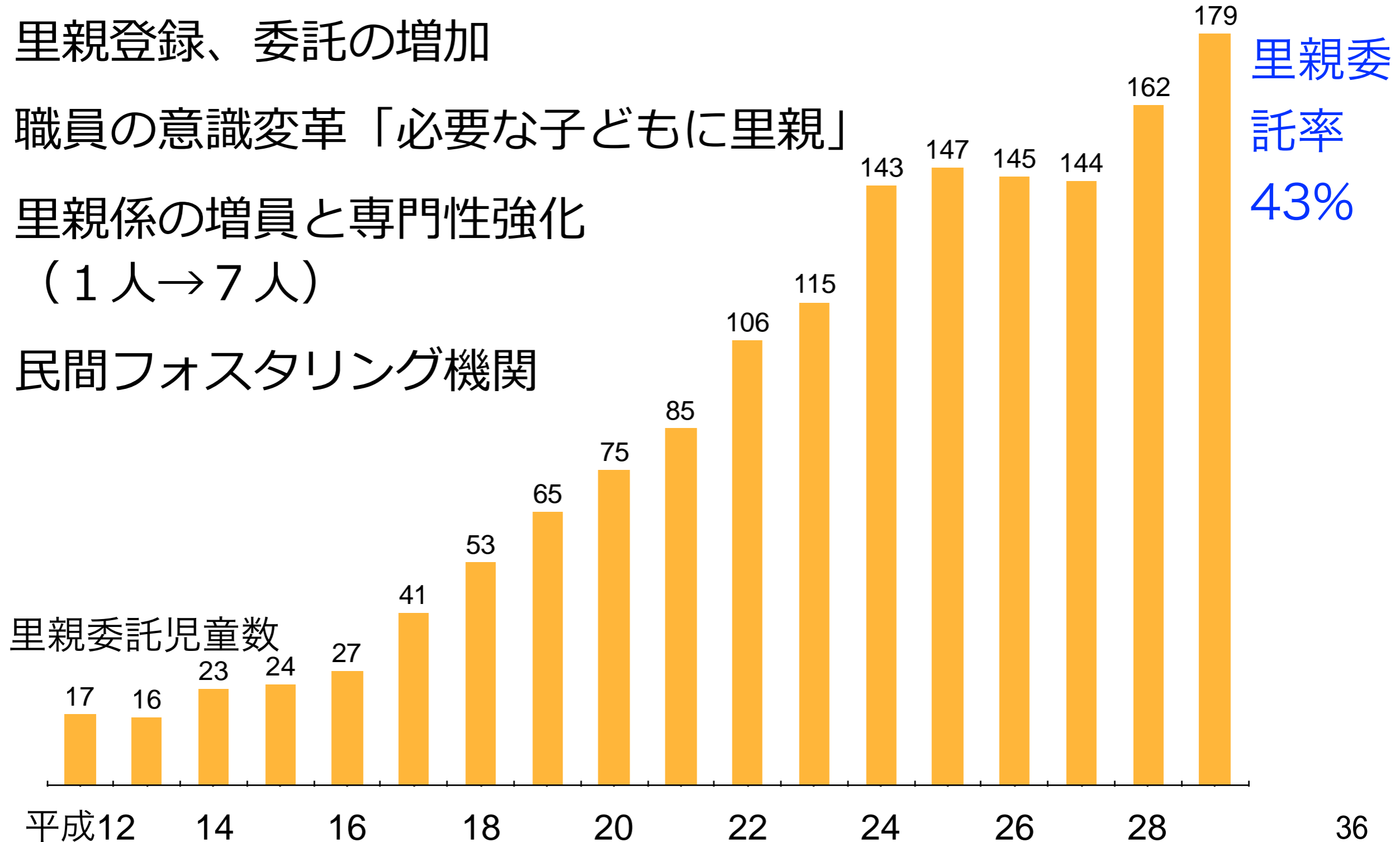
福岡市における里親委託推進

○ 「新しい絆」事業の成果 → 里親制度の市民への広がり、
里親登録、委託の増加

○ 職員の意識変革「必要な子どもに里親」

○ 里親系の増員と専門性強化
(1人→7人)

○ 民間フォスタリング機関



児童相談所の専門機関化

- 児童福祉司の専門職化（福祉職・社会人福祉職の採用）
 - ・ 15年度、児童福祉司19名
福祉職0、他の資格職1（保健師1名）
 - ・ 30年度、児童福祉司36名
福祉職23、他の資格職10（保育士4名、心理職2名、行政事務職で社会福祉士取得者4名）
- 精神科医(所長)、弁護士 of 専門職配置
 - ・ 15年度開設時に、精神科医（所長）を配置
 - ・ 23年度 常勤弁護士配置
- 教育相談課・スクールソーシャルワーカーの協働・連携

常勤弁護士の有用性 法的権限を駆使できる体制

- 迅速性・即時性 法的問題に対して迅速に直接対応
- 業務の適正化
 - ・ 子どもの権利擁護を最優先とした行政処分の適法性判断
 - ・ 法的妥当性の確信に基づく権限行使・業務執行
 - ・ 各種会議出席時の法的問題の指摘（法令に基づく適正手続きの保障、子ども・保護者の権利擁護）
- 職員の法的専門性の向上。児童福祉司の強力なバックアップ
 - ・ 虐待通告当初から事実や証拠収集の具体的指示，事実認定の手法指導 ⇒ 適切な事実認定に基づく判断
- 児相職員の子どもの権利に対する意識の向上
一時保護所の子どもの権利、子どもの面会交流権など

児童相談所とスクールソーシャルワーカーの連携

- 教育相談課にスクールソーシャルワーカー(SSW)の配置
 - 20年度、SSWを2中学校区に配置（2名）
その後、年々、増員。
 - 30年度、全中学校区に配置（69名）
 - 日常的に、SSWと児童相談所職員が連携できる体制
 - 31年度、福岡市立学校職員（拠点校スクールソーシャルワーカー）を7名配置予定
- 日常的に、児童相談所児童福祉司とスクールソーシャルワーカーが、全ての校区で連携できる体制

区保健福祉センターや地域における相談支援体制

- 17年度、区保健福祉センターにこども相談係を設置
 - ・ 虐待通告の窓口、要保護児童対策地域協議会事務局、子ども家庭への相談支援、DV対応など
 - ・ 17年度 2名体制 → 30年度 4～6名体制へ
(児相経験者14名中2名) → (児相経験者35名中11名)
- 25年度、子ども家庭支援センターを1箇所設置
27年度、子ども家庭支援センターを2箇所目設置
それぞれ、NPOが運営。夜間・土曜・休日の相談支援
- こども総合相談センター・区こども相談係・子ども家庭支援センターがそれぞれの専門性を活かした、切れ目のない子ども家庭相談支援システムを構築中。プラス他のNPOの活動も

家庭移行支援の取り組み（平成28年～）

- 家庭移行支援係の設置 係長含めて6名の体制
- 3年以上施設入所児童の集中的ケースワーク（家庭移行支援）
実親家庭復帰、親族家庭、里親、養親への移行、自立支援
- 施設入所児童全体のモニター（長期入所防止）
早期パーマネンシー保障を考慮
- 在宅支援のための資源の開発・開拓
ニーズ調査（児童相談所・区役所）、親支援を児童家庭支援センターへの事業委託、NPOを活用した子どもへの直接支援の試み
- 社会的養護自立支援事業（措置解除後のサポート）
- 子どもの意見表明権の保障、未成年後見人の積極的な活用

平成21年度、5件6人の死亡事件

- 平成21年度、5件6人の子どもが虐待死亡（心中を含む）
- 児童相談所や区役所との関わりはあったが、事前に虐待通告はなかった（虐待のサインはなかった）
- それぞれに、リスク・困難は抱えていた
そのリスクや困難に応じた支援が、届かなかった
- 地域の中では孤立していた。家族や親族の中でも孤立（疎遠）であった
- 虐待通告を促すだけでは（虐待対策だけでは）防げない
- 子どもや保護者がsosを出せること、受け止められること。
保護者を孤立させない地域づくりや人間関係づくり

杉山春：彼らは“極悪人”なのか

—子どもの虐待死と社会から「排除」された親たち—

- 私が取材をした上記3件の親たちは、みんな幼い時に暴力やネグレクトを受けて、孤立の中で育っていた。大人になってもなおさまざまなきづらさを抱え、社会の中で安定して生きる力を持ってない。そしてそのことを社会から隠している。子どもが順調に育っているときには公的支援を受けても、問題が生じて状況が深刻化すると自ら申告して支援を受けることをしない—あるいはできない。
- 目黒区の事件をきっかけに児相が強化され、虐待される子どもの発見に力を入れることは有用だ。だが最も有効な方策は、若年者層を社会に丁寧に組み入れ、安心して人が出会い、子どもを家族だけでなく社会の責任として育てていく仕組みづくりだろう。親たちは社会から排除されると感じる時に、最も激しい暴力を一番弱い子どもに向ける

- 2016年、児童福祉法が改正され、子供が権利の主体としてその最善の利益が優先されることとなった。17年、厚労省は「児童福祉の理念を具体化する」ための工程を示すものとして「新しい社会的養育ビジョン」を発表した。
- このビジョンでは里親委託や特別養子縁組制度を拡大し、施設入所を減らす方針が大きく報道された。だがそれだけではなく、地域に「子ども家庭総合支援センター」を作り、ソーシャルワークの力を強化、医師やボランティアなど地域のリソースと連携して子育てができるように家族を支える仕組みを作ろうという理念を持つ。

地域・コミュニティの包摂的なネットワークづくり



 **つながろう 子どもの笑顔のために**



このまちの子どもや家庭を支える1人になりませんか。
あなたの思いが、子どもの虐待防止につながっていきます。

福岡市子ども虐待防止活動推進委員会

地域・コミュニティの包摂的なネットワークづくり

* できることがあります *

あなたの周りから

- 近所の子どもたちと挨拶をかわす
- 子どもの話を聴く
- 困っている人に声をかける
(いち・はや・く)
- 虐待かと思ったら189に電話する
- 相談窓口を伝える・一緒に行く

仲間と一緒に

- 講演会や講座などに参加する
- オレンジリボンを着ける

子どもや家庭を支援する団体に

- ボランティアとして参加する
- 寄付する



活動について知りたい人は、

ホームページを見てね!

つながろう 虐待防止

検索



(お問い合わせ)

福岡市子ども虐待防止活動推進委員会

福岡市こども未来局こども家庭課 TEL092-711-4238 FAX 092-733-5534

コミュニティの力こそが重要

- 「虐待されトラウマを抱えた子どもたちにもっとも必要なのは、幼少期のトラウマに起因する痛みやつらさや喪失感をやわらげてくれる健全なコミュニティである。彼らを癒すのに何よりも効果的なのは、人間関係の質と量を増やすことだ。優しいケア（loving care）をたゆまず辛抱強く繰り返すことが役に立つ」（ブルース・ペリー）

ブルースペリー 「犬として育てられた少年」（紀伊国屋書店）

参考文献

- 藤林武史：児童相談所の現状と虐待防止最前線. 自由と正義 66(6), 17-23, 2015.
- 永野咲ら：社会的養護措置解除後の生活実態とデプリベーション. 社会福祉学 54(4), 28-40, 2014
- 藤林武史：ニーズとのギャップを埋める努力を. 子どもの虐待とネグレクト 13(2), 238-243, 2011.
- 畠山由佳子「子ども虐待在宅ケースの家族支援」 (明石書店)
- 藤林武史「児童相談所改革と協働の道のり」 (明石書店)
- 藤林武史：乳幼児の家庭養育原則と新しい社会的養育ビジョン. 世界の児童と母性 83, 12-16, 2018.
- 杉山春：彼らは“極悪人”なのかー子どもの虐待死と社会から「排除」された親たち. <https://www.nippon.com/ja/currents/d00431/>
- ブルースペリー「犬として育てられた少年」 (紀伊国屋書店)